

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

資料2

柱立記号	ページ数	所管部局等	所管課室	
1 防災の推進				
1 防災意識の向上と避難行動の実践 P. 18				
防災に関する普及啓発	1 - 1 - 1	18	危機管理部	危機管理課、災害対策課
「マイ避難」の推進	1 - 1 - 2	18	危機管理部	危機管理課
学校における防災教育の実施	1 - 1 - 3	18	危機管理部、教育庁	危機管理課、災害対策課、義務教育課、特別支援教育課、健康教育課
防災訓練の促進	1 - 1 - 4	18	危機管理部	災害対策課
震災教訓等の伝承	1 - 1 - 5	18	文化スポーツ局、教育庁	生涯学習課、社会教育課
2 地域防災活動の充実 P. 18				
自主防災組織の活動促進	1 - 2 - 1	18	危機管理部	災害対策課
自主防災組織新規設立の支援	1 - 2 - 2	18	危機管理部	災害対策課
地域防災活動の中心となる人材の育成	1 - 2 - 3	18	危機管理部	災害対策課
災害ボランティアセンター等との連携強化	1 - 2 - 4	18	危機管理部、保健福祉部	災害対策課、社会福祉課
3 消防防災活動の充実 P. 18				
消防団の充実強化に向けた取組	1 - 3 - 1	18	危機管理部	消防保安課
防災機関が連携した各種訓練の実施	1 - 3 - 2	19	危機管理部、保健福祉部、土木部、警察本部	消防保安課、災害対策課、地域医療課、道路管理課、河川整備課、砂防課、空港施設室、災害対策課(県警)
テロ等対応能力の向上に向けた訓練の実施	1 - 3 - 3	19	危機管理部	危機管理課
消防防災ヘリコプターによる消防防災活動の実施	1 - 3 - 4	19	危機管理部	災害対策課
災害派遣医療チーム(DMAT)等の整備	1 - 3 - 5	19	保健福祉部	地域医療課、障がい福祉課
4 防災体制の整備 P. 19				
迅速な避難行動に向けた取組	1 - 4 - 1	19	危機管理部	災害対策課
効果的でわかりやすい防災情報の発信	1 - 4 - 2	19	危機管理部	災害対策課
避難行動要支援者個別避難計画の作成支援	1 - 4 - 3	20	危機管理部、保健福祉部	災害対策課、保健福祉総務課
避難所の運営改善や福祉避難所の機能強化	1 - 4 - 4	20	危機管理部、保健福祉部	災害対策課、保健福祉総務課
避難所における災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣体制の整備	1 - 4 - 5	20	保健福祉部	社会福祉課
受援体制の整備	1 - 4 - 6	20	危機管理部	災害対策課
市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用	1 - 4 - 7	20	危機管理部、避難地域復興局	災害対策課、生活拠点課
被災宅地危険度判定士による支援	1 - 4 - 8	20	土木部	都市計画課、まちづくり推進課
被災建築物応急危険度判定士による支援	1 - 4 - 9	20	土木部	建築指導課

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

1 原子力発電所の安全監視とALPS処理水への対応 P. 28				
原子力発電所の安全監視	2 - 1 - 1	28	危機管理部	原子力安全対策課
廃炉の進捗状況等の情報提供	2 - 1 - 2	28	危機管理部	原子力安全対策課
ALPS処理水への対応	2 - 1 - 3	28	危機管理部	原子力安全対策課
2 環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりやすい情報発信 P. 28				
環境放射能の監視、測定及び公表	2 - 2 - 1	28	危機管理部	原子力防災課
ALPS処理水のモニタリング強化	2 - 2 - 2	28	危機管理部	原子力防災課
3 原子力防災体制の充実・強化 P. 28				
原子力防災訓練	2 - 3 - 1	28	危機管理部	原子力防災課
原子力防災資機材の更新	2 - 3 - 2	28	危機管理部	原子力防災課
原子力防災研修会の開催	2 - 3 - 3	28	危機管理部	原子力防災課

3 防犯の推進

1 防犯意識の向上	P. 34			
防犯に関する情報提供、指導を通じた取組	3 — 1 — 1	34	警察本部	地域企画課
地域安全情報の発信	3 — 1 — 2	34	警察本部	生活安全企画課
子どもの安全教育の充実	3 — 1 — 3	34	教育庁、警察本部	高校教育課、特別支援教育課、健康教育課、少年女性安全対策課
サイバー犯罪被害防止	3 — 1 — 4	34	警察本部	サイバー犯罪対策課
2 防犯活動の充実	P. 34			
防犯ボランティア活動支援	3 — 2 — 1	34	生活環境部、警察本部	生活環境総務課、生活安全企画課
各主体が連携した地域安全活動の推進	3 — 2 — 2	34	警察本部	生活安全企画課、地域企画課
被災者等による自主防犯組織への支援	3 — 2 — 3	34	警察本部	生活安全企画課
3 防犯環境の整備	P. 34			
地域社会の連携による子どもの安全確保	3 — 3 — 1	34	教育庁、警察本部	義務教育課、特別支援教育課、健康教育課、少年女性安全対策課
学校における安全確保	3 — 3 — 2	34	教育庁	高校教育課、特別支援教育課、健康教育課
犯罪が起こりにくい環境整備	3 — 3 — 3	35	警察本部	生活安全企画課
4 防犯体制の整備	P. 35			
地域に密着した警防活動の推進	3 — 4 — 1	35	警察本部	地域企画課
金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止	3 — 4 — 2	35	警察本部	生活安全企画課
店舗対象の強盗事件等被害の防止	3 — 4 — 3	35	警察本部	生活安全企画課

4 虐待等対策の推進

1 虐待等防止のための意識の向上	P. 40			
暴力、虐待防止の周知啓発	4 — 1 — 1	40	保健福祉部、こども未来局	高齢福祉課、障がい福祉課、児童家庭課
障がい者の権利擁護の推進	4 — 1 — 2	40	保健福祉部	障がい福祉課
施設等における虐待防止対策	4 — 1 — 3	40	保健福祉部、こども未来局	高齢福祉課、障がい福祉課、児童家庭課
2 虐待等の防止体制の強化	P. 40			
関係機関連携によるDV防止対策	4 — 2 — 1	40	こども未来局	児童家庭課
児童相談所による総合的な支援の強化	4 — 2 — 2	40	こども未来局	児童家庭課
高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援	4 — 2 — 3	40	保健福祉部	高齢福祉課
障がい者虐待防止ネットワーク構築	4 — 2 — 4	40	保健福祉部	障がい福祉課
3 虐待等の被害者又はその家族等への支援	P. 40			
関係機関連携によるDV被害者支援	4 — 3 — 1	40	こども未来局	児童家庭課
虐待を受けた児童への保護・支援	4 — 3 — 2	40	こども未来局	児童家庭課
高齢者虐待の被害者等への支援	4 — 3 — 3	41	保健福祉部	高齢福祉課

5 交通安全の推進

1 交通安全意識の向上	P. 46			
段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	5 — 1 — 1	46	総務部、生活環境部、教育庁、警察本部	私学・法人課、生活交通課、健康教育課、高校教育課、交通企画課
住民参加と協働の推進	5 — 1 — 2	46	生活環境部、警察本部	生活交通課、交通企画課
2 交通安全活動の充実	P. 46			
民間団体等の主体的活動の推進	5 — 2 — 1	46	生活環境部、警察本部	生活交通課、交通企画課
交通ボランティア活動支援	5 — 2 — 2	46	生活環境部、警察本部	生活交通課、交通企画課
交通規則遵守の推進	5 — 2 — 3	46	警察本部	交通企画課
3 道路交通環境に配慮した交通安全対策の推進	P. 46			
通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策	5 — 3 — 1	46	土木部	道路整備課
事故分析による事故削減対策	5 — 3 — 2	46	生活環境部、土木部、警察本部	生活交通課、道路計画課、道路整備課、交通企画課、交通規制課
地域の特性に応じた交通規制	5 — 3 — 3	46	警察本部	交通規制課
地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備	5 — 3 — 4	46	土木部、警察本部	道路整備課、交通規制課

6 医療に関する県民参画等の推進

1 疾病に対する正しい知識の普及啓発	P. 50			
生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発	6 — 1 — 1	50	保健福祉部	健康づくり推進課
感染症に対する正しい知識等の普及啓発	6 — 1 — 2	50	保健福祉部	感染症対策課
心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援	6 — 1 — 3	50	保健福祉部	障がい福祉課
認知症に関する理解促進	6 — 1 — 4	50	保健福祉部	高齢福祉課
2 献血等医療提供に関する県民参加の促進	P. 50			
献血運動の普及啓発	6 — 2 — 1	50	保健福祉部	薬務課
骨髓バンクやアイバンクドナー登録の促進	6 — 2 — 2	50	保健福祉部	地域医療課
3 行政と医療関係団体との連携の強化	P. 50			
医療提供体制の構築	6 — 3 — 1	50	保健福祉部	地域医療課
関係機関連携による献血の促進	6 — 3 — 2	50	保健福祉部	薬務課
市町村との連携強化	6 — 3 — 3	50	保健福祉部	障がい福祉課
4 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理	P. 51			
放射線の影響に対する健康管理	6 — 4 — 1	51	保健福祉部	県民健康調査課
被災者の心のケア	6 — 4 — 2	51	総務部、保健福祉部、こども未来局	私学・法人課、社会福祉課、障がい福祉課、児童家庭課
児童生徒の望ましい運動習慣や食習慣の確立	6 — 4 — 3	51	教育庁	健康教育課

7 食品の安全確保の推進

1 県民の食品の安全確保に関する意識の向上	P. 56			
食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進	7 — 1 — 1	56	生活環境部、保健福祉部、農林水産部	消費生活課、食品生活衛生課、環境保全農業課、林業振興課
食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進	7 — 1 — 2	56	保健福祉部、農林水産部	食品生活衛生課、農林企画課
食育の推進	7 — 1 — 3	56	保健福祉部、農林水産部、教育庁	健康づくり推進課、農産物流通課、健康教育課
2 食品の安全対策の強化	P. 56			
ふくしまHACCPの導入普及に関する取組	7 — 2 — 1	56	保健福祉部	食品生活衛生課
流通・販売段階における監視・指導の強化	7 — 2 — 2	56	保健福祉部、農林水産部	食品生活衛生課、環境保全農業課、農産物流通課
食の安全を確保するための検査体制の充実・強化	7 — 2 — 3	56	保健福祉部、教育庁	食品生活衛生課、薬務課、健康教育課
関係機関との連携強化	7 — 2 — 4	56	生活環境部、保健福祉部、農林水産部	消費生活課、食品生活衛生課、環境保全農業課
3 食品中の放射性物質対策への取組	P. 56			
放射性物質測定の実施と測定結果の発信	7 — 3 — 1	56	生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、教育庁	消費生活課、食品生活衛生課、産業振興課、環境保全農業課、農産物流通課、畜産課、林業振興課、健康教育課
放射性物質対策の情報共有とリスクコミュニケーションの促進	7 — 3 — 2	56	生活環境部、保健福祉部、農林水産部	消費生活課、食品生活衛生課、農産物流通課、林業振興課

8 生活環境の保全

1 生活環境保全に関する意識の向上	P. 60			
水・大気環境に関する普及啓発	8 — 1 — 1	60	生活環境部	水・大気環境課
廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発	8 — 1 — 2	60	生活環境部	一般廃棄物課、産業廃棄物課
地球温暖化対策等に向けた意識啓発	8 — 1 — 3	60	生活環境部	環境共生課
環境教育の充実と指導者の育成	8 — 1 — 4	60	生活環境部	生活環境総務課
2 環境保全対策の強化(監視、調査を含む)	P. 60			
工場・事業場に対する監視の強化	8 — 2 — 1	60	生活環境部	水・大気環境課
産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施	8 — 2 — 2	60	生活環境部	産業廃棄物課
県民総ぐるみの地球温暖化対策	8 — 2 — 3	60	生活環境部	環境共生課
3 生活環境保全のための体制の整備	P. 60			
事故発生時の対応	8 — 3 — 1	60	生活環境部	水・大気環境課
市町村の取組支援	8 — 3 — 2	61	生活環境部	一般廃棄物課、産業廃棄物課
不法投棄広域化への対応	8 — 3 — 3	61	生活環境部	産業廃棄物課
参加と連携・協働による環境保全活動の推進	8 — 3 — 4	61	生活環境部	環境共生課
事業者等への支援	8 — 3 — 5	61	商工労働部	経営金融課
4 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復	P. 61			
環境放射線モニタリングの実施	8 — 4 — 1	61	危機管理部、生活環境部	原子力防災課、自然保護課
除染等の着実な実施	8 — 4 — 2	61	生活環境部	中間貯蔵・除染対策課
中間貯蔵施設の安全確保	8 — 4 — 3	61	生活環境部	中間貯蔵・除染対策課
放射線教育の推進	8 — 4 — 4	61	教育庁	義務教育課

9 消費者の安全確保の推進

1 消費者の安全意識の向上		P. 66			
消費者への情報提供	9 — 1 — 1	66	生活環境部	消費生活課	
世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施	9 — 1 — 2	66	生活環境部	消費生活課	
情報活用能力の向上	9 — 1 — 3	66	企画調整部、こども未来局、 教育庁	デジタル変革課、こども・青少年政策課、高 校教育課、義務教育課	
消費者団体の育成	9 — 1 — 4	66	生活環境部	消費生活課	
2 消費者のための安全対策の強化		P. 66			
不当表示・取引に対する事業者への指導	9 — 2 — 1	66	生活環境部	消費生活課	
安全三法に基づく販売事業者への立入検査の実施	9 — 2 — 2	66	生活環境部	消費生活課	
消費者事故等に関する情報の周知	9 — 2 — 3	66	生活環境部	消費生活課	
福島県消費者安全確保地域協議会の開催及び情報 共有	9 — 2 — 4	66	生活環境部	消費生活課	
市町村における消費者安全確保地域協議会の設置 や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた支援	9 — 2 — 5	66	生活環境部	消費生活課	
3 消費者被害の防止と救済		P. 66			
県消費生活センターの相談対応機能強化	9 — 3 — 1	66	生活環境部	消費生活課	
市町村相談窓口の充実等の支援	9 — 3 — 2	67	生活環境部	消費生活課	
製品事故の原因調査	9 — 3 — 3	67	生活環境部	消費生活課	

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
(1) 防災意識の向上と避難行動の実践														
1-1-1 防災に関する普及啓発														
1	防災に関する出前講座やセミナーの実施、ホームページ・各種広報媒体やイベント等による普及啓発、県危機管理センター見学の積極的な受入などを通じて、地震や津波、風水害等を始めとした様々な災害に対する県民一人一人の防災意識の高揚を図ります。	主に小学校を対象とした防災出前講座を実施し、地域防災力の向上を促す。	そなえるふくしま防災事業	そなえるふくしまノートやマイ避難ノートなどを活用した出前講座を開催し、県民に対して、「防災意識の向上」に資する防災啓発の取組を実施する。	防災啓発の実施 ①危機管理センター施設見学での防災講座受講者数 1,352人 ②防災出前講座受講者数 3,421人	方部別の実施状況に偏りがある	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方針> 災害が激甚化・頻発化していることから、より多くの県民に対して、広く防災啓発を行い防災意識を高めて災害発生時の適切な避難行動につなげていく必要がある。講座内容を児童自身が考える項目を盛り込むなど、出前講座等の啓発効果をより高め、防災意識の深化を図る。	そなえるふくしま防災事業	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47% 以上	危機管理部	危機管理課災害対策課
1-1-2 「マイ避難」の推進	R4年度に公表した地震・津波被害想定調査結果の概要版('リーフレット')や啓発用資料を活用するなど、市町村と協力して調査結果等を広く周知することで、県民一人一人の防災に対する意識付けを図る。	地震・津波被害想定調査結果活用震災対策事業	R4年度に公表した被害想定調査結果を一人でも多くの方に知つてもらい、感震ブレーカーの設置や家具の固定など一人一人が事前に対策することによって、その被害を減らすことが出来ることを知ってもらい防災意識の向上及び事前の対策強化を図る。	①市町村防災訓練3回、②その他イベント1回に参加し、住民の防災意識向上に取り組んだ。	特になし	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	地震・津波被害想定調査結果活用震災対策事業	-					危機管理部	災害対策課
2	「災害の被害の大きさ」や「命を守るために避難の必要性」を県民に浸透させ、マイ避難の定着を図るために、各種媒体を用いた啓発を実施するとともに、子育て世代を中心とした災害に関する様々な「体験」ができる総合防災イベントを昨年度より規模を拡大して開催する。また、マイ避難推進員や地域防災サポートによる講習会を開催して、マイ避難シートの作成の促進を行なう。加えて、マイ避難シートを作成できる防災アプリの機能改修を行い、より防災意識の高揚、防災行動の「実践」につなげていく。	災害からいのちを守る啓発事業	1 いのちを守る啓発事業 (1)マイ避難推進講習会 災害リスクアリに居住する住民に対し講習会を開催し、県民にマイ避難シートの作成等を説明し、防災行動の変容を促す。 (2)広報委託 様々な媒体により県民に対するマイ避難普及定着を図る。	1 いのちを守る啓発事業 (1)マイ避難推進講習会 受講者2,599人 (2)広報委託 TV(CM、企画)、新聞、ラジオ、WEB、SNSで広報実施 (3)防災イベント 3年連続で郡山市の開催であり、他地域での防災啓発が必要。来場者に防災意識を高めていただくことはもとより、防災行動の実践に移していただくための仕掛けの強化が必要	1 いのちを守る啓発事業 (1)マイ避難普及定着事業 実施地域に偏りがある (2)マイ避難普及定着事業 3年連続で郡山市の開催であり、他地域での防災啓発が必要。来場者に防災意識を高めていただくことはもとより、防災行動の実践に移していただくための仕掛けの強化が必要	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を継続 <今後の方針> (1)マイ避難推進講習会 防災士資格を有する防災サポートによるマイ避難推進講習会に重点を置くことで、実施地域の偏在の解消に努める。 (2)マイ避難普及定着事業 (1)防災イベント 来場者6,600人 (2)防災DX推進事業 (3)防災DX推進事業 (1)防災アプリの運用保守 防災情報を一元化し、県民の防災意識の向上を図る。	災害からいのちを守る啓発事業 そなえるふくしま防災事業	1-11	災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	8.00%	18.62% 以上	危機管理部	危機管理課災害対策課	
1-1-3 学校における防災教育の実施	主に小学校を対象とした防災出前講座を実施し、地域防災力の向上を促す。	そなえるふくしま防災事業(再掲)	そなえるふくしまノートやマイ避難ノートなどを活用した出前講座を開催し、県民に対して、「防災意識の向上」に資する防災啓発の取組を実施する。	防災出前講座受講者数 3,421人	方部別の実施状況に偏りがある	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方針> 災害が激甚化・頻発化していることから、より多くの県民に対して、広く防災啓発を行い防災意識を高めて災害発生時の適切な避難行動につなげていく必要がある。講座内容を児童自身が考える項目を盛り込むなど、出前講座等の啓発効果をより高め、防災意識の深化を図る。	そなえるふくしま防災事業	1-10	大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料の備蓄などを行っていると回答した県民の割合	41.80%	69.80%	危機管理部	危機管理課災害対策課	
	防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや本県の災害リスク、災害時の正しい行動、負傷者に対する応急処置について学ぶことにより、防災を身近な問題として認識させ、危険を予測し、自らの判断で行動できるよう取組を進めます。	-	R4年度に公表した被害想定調査結果を一人でも多くの方に知つてもらい、感震ブレーカーの設置や家具の固定など一人一人が事前に対策することによって、その被害を減らすことが出来ることを知ってもらい防災意識の向上及び事前の対策強化を図る。	R4年11月25日に公表した福島県地震・津波被害想定調査結果に基づき、高校生向けの啓発リーフレットを作成した。その上で教育厅関係機関から出前講座の依頼が無かった。	教育厅関係機関からの出前講座の依頼が無かった。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方針> 教育厅関係機関からの要望が見込まれない場合は、各種イベント等を通して学生に対しても周知啓発を行う。	-	-					危機管理部	災害対策課
3	各学校において、避難訓練や教科横断的な取組等により、防災教育の充実を図るよう促す。児童生徒への防災教育が充実するよう、学校安全指導者養成研修会を実施する。(3地区)	学校安全教室推進事業(健康)	県内学校の安全教育担当者を対象に効果的な安全対策の在り方について研修を行う。(健康)	福島県学校安全指導者養成研修会を実施した。(10/3相双地区、10/8県北地区、10/10県南地区)(健康)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方針> R6年度は中央研修の内容の伝達講習により、防災意識を高める教育の充実を図った。R7年度も同様に行なう。(健康) 各学校において、避難訓練や教科横断的な取組等により、防災教育の充実を図るよう促す。	学校安全教室推進事業(健康)	-					教育厅	義務教育課特別支援教育課健康教育課
	震災学習の教材開発に苦慮する教員がいることから、学校現場での震災、防災教育に寄与するために、教職員対象の研修会を行う。	福島県災害時学校支援チーム「HOPE-F」	教育厅職員及び県立学校教員により、福島県災害時学校支援チーム「HOPE-F」を構成する。発災時の学校再開支援を行うとともに、学校等で行われる防災教育の取組を推進する。また、チーム員以外の教職員を対象とした研修会を開催する。	令和7年度新規事業	-	<令和7年度の状況> 新規事業として、チーム員の募集を開始した。研修会を行い、学校等での防災教育に寄与するとともに、発災時に備える。	福島県災害時学校支援チーム「HOPE-F」	-					教育厅	教育総務課社会教育課

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課		
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値				
	1-1-4 防災訓練の促進															
4	将来想定される地震等の災害について県民へ広く周知するとともに、地域や市町村における防災訓練の実施を促進します。	R4年度に公表した地震・津波被害想定調査の調査結果の概要版(リーフレット)や啓発資料を活用するなど、調査結果等を広く周知することで、県民一人一人の防災に対する意識付けを図る。また、広域津波避難訓練を沿岸市町と連携して実施するとともに、県内5方で地方防災訓練を実施予定。	地震・津波被害想定調査結果活用震災対策事業(再掲)	住民の津波に対する避難意識向上のために、沿岸市町と連携して、有事に備えて平時より避難訓練を実施する	自衛隊と共同して実施する「みちのくアラート2024」にて、県が主導する防災訓練に沿岸3市町に参加してもらい、発災時の連携に取り組んだ。また、沿岸市町と連携した広域津波避難訓練を10月から11月にかけて行い、地震・津波被害想定調査結果に基づく啓発を行った。	各市町が訓練の実施日や内容等を決定するが、県が主導となった訓練が出来ていない。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方針> 沿岸市町の学校・企業・福祉施設等を対象に地震・津波避難訓練(シェイクアウト訓練)を実施し、県民の防災意識の向上を目指す。	地震・津波被害想定調査結果活用震災対策事業	-				危機管理部	災害対策課		
	1-1-5 震災教訓等の伝承															
5	東日本大震災・原子力災害伝承事業 ・常設展示の他、企画展を2回開催 「福島と放射線」「長期避難と祭り」 ・R6年度の入館者数:86,551人	東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業	甚大な災害に見舞われた福島県の記録及び教訓、復興のあゆみを着実に進める過程を収集、保存及び研究し、風化させることなく後世に引き継ぎ、国内外へ共有するとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進及び本県の復興の加速化に寄与することを目的に設置する東日本大震災・原子力災害伝承館(以下「伝承館」)の管理運営を指定管理者に委託する。	○伝承館管理運営 入館者数 86,551人、収集資料点数:1,059点、一般研修:346団体(14,512人)、専門講座:6団体(126人)、展示:企画展2回・県外出張展示3回・海外出張展(フランクス)1回、調査研究・研究活動報告会・学術研究集会を実施 ○復興のあゆみ・魅力発信 10月、3月にイベント実施、モニターリング・3回実施、県外で県内12伝承施設のパネル展を開催	・甚大な複合災害に見舞われた福島県の記録及び教訓、復興のあゆみを風化させることなく後世に引き継ぐため、伝承館での来館体験の向上を通じて、新規来館者層を開拓するとともにリピート利用を促し、来館者の増に務める必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方針> ・当該事業は総合計画の基本指標に、プラスの影響を与えた。 (当該事業は、伝承館の管理運営であり、伝承館の来館者数に直結するため。) ・伝承館の資料収集や調査・研究の成果を活かして、復興の進展を踏まえた展示更新・魅力的な企画展開催及び研修内容の充実を図ることで、来館体験を向上しリピート利用を促す取組。 ・震災学習に利用する事前学習教材の普及、伝承館を核とした交流促進など、来館者の裾野を拡大する取組。 ・上記により、令和7年度以降も成果が期待できる。	東日本大震災・原子力災害伝承館管理運営事業	-					文化スポーツ局	生涯学習課		
	東日本大震災・原子力災害や自然災害等に関連する資料等を収集・保存し、広く県民に情報提供して、その教訓を次世代に伝承します。	次世代につなぐ震災伝承事業	語り部育成講座(全4回) ・東日本大震災・原子力災害ふくしま語り部ネットワーク会議(2回開催) ・伝承者育成プログラム検討プロジェクトチーム会議(2回開催) ・県外語り部派遣(年間44人派遣) ・伝承者育成講座(全4回) ・伝承者英語講座(全4回) ・交流会開催	語り部団体等のネットワーク化や、人材育成、県外等への語り部派遣を行うことで、語り部等の持続的な活動の仕組みづくりに取り組み、次世代への震災の記憶と教訓の伝承につなげていく。	・伝承者育成講座(全4回) 14人を育成した。 ・伝承者育成英語講座(全4回)3人を育成した。 ・3.11被災地視察研修(令和6年10月10~11日) ・ふくしま震災伝承者交流会(令和6年11月19日) ・ふくしま震災等語り部県外派遣者数44人	・発災から14年が経過し、語り部の高齢化による後継者の不足などが課題となっており、語り部の発掘や人材育成をする必要がある。 ・県外からのニーズが高いため、県外語り部派遣数をより拡大する必要がある。 ・インパクト増加に対応するため、新たに中国語でスピーチできる語り部を育成する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方針> (成果が十分に確保できる見通し) ・当該事業は総合計画の基本指標に、プラスの影響を与えた。 (当該事業により語り部の活動が拡大し、講話の聴講者の複合災害に対する関心を喚起し東日本大震災・原子力災害伝承館に訪れる循環ができるため。) ・伝承者育成講座修了者を、ふくしま語り部ネットワーク会議会員に新たに登録し、交流会を通じて、新たな人材発掘や貢献向上を図る。 ・県外語り部派遣数を拡大する。 ・新たに中国語で震災講話ができる語り部を育成する。	次世代につなぐ震災伝承事業	-						文化スポーツ局	生涯学習課
	被災地図書館支援事業 被災地域の図書館及び公民館図書室が行う、学校図書室支援活動や地域住民の学習環境を整えるため、地域を知り、支えるための資料を収集し、移動図書館車(あづま号)による巡回貸出を行う。	被災地図書館支援事業	1. 被災地図書館支援事業 被災地域の図書館及び公民館図書室が行う、学校図書室支援活動や地域住民の学習環境を整えるため、巡回先町村からの資料要望が多数あり、現状予算の中では震災学習用資料を十分に購入・貸出できない状態のため、被災地図書館の全ての要望に応えられるだけの資料を揃えるまでに至っていない。	被災8町村を巡回図書館(あづま号)で巡回し、本の貸出、巡回施設の読書活動運営支援を行った。	未だ休館中の自治体へは、教育委員会担当職員へ研修会・会議等への参加を呼び掛けるなど、連絡を密に取って、何かあればいつでも相談してもらえる体制をとっていく。一方で、巡回先町村からの資料要望が多数あり、現状予算の中では震災学習用資料を十分に購入・貸出できない状態のため、被災地図書館の全ての要望に応えられるだけの資料を揃えるまでに至っていない。	<R7年度の対応方針> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方針> (成果が十分に確保できる見通し) ・当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。なぜなら、当該事業は移動図書館による被災地への資料貸出冊数が増加傾向にあることや被災地の図書館サービスの向上につながったためプラスの影響を与えたといえる。課題の解決としては、引き続き必要な予算確保に努め、また、限られた予算の中で貸出の多い児童資料の購入比率を上げるなどして、被災町村の要望に応え、サービスの維持・継続を図ることがあげられる。	被災地図書館支援事業	1-14	住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	15.5%	21.9% 以上	教育庁	社会教育課			

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
(2)地域防災活動の充実														
1-2-1 自主防災組織の活動促進														
6	自主防災組織の活動を促進するため、市町村や自主防災組織を対象とした研修会等を開催し、地域における地区防災マップや地区防災計画の作成を支援します。	地区防災計画を策定した実績の無い市町村30市町村30地区を対象に、防災士等を派遣するなどして策定に向けた支援を実施する。	社会全体で災害対策に備えるための防災体制強化事業	地区防災計画の策定支援、未策定期町村への制度理解研修を行う。	地区防災計画未策定期町村の職員と県職員、地域の防災士等と協働でワークショップを開催し計画作成の支援を行った。 県中、相双、いわき地区の9市町17地区において地区防災計画の策定を支援した。	地区防災計画の策定を支援した地区が担い手不足により継続して計画の更新や作成のノウハウを地区に継承することができないのが課題である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 地域の防災士を活用して地域で持続可能な形で実施する。また、この地区防災計画をツールに地域の防災活動をとおして地域コミュニティの醸成・再生を図る取組としている。	地域防災力強化支援事業	1-14	住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	15.5%	21.9% 以上	危機管理部	災害対策課
		自主防災組織が実施する研修や訓練について、市町村が負担または補助する経費の一部を助成する補助事業を実施する。	福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金	自主防災組織が実施する研修や訓練について、市町村が負担または補助する経費の一部を助成する補助事業を実施する。	6市町37団体に補助金を交付。	市町村への周知を実施しているが、なお周知の徹底が必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続。 <今後の方向性> 自主防災組織の活動促進や設立に係る事業について、未活用の市町村を訪問して事業の周知を図る。	福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金	1-1	自主防災組織活動力バー率	73.6%	82.6%	危機管理部	災害対策課
1-2-2 自主防災組織新規設立の支援														
7	市町村へ必要な助言を行うとともに、自主防災組織のアドバイザーを派遣するなどして、自主防災組織の新規設立を支援します。	新規に自主防災組織を設立する団体に加え、既存の団体が実施する防災資機材の整備について、市町村が負担又は補助する経費の一部を助成する補助事業を実施する。	福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金(再掲)	新規に自主防災組織を設立する団体に加え、既存の団体が実施する防災資機材の整備について、市町村が負担又は補助する経費の一部を助成する補助事業を実施する。	5市町13団体に補助金を交付。	市町村への周知を実施しているが、なお周知の徹底が必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続。 <今後の方向性> 自主防災組織の活動促進や設立に係る事業について、未活用の市町村を訪問して事業の周知を図る。	福島県自主防災組織活動促進・資機材整備事業補助金	1-1	自主防災組織活動力バー率	73.6%	82.6%	危機管理部	災害対策課
1-2-3 地域防災活動の中心となる人材の育成														
8	地域における共助の中心となる人材を一人でも多く育成するため、地域の指導的立場にある方(町内会長等)を対象に、自主防災組織の活動に関する研修会を開催します。	県中、相双地方で自主防災組織リーダー研修会を開催し、先進事例や避難所運営等に係る演習を行うことにより地域防災活動の人材育成を図る。	社会全体で災害対策に備えるための防災体制強化事業	自主防災組織のリーダーや町内会長等を対象とした研修会の開催。	先進事例の講話や避難所運営等に係る演習を行うことにより地域防災活動の人材育成を図った。 郡山市(2回実施)、南相馬市で計3回自主防災組織リーダー研修会を開催し延べ265名に研修を行った。	共助活動の担い手の掘り起こしが必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 自主防災組織の活動促進や設立に係る事業について、市町村を訪問して事業説明を行い、事業の周知を図る。また、自主防災組織等の活動の担い手として防災士利活用事業(地域防災センター事業)により、他の事業と連動して地元で防災活動を促進する人材の育成、支援を行っていく。	地域防災力強化支援事業	1-1	自主防災組織活動力バー率	73.6%	82.6%	危機管理部	災害対策課
1-2-4 災害ボランティアセンター等との連携強化														
9	大規模災害時に、被災者支援の重要な役割を果たしている災害ボランティア等が円滑に活動できるよう、災害ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会やボランティア団体、その他関係団体との連携協力関係の強化を図ります。	「福島県災害ボランティアネットワーク連絡会」(事務局:県社協)に参画し、平時から関係機関間での情報共有を実施するなど、災害時の円滑な被災者支援に向け、連携協力関係の強化を図る。	-	-	R6年5月28日に開催された連絡会に参加し、関係機関との情報共有や意見交換を実施した。	特になし。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 「福島県災害ボランティアネットワーク連絡会」(事務局:県社協)に参画し、平時から関係機関間での情報共有を実施するなど、災害時の円滑な被災者支援に向け、連携協力関係の強化を図る。	-	-				危機管理部	災害対策課
		地域福祉の推進のため、ボランティア活動への参加機会の醸成、活動の普及を図るとともに、平時、災害時を問わずボランティア活動が円滑に行われるよう情報共有、意見交換等の会議を行い、体制の整備と強化を図る。	福祉ボランティア活動強化支援事業	ボランティア活動への参加機会の醸成、活動の普及を図るとともに、平時、災害時を問わずボランティア活動が円滑に行われるよう情報共有、意見交換等の会議を行い、体制の整備と強化を図る。	・ボランティア活動普及・促進のための研修・セミナー等を開催(延べ13回) ・災害ボランティアに関する連絡会、担当者会議、研修会の開催(延べ4回)	災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平時からの備えや体制整備、連携強化を図る必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続きボランティア活動への参加機会の醸成、活動の普及を図るとともに、平時、災害時を問わずボランティア活動が円滑に行われるよう体制の整備及び強化を図る。	福祉ボランティア活動強化支援事業	1-14	住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	15.5%	21.9% 以上	保健福祉部	社会福祉課
(3)消防防災活動の充実														
1-3-1 消防団の充実強化に向けた取組														
10	高校等における消防防災前講座の開催や事業所訪問、消防団員の魅力向上につながるようなセンティブ事業の実施等により消防団への理解と加入の促進を図るとともに、市町村に対し火災予防活動や大規模災害時の活動など一定の消防団活動のみを行う機能別団員制度の導入を促進します。	高校生を初めとする若者の消防団への理解を深め、消防団への加入促進に繋げるため県立高校、専門学校等を対象にふくしま消防防災前講座を実施する。 消防団員確保に向け、市町村担当者、消防団幹部及び一般消防団員を対象に、多様な消防団員確保の制度や先進的な取り組み等の紹介を行う研修会を12月頃に開催する。 機能別団員制度が未導入の市町村に対して、研修会などを通じて、県内外の事例を紹介するなど、導入に向けた支援を行う。	消防団団員促進支援事業	ふくしま消防団サポート企業の募集、高校生等を対象とする消防団活動を中心とした消防防災前講座や消防団員確保対策研修会を開催するとともに、県と市町村が連携し、地域の実情に応じた消防団員の確保に向けて市町村を支援する。	8校にて出前講座を実施し、消防団の活動内容について周知を図った。 ふくしま消防団サポート企業など、消防団活動を支援する制度や、機能別消防団について、市町村や消防団幹部を対象とした研修会を開催した。	消防団自体は広く周知されているが、活動内容が十分知られていないことから、SNSなどを活用しながら、具体的な活動内容も周知する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 消防団活動について、特に若者への周知を強化するため、SNSを活用して、動画による広報を行うとともに、SNSを活用した広報手法に関する研修会を開催する。また、消防団員の確保に向け、先進的な取り組みを行っている市町村の事例を紹介する。	消防団団員促進支援事業	1-2	消防団員数の条例定数に対する充足率	82.7%	88.4%	危機管理部	消防保安課

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	1-3-2 防災機関が連携した各種訓練の実施													
11	「福島県地域防災計画」に基づき実施する「総合防災訓練」を始め、避難指示区域内を想定して実施する「大規模火災対応訓練」、「多数傷病者対応訓練」など、一般災害からテロ事案まで多種多様な災害を想定した訓練に参画し、DMATや各医療機関、消防機関等との医療救護活動における連携の強化を図ります。	浪江町において、県内消防本部等が参加し避難指示区域内の大規模火災を想定した訓練を実施する。 また、飯館村において、相馬消防本部や消防団が参加し、避難地域での火災を想定した訓練を実施する。 さらに、富岡町において、双葉郡の消防団が参加し、大規模火災を想定した訓練を実施する。	ふくしま消防力強化事業（小事業：避難地域消防団再編支援事業）	①避難地域12市町村における消防体制の再構築 市町村間における相互応援体制の拡充を図るべく実動訓練費用を補助する。 ②消防団による相互応援の強化 他市町村からの消防団による応援活動を促進するため、応援を行う消防団の活動経費を支援する。	10月に避難指示区域内での大規模火災を想定した訓練を実施した。 なお、飯館村と相馬消防本部との図上訓練、双葉8町村と双葉消防本部との合同訓練（実動訓練）を実施予定だったが、岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災の対応により中止となった。	被ばく対策など、通常の火災とは異なる装備での活動が必要であり、応援隊列での装備の充実や訓練が必要である。 また、消防団も団員が減少しており、消防本部や他の消防団との連携がさらに必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 同様の訓練を定期的に実施し、関係機関との連携強化に取り組む。	ふくしま消防力強化事業（小事業：避難地域消防団再編支援事業）	1-2	消防団員数の条例定数に対する充足率	82.7%	88.4%	危機管理部	消防保安課
		R6年10月19日に伊達市において福島県総合防災訓練を実施し、各関係機関との連携強化を図る。	県総合防災訓練の実施負担金	災害対策基本法第48条に基づく防災訓練を県内各地で実施することにより、防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図る。	R6年10月19日に伊達市で総合防災訓練を実施。消防・警察・自衛隊をはじめとする関係機関と災害対応に関する連携を確認した。	劇場型ではなく、より実践的な訓練を行っていくべきか検討が必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 観閲式ではなく、訓練参加機関にとって実効的な訓練実施を目指しつつ、引き続き訓練を通じて関係機関との連携強化を図る。	県総合防災訓練の実施負担金	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対しても安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47%以上	危機管理部	災害対策課
		「多数傷病者対応訓練」、「原子力防災訓練」及び「国民保護共同訓練」など、一般災害からテロ事案まで多種多様な災害を想定した訓練に参画し、DMATや各医療機関、消防機関等との医療救護活動における連携の強化を図る。	災害時救急医療体制整備事業 「原子力災害緊急時医療活動事業	「福島県地域防災計画」に基づき実施する「総合防災訓練」を始め、避難指示区域内を想定して実施する「大規模火災対応訓練」、「原子力災害緊急時医療活動事業	・11月1日に双葉町で「多数傷病者対応訓練」、11月9日に田村市で「原子力防災訓練」、住民避難訓練を実施し、特殊災害発生時の医療救護活動の手順確認を行なうことができた。また、令和6年11月14日に白河市でテロ事案を想定した「国民保護訓練」を（実動）実施した。	「原子力防災訓練」は実災害を想定した規模での避難退却時検査訓練要員の確保が課題、「多数傷病者訓練」及び「国民保護訓練」は訓練参加医療機関がいくつかの特定の医療機関に偏っていること。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 「原子力防災訓練」をR7年11月に富岡町で昨年度と同等規模の訓練要員の参画を目標に進めるとともに、他県から原子力災害医療派遣チーム派遣に係る実動訓練を実施。「多数傷病者訓練」「国民保護訓練」はより多くの医療機関の参画を促す。	災害時救急医療体制整備事業	1-12	災害医療コーディネーター数	36人	30人	保健福祉部	地域医療課
		トンネル内での火災事故は重大な事故につながることから、事故が発生した際に迅速かつ効果的な情報連絡や消火活動、救助活動が行えるように、消防署・警察署と合同で交通事故発生を想定した防災訓練を実施した。	トンネル防災訓練	トンネル内での火災事故は重大な事故につながることから、事故が発生した際に迅速かつ効果的な情報連絡や消火活動、救助活動が行えるように、消防署・警察署と合同で交通事故発生を想定した防災訓練を実施した。	国道121号大崎トンネル:9/7、 国道115号土湯トンネル:9/13、 国道289号甲子トンネル:9/15、 原町川俣線八木沢トンネル:10/16	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 国道115号土湯トンネル、国道121号大崎トンネル、国道289号甲子トンネル、国道401号博士トンネル、原町川俣線八木沢トンネルで防災訓練を実施する。	トンネル防災訓練	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対しても安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47%以上	土木部	道路管理課 河川整備課 砂防課 空港施設室
		・国道115号土湯トンネル、国道121号大崎トンネル、国道289号甲子トンネル、原町川俣線八木沢トンネルで防災訓練を実施する。 ・水防技術と防災意識の向上を目的に、各市町村や水防団（消防団）を対象とした、河川堤防の漏水・越水対策に係る水防工法技術指導を実施する。（福島県水防訓練を除いて計4回） ・福島県水防訓練にて、相双管内の市町村を対象に水防工法技術指導を実施する（R6.6.9:南相馬市）。 ・R5年度福島県土砂災害防災訓練（情報伝達訓練） ・R5年7月22日～6月9日実施【参加市町村】59市町村 ・R5年7月 R5年度福島空港消火救難部分訓練を実施。												
		職員の災害時における対応力や判断力の向上や関係機関との連携強化を目的に、豪雨災害を想定した災害対応模擬訓練（ロールプレイング方式）を実施。	-	訓練実施日:R6年5月20日～R6年6月5日 参加機関:県災害対策課、県土木部、各地方振興局、59市町村	災害報告様式への入力漏れや市町村からの聞き取り漏れなどがあった、	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 訓練実施日:6月3日 一部市町村はR7年5月19日～6月10日の土木部災害対応模擬訓練で対応	令和7年度福島県土砂災害防災訓練（情報伝達訓練）	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対しても安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47%以上	土木部	道路管理課 河川整備課 砂防課 空港施設室	
		福島空港における航空機事故等の緊急事態に対応するため、福島空港消火救難総合訓練を実施する。												
		自治体主催の訓練に積極的に参画し、消防、自衛隊等関係機関との更なる連携強化を図るほか、災害対応能力向上のため、水難救助訓練や土砂災害対処訓練等大規模災害を想定した実戦的かつ効果的な訓練を実施する。	-	他機関主催の訓練に参加し、関係機関との連携強化を図ったほか、災害警備部隊の対応能力向上のために災害現場を想定した実戦的訓練を実施した。	警察主体の訓練／9回 他機関主催の訓練／5回	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	-	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対しても安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47%以上	警察本部	災害対策課（県警）

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
1-3-3 テロ等対応能力の向上に向けた訓練の実施	「福島県の国民の保護に関する計画」に基づき、市町村や国・県と連携・協力して「国民保護訓練」を実施し、大規模テロ等における対応能力の向上を図ります。	テロ事案発生時の初動対処や警察・消防等関係機関との連携強化を図るために、県(内閣官房・消防庁)、県及び白河市と共に、大規模テロを想定した国民保護共同図上訓練を実施する。	国民保護訓練	国民保護法第42条に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため関係機関と連携して訓練を実施し、武力攻撃事態等が発生した場合に、県民に及ぼす影響が最少となるよう体制を整備する。	R6年1月23日に訓練を実施した。警察・消防等関係機関17機関130名が参加し、テロ事案発生時の初動措置や関係機関相互の連携強化を図った。	訓練参加者からのアンケートによると、対策本部内の班・グループを超えた情報の共有・連携が不十分だったとの評価。	<R7年度の状況> 住民避難のシミュレーションを行うため、検討会方式の図上訓練を実施する。 <今後の方向性> R7年度は、これまで検討ができていなかった住民避難の具体化を目的とした訓練を実施する。	国民保護訓練	-				危機管理部	危機管理課
1-3-4 消防防災ヘリコプターによる消防防災活動の実施	消防防災ヘリコプターを活用して救助活動や消火活動などの消防防災活動を行うとともに、平時から必要な訓練を行います。 また、近隣自治体との災害時応援協定や消防庁の緊急消防援助隊の応援制度に基づき、大規模災害時の応援・受援体制の強化を図ります。	年間を通して、各市町村・消防本部等からの要請に基づく救助・消火活動等を行うとともに、平時から合同訓練等を実施し、連携体制の強化を図る。 また、災害時応援協定を締結している近隣県との合同訓練を実施するほか、緊急消防援助隊のブロック訓練等に参加する。	消防防災ヘリコプター運航事業	消防防災ヘリコプターにより、空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施する。	・要請に基づく緊急運航件数:111件 (内訳) 救急:23件 救助:32件 災害応急対策:0件 火災防ぎ:10件 広域航空消防応援活動:46件 ・消防本部等との合同訓練回数 17回実施 ・近隣との合同訓練回数 2回実施 ・緊急消防援助隊航空部隊受援訓練(2/7)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 年間を通して、各市町村・消防本部等からの要請に基づく救助・消火活動等を行うとともに、平時から合同訓練等を実施し、連携体制の強化を図る。 また、災害時応援協定を締結している近隣県との合同訓練を実施するほか、緊急消防援助隊のブロック訓練等に参加する。	消防防災ヘリコプター運航事業	-				危機管理部	消防保安課
1-3-5 災害派遣医療チーム(DMAT)等の整備	災害発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)を整備するとともに、DMAT隊員の機能強化を図る研修を実施します。 また、災害拠点病院・消防防災機関・ドクターヘリ等との連携を図りながら、支援及び受け入れに対応できる医療体制の強化を図るとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備を図ります。	医療従事者を対象としたDMAT養成研修及び技能維持研修等を実施し、災害時の医療体制の強化を図る。 化学物質や生物剤等による多数傷病者を想定したCBRNE研修を実施し、ハイオテロなど不測の事態にも対応できる医療従事者の育成を図る。	-	災害発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)を整備するとともに、DMAT隊員の機能強化を図る研修を実施します。 また、災害拠点病院・消防防災機関・ドクターヘリ等との連携を図りながら、支援及び受け入れに対応できる医療体制の強化を図るとともに、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備を行います。	・8月11日～12日に福島県CBRNE研修を実施し、特殊災害(CBRNE災害)の発生現場において、消防や警察によって現場を離脱し、医療機関へ搬送されてきた傷病者への適切な対応に係る研修を実施した。 ・11月23日～24日に福島県DMAT養成研修を実施し、災害医療に関する講義や災害現場での活動を想定した実動訓練を実施した。 ・R7年2月22日～23日に警察・消防及び医療機関が参加した福島県MCLS研修を開催し、大量殺傷型テロ災害時等に発生した多数傷病者への対応に係る講義を行つとともに多数傷病者を想定した実動訓練を実施した。	DMAT養成研修及び技能維持研修等のインストラクターの拡充が課題	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> DMAT養成研修及び技能維持研修を11月に実施予定。 福島県CBRNE研修は医療従事者に加え消防、警察の参加により10月に実施予定。 福島県MCLS研修を令和8年1月に実施予定。	災害時救急医療体制整備事業	1-12	災害医療コーディネーター数	36人	30人	保健福祉部	地域医療課
(4)防災体制の整備	1-4-1 迅速な避難行動に向けた取組													
15	R3(2021)年5月の災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等を踏まえ、県民へ避難情報や警戒レベル情報の意味、テレビのデータ放送をはじめとした防災情報の入手方法などを継続的に周知していくいます。 また、災害の発生が予想される場合に、災害と連携して市町村や関係機関へ防災情報を提供するとともに、必要な避難情報を漏れなく早期に発令できるよう市町村を支援します。	昨年度に引き続き、県公式防災Xやヤフー防災アプリによる情報発信に加え、テレビのデータ放送を活用した周知に努めます。 また、福島地方気象台の協力を得て気象防災ワークショップを昨年度に引き続き各府において実施し、市町村職員が早期かつ適切に避難情報を発令できるようノウハウや判断力の習得を支援する。	R6年度気象防災ワークショップ	市町村防災担当者等が、気象台から発表される各種防災気象情報を適切に理解し、それに基づく適切なタイミングでの防災体制の強化や避難情報発令に関する判断のポイントを学ぶことを目的に、県と福島地方気象台が連携したワークショップを実施することで、市町村等の防災対応力向上を図る。	R6.6.12 相双地方開催(参加者13名) R6.6.19 会津地方開催(参加者12名) R6.7.18 県中地方開催(参加者15名) R6.7.29 県北地方開催(参加者6名) R6.8.22 いわき地方開催(参加者8名) R6.8.27 南会津地方開催(参加者6名) R6.9.11 県南地方開催(参加者14名)	企画の趣旨上、出水期前の開催を想定し調整を行つているが、同時期は市町村防災担当の繁忙期と重なり、参加者の確保が課題。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 企画の趣旨上、開催時期の変更は困難だが、市町村の防災担当のみならず、災害時には同様に対応を要する県及び市町村の土木部門へも参加枠を広げ、参加者数の向上を図る。	R7年度気象防災ワークショップ	-				危機管理部	災害対策課
16	平時から県ホームページや各種広報媒体を活用して、「マイ避難」をはじめとした災害への備えを呼びかけるとともに、市町村が作成する各種ハザードマップ等を周知して県民へ地域の災害リスク等を伝達します。 また、気象台等と連携して、気象情報や土砂災害警戒情報、火山の噴火警報などを県公式防災ツイッター等で発信し、県民の注意喚起を行います。 さらに、県民が防災情報(気象情報、河川の水位情報、住民避難情報、避難所開設情報等)をわかりやすく入手できるようにするために、情報通信ネットワークの充実強化や防災情報の発信の在り方にについて検討を進めます。	県公式防災ツイッターにおいて発信している災害関連情報について、日本人と外国人の両方に伝わるよう、福島県国際交流協会と連携し、引き続き「わかりやすい日本語」による発信を行う。 また、災害関連情報はもちろんのこと、平時から防災に関する情報を発信し、自助・共助の促進に向けた周知啓発に取り組む。	-	-	県公式防災ツイッターにおいて発信している災害関連情報について、日本人と外国人の両方に伝わるよう、福島県国際交流協会と連携し、引き続き「わかりやすい日本語」による発信を行う。 また、災害関連情報はもちろんのこと、平時から防災に関する情報を発信し、自助・共助の促進に向けた周知啓発に取り組みを行つた。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を継続 <今後の方向性> 福島県総合防災情報システムと連動し、県防災アプリや防災Xにリアルタイムで発信する。	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47% 以上	危機管理部	災害対策課	

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課	
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値			
	1-4-3 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援														
17	市町村の避難行動要支援者個別避難計画作成を支援するため、必要な助言を行います。また、市町村(防災部局・福祉部局)や地域・自治体・民間事業者(福祉事業者やタクシー事業者等)等が広く連携して、地域性を考慮したより実効性の高い計画を作成できるよう、計画作成事例の収集を行うとともに、市町村へ横展開して情報の共有を図ります。	全市町村を対象とした合同フォローアップミーティングを開催し、県内市町村作成事例や策定支援ツールの活用方法等について共有し、市町村の計画作成及び実効性確保の促進を図る。(年2回)	避難行動要支援者個別計画作成支援事業	市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、全市町村を対象にした研修会を開催するとともに、個別訪問や地区防災計画作成と連携した作成支援等、各市町村の進捗状況に応じた個別支援を行うことで、未作成市町村での計画作成の促進を図る。	令和6年11月27日に市町村を対象とした研修会を開催し、全国の先進事例に取り組み事例の紹介を通じて、ノウハウの共有を行った。また、市町村への訪問や電話を通じて取組上のヒアリングを実施し、個々の課題や進捗状況に応じた個別支援を行った。	未作成市町村はゼロであるが、個別避難計画は、要支援者ごとの計画が必要であり、また、市町村が主体的に作成することが重要であるため、作成数が1件のみの市町村があることや作成済みの計画が県による作成支援で作成されたのみでは十分とは言えない。したがって、今後も、市町村に対し、計画作成支援を継続して実施していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 個別避難計画の作成には、市町村担当者の専門的なノウハウや、作成業務の負担軽減が重要であるため、県が作成した「個別避難計画策定支援ツール」等を活用しながら、オンラインや訪問による助言、市町村職員を対象とした研修会等を実施し、計画作成を継続支援していく。	避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	1-9	避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数	59市町村	55市町村	危機管理部	災害対策課	
	1-4-4 避難所の運営改善や福祉避難所の機能強化														
18	市町村等と連携しながら、避難所に必要な物資を備蓄するとともに、企業との災害時応援協定に基づく物資支援等を活用して、避難所における生活環境の改善やプライバシーの確保、新型コロナウイルス感染症対策等に取り組みます。また、災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、市町村における福祉避難所の指定を促進するとともに、福祉機器等の調達等、福祉避難所の機能強化を支援します。なお、災害時には、避難所アセスメントシート等を活用して避難所に係る情報をきめ細やかに収集し、物資の提供や保健師の派遣などを速やかに実施します。	R5年3月に改訂した県で作成している「避難所運営成手引き」について、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となることを受け、国等が示す最新の知見を取り入れた上で再度改定し、避難所の運営改善や機能強化を図る。また、別途実施する個別避難計画作成支援事業について、防災部局と保健福祉部局が連携して取り組み、福祉避難所への直接避難等の視点を取り入れることで、福祉避難所の運営体制等の機能強化に努めます。また、災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、市町村における福祉避難所の指定を促進するとともに、福祉機器等の調達等、福祉避難所の機能強化を支援します。	-	-	R7年3月に改訂した、県で作成している「避難所運営マニュアルの手引き」について、国が示す最新の知見を取り入れた上で留意点を記載し、避難所の運営改善や機能強化を図った。また、別途実施した避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業について、防災部局と保健福祉部局が連携して取り組み、福祉避難所への直接避難等の視点を取り入れることで、福祉避難所の運営体制等の機能強化に努めた。	-	-	-	-	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47%以上	危機管理部	災害対策課
	1-4-5 避難所における灾害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣体制の整備														
19	大規模災害発生時における要配慮者の支援体制を整備するため、福祉や介護等の専門職団体を中心とした災害福祉支援ネットワークの構築に取り組みます。また、避難所において災害間連死につながる二次被害を防止するため、避難所等における福祉ニーズの把握や緊急に介入が必要な要配慮者のスクーリング、福祉避難所や福祉施設等との連携・調整、要配慮者の相談に応じた関係機関への情報提供や支援のコードネート等を行う、災害派遣福祉チーム(DWAT)の整備に努めます。	チーム員養成基礎研修、チーム員養成スキルアップI研修、スキルアップII研修を開催する。福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を開催する。災害派遣福祉チーム員の募集及び、チームの派遣に関する協定に係る協力法人等募集を実施する。	広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	大規模災害時において、障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉的支援体制を整備するため、福祉・介護連携団体等との福祉支援ネットワークを構築するとともに、福祉・介護専門職で構成する「災害派遣福祉チーム」を養成する。	チーム員養成基礎研修、チーム員養成スキルアップI研修、スキルアップII研修を開催する。福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を開催	大規模災害時において、障がい者や高齢者等の要配慮者に対する福祉的支援体制を整備するため、福祉・介護連携団体等との福祉支援ネットワークを構築するとともに、福祉・介護専門職で構成する「災害派遣福祉チーム」を養成する。	災害対策基本法の改正によりDWATの活動範囲が拡大したことから、活動内容の整理や、他支援者との連携が必要。また、R6年能登半島地震を踏まえ、近年頻発する大規模災害を想定した県外での活動も視野に入れ、研修内容の検討を進めていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直しして継続	広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	1-14	住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合	15.5%	21.9%以上	保健福祉部	社会福祉課
	1-4-6 受援体制の整備														
20	大規模災害時に備えて、官民の連携強化により災害対応が効果的に行えるよう、民間企業や関係団体との連携協定の充実を図ります。また、市町村が災害時に他の自治体からの応援職員を円滑に受け入れ、増大する業務に速やかに対応できるよう、市町村の災害時受援計画の策定を支援し、被災者の生活再建や災害復旧が迅速に行える体制を整備します。	災害時における物資輸送や荷役作業の協力支援に関する協定を新たに締結したところであります。また、受援計画未策定の市町村を対象に、受援計画の雛形等を用いながら、個別フォローアップを実施し、災害時の円滑な応援受援ができる体制を整備する。	市町村の受援計画策定を支援するため、2年分(R3~R4)かけて重点的に策定支援研修を実施し、R5年度以降、計画未策定の市町村を訪問の上、個別フォローアップを実施した。	市町村の計画策定又は、計画策定に向けた取組が一定程度進んだが、職員不足により手が回らなかったり、近年被災経験の少ない市町村では、受援のイメージが湧かない、必要性が感じられないといった個別の事情により策定が遅れている。	小規模自治体に対しては、それぞれの実際に合わせた個別の支援が必要であるとともに、被災経験の少ない市町村に対しては、被災自治体の経験を共有するような取組が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 受援計画未策定の市町村を対象に、受援計画の雛形等を用いながら、引き続き個別フォローアップを実施し、計画策定を支援する。	市町村受援計画策定支援事業	1-4	災害時受援計画の策定市町村数	29市町村	59市町村	危機管理部	災害対策課		

令和6年度の実績及び令和7年度の対応方針

1 防災の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	1-4-7 市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用													
21	内閣府と連携し市町村向け説明会を開催することで、速やかな住家被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を行うことができる体制の整備を支援する。 住家被害の調査においては、先進地を参考に市町村や各種団体と連携しながら認定調査の迅速化・効率化に努め、罹災証明書の速やかな発行を支援します。 また、被災者生活再建支援制度による支援金や災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸し付けなどの各種支援制度について県民へわかりやすく情報提供し、早期の生活再建を支援します。	市町村における住家被害認定調査の実施を支援する。 被災者生活再建支援金の支給 ・市町村から送付される被災者生活再建支援金支給申請書を取りまとめ、支給事務を行う都道府県センターに速やかに送付する。 ・「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、東日本大震災による被災者に対し、災害弔慰金等を支給することともに、災害援護資金の貸付を実施する。 ・東日本大震災に係る災害弔慰金等市町村担当者会議を開催(オンライン開催)する。	-	市町村における住家被害認定調査の実施を支援する。 被災者生活再建支援金の支給 ・市町村から送付される被災者生活再建支援金支給申請書を取りまとめ、支給事務を行う都道府県センターに速やかに送付する。 ・「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、東日本大震災による被災者に対し、災害弔慰金等を支給することともに、災害援護資金の貸付を実施する。	発災時には、市町村向け説明会や現地での研修を実施するとともに、平時には、調査手法や市町村の業務管理者向けの研修会を開催することで速やかな住家被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を行うことができる体制の整備を支援した。 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して支援金を支給することにより、その生活の再建を支援するもの。 「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、東日本大震災による被災者に対し、災害弔慰金等を支給することともに、災害援護資金の貸付を実施する。	被害認定調査を含めた災害対応業務全般について、横断的にマネジメントを行うことができる人材を育成していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 被害認定調査研修や災害対応全般におけるマネジメントの研修を通して、「ふくしま災害時相互応援チーム」の体制を強化することで、早期の被災者の生活再建を図ることができる体制の構築を支援する。	ふくしま災害時相互応援チーム体制強化事業	1-8	自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対しても安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合	47.7%	47% 以上	危機管理部	災害対策課
	1-4-8 被災宅地危険度判定士による支援													
22	地震・大雨等の大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被災の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。	被災宅地危険度判定士養成講習会(60名程度)を実施する。(R6.1)	都市計画総務事業	被災宅地危険度判定士を養成し、その認定を行う。	養成講習会を1回開催するとともに、既登録判定士への更新依頼を行い、計84名を新規及び更新認定した。	判定士の登録更新を5年ごとに行う必要があるが、高齢等を理由に更新を辞退する者があること、また、活動実績が少ないことなど、登録者数がなかなか伸びない。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 被災宅地危険度判定士の養成講習会を実施するとともに、判定士制度の周知に務める。	都市計画総務事業	1-6	被災宅地危険度判定士の人数	527 人	700人	土木部	都市計画課 まちづくり推進課
	1-4-9 被災建築物応急危険度判定士による支援													
23	大規模地震時には、市町村の要請により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる建物の倒壊等の危険性を判定することにより、生命に関わる二次被害の防止を図ります。	被災建築物応急危険度判定士の養成講習会を実施する。(R6.10月、R7.2月) 判定活動を行う判定士を指導・支援する被災建築物応急危険度判定コディネーターの養成講習会や判定士向けの判定模擬訓練を実施する。	建築指導関連事務経費	被災建築物応急危険度判定士を養成し、その認定を行う。	養成講習会を2回開催し、計100名を認定した。 コディネーター養成講習会を開催し、28名を登録した。また、模擬訓練を実施し、24名が参加した。	判定士の登録更新を5年ごとに行う必要があるが、高齢等を理由に更新を辞退する者が多く、登録者数がなかなか伸びない。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 被災建築物応急危険度判定士の養成講習会を実施するとともに、周知を徹底する。 被災建築物応急危険度判定コディネーター養成講習会や判定士向けの判定模擬訓練を実施する。	建築指導関連事務経費	1-7	被災建築物応急危険度判定士の人数	1,967 人	1,920人	土木部	建築指導課

2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(1) 原子力発電所の安全監視とALPS処理水への対応													
	2-1-1 原子力発電所の安全監視													
1	福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業が、中長期ロードマップや廃止措置計画等に基づき安全かつ着実に進められるよう、現地駐在職員や専門家と共に、県・関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」などの取組により厳しく監視します。 また、現地での監視体制の強化について検討するとともに、廃炉監視に的確に対応できるよう専門的知識を持った人材の確保・育成に努めます。	県内原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう、立入調査や各種会議を通じて廃炉に向けた取組状況を監視するとともに、必要に応じて国・東京電力に適切な措置を求めていく。 また、職員研修を実施し、監視業務に関する職員の専門性向上を図る。	原子力安全監視対策事業	原子力発電所の安全が確保されるよう、立入調査等を実施し、廃炉に向けた取組状況を確認する。 また、職員研修を実施し、監視業務に関する職員の専門性の向上を図る。	平日は重要な廃炉作業が行われることから、毎日、福島第一原子力発電所の現地確認調査を行った。(必要に応じ福島第二原子力発電所の現地確認調査も実施) また、廃炉安全監視協議会等(9回)、安全確保技術検討会(4回)、廃炉安全確保県民会議(4回)等を開催し、国や東京電力の取組を確認した。 監視業務に関する職員の専門性向上を図るために、各種研修を実施した。 基礎研修 1回 専門研修(理論)1回 〃 (現地)3回 〃 (実技)2回	廃炉作業の監視業務や放射線モニタリングには専門的な知識が必要であるため、継続的な職員の専門性向上が課題となっている。 今後、福島第一原子力発電所の使用済燃料や燃料デブリの取り出し等が予定されているため、廃炉作業の監視能力の向上等を図ること、また、国や東京電力に対して、安全かつ着実な廃炉作業の実施や情報発信などの取組を求めていく必要がある。 廃炉安全確保県民会議において、県民の関心が高い議事の選定や会議で出された意見のフォローアップを行うなど、会議の実効性を高めていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 令和7年度から担当次長の新設や、本庁組織の改編、現地駐在の大熊町移転等を実施し、廃炉監視体制を一層強化した。 加えて、研修等を通じた職員の専門性の向上に努めるとともに、各種会議の開催により国及び東京電力の廃炉に向けた取組の確認を行なう。	原子力安全監視対策事業	2-3	原子力発電所現地確認調査回数	252 回	福島第一原発: 平日毎日(トラブル時は随時) 福島第二原発: 必要に応じ実施	危機管理部	原子力安全対策課
	2-1-2 廃炉の進捗状況等の情報提供													
2	廃炉の進捗状況や県の安全監視の取組等について、ホームページや広報紙等を通じて迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。	廃炉の進捗状況や県の安全監視の取組について、広報紙「廃炉を知る」やホームページなどにより県民に対し情報提供を行なう。	原子力安全監視対策事業(再掲)	廃炉に向けた取組及び県の監視の取組について情報収集を行い、様々な広報媒体を通じて県民に情報提供を行い理解の促進を図る。	現地確認や調査結果の報告書、各種会議の結果について、原子力安全対策ホームページに掲載した。 また、広報誌「原子力行政のあらまし」を作成し、関係機関等に配付した。 広報紙「廃炉を知る」(年4回発行)を作成し、立入調査の状況や県の放射線モニタリング状況などの情報発信を行なった。	福島第一原発の廃炉に向けた取組について、その進捗状況やトラブル等への対応について、引き続き正確で分かりやすい情報を提供していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 各種媒体を通じた正確で分かりやすい情報発信に努める。	原子力安全監視対策事業	-				危機管理部	原子力安全対策課
	2-1-3 ALPS処理水への対応													
3	ALPS処理水については、国が前面に立ち、安全はより国内外に向けた正確な情報発信や万全な風評対策等に係る省庁が一丸となって取り組むよう引き続き求めています。 また、県においても、風評払拭に向けて、効果的な情報発信を行なっています。	ALPS処理水の問題は日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、行動計画に基づき責任を持って取り組むよう、引き続き様々な機会を捉えて国に求めていく。 ALPS処理水の取扱いについて、国・東京電力の取組を確認するとともに、その結果について、広報紙やホームページなどにより情報発信を行う。	原子力安全監視対策事業(再掲)	ALPS処理水の海洋放出については、日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、行動計画に基づき責任を持って取り組むよう、引き続き様々な機会を捉えて国に求めていく。 ALPS処理水の取扱いについて、国・東京電力の取組を確認するとともに、その結果について、広報紙やホームページなどにより情報発信を行う。	国への要望については、知事から経済産業大臣に対し、安全確保の徹底や国内外への正確な情報発信などについて、様々な機会を捉えて要望を行なった。 また、ALPS処理水の海洋放出の実績や県の放射線モニタリング結果等を、広報紙やホームページなどにより情報発信を行なった。	ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたるため、引き続き、国に対し、万全の対策を講じるよう様々な機会を捉えて要望を行なうとともに、県においても、風評払拭に向けた情報発信を進めている。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 国に対し、万全の対策を講じるよう様々な機会を捉えて要望を行うとともに、県においても、風評払拭に向けた情報発信を進めている。	原子力安全監視対策事業	-				危機管理部	原子力安全対策課
	(2) 環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりやすい情報発信													
	2-2-1 環境放射能の監視、測定及び公表													
4	原子力発電所周辺地域において環境放射能監視システムによる環境放射線の常時監視を実施するとともに、原子力発電所周辺の土壤、飲料水等の環境試験について、定期的に放射能の分析測定を行い、その結果について公表します。	原子力発電所周辺地域においては、原子力発電所の廃炉作業が行われることから、発電所からの放射性物質の新たな放出を監視するため、39か所に設置したモニタリングポストにより空間線量率等を常時測定するほか、大気浮遊ん、降下物、土壤、上水等(約100箇所)に含まれる放射性物質を定期的に分析します。結果については、県ホームページに掲載するほか、報道機関に情報提供する。	緊急時・広域環境放射能監視事業	原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境モニタリングを行うとともに、測定結果を分かりやすく公表する。	主に原子力発電所周辺(30km圏内)の環境放射能の監視を継続して実施した。 原子力発電所周辺における放射性物質の監視体制を維持するとともに、県内全域でのモニタリングを継続し、結果を県ホームページ上に掲載する等、県民に正確な情報を分かりやすく発信していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。放射線の影響が気になると回答した県民の割合は20.1%と目標を達成している。 引き続き、県民の安全・安心を確保するためにも、モニタリングを継続する必要がある。	緊急時・広域環境放射能監視事業	2-4	原子力発電所周辺の空間線量率 ※原子力発電所周辺(UPZ: 概ね30km圏内)に設置される監視局39局における1時間値の最大値 ※単位 $\mu\text{Gy}/\text{h} \approx \mu\text{Sv}/\text{h}$ [単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$]	3.67 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	現況値以下	危機管理部	原子力防災課	
	2-2-2 ALPS処理水のモニタリング強化													
5	国等に対してモニタリングの強化・拡充を求めるとともに、ALPS処理水の海洋放出に伴う環境中の放射性物質濃度の変化を確認するため、海水等のモニタリングを強化し、結果については、ホームページ上で分かりやすく情報発信しています。	国等においては、引き続き、ALPS処理水に係る海域モニタリングが行われることから、国の会議等に出席し、モニタリング結果を確認するとともに、県として必要な対応を求める。 また、県のモニタリングについては、海域への影響を確認するため福島第一原発周辺における海水のモニタリングを9か所で実施します。結果については、ホームページで分かりやすく情報発信する。	緊急時・広域環境放射能監視事業(再掲)	県民の安全・安心の確保及び風評抑制に資するため、ALPS処理水放出口予定場所周辺3測点と既存の発電所周辺監視6測点の計9測点でのモニタリングを実施する。また、トリチウムの検出下限値を下げるため、電離濃縮法による測定を実施する。	国が開催する会議に出席し、県として必要な対応を求める。 ALPS処理水海洋放出後は調査頻度を高めるなど、海水モニタリングを9か所で実施し、調査結果を分かりやすく公表した。	-	緊急時・広域環境放射能監視事業	2-1	日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合	20.10%	29.0% 以下	危機管理部	原子力防災課	

2. 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に係る事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(3) 原子力防災体制の充実・強化													
	2-3-1 原子力防災訓練													
6	国や市町村、関係機関と連携し、広域避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練を実施します。	原子力防災訓練に係る関係機関会議を開催し、前年度の原子力防災訓練の実施内容や評価概要について共有する。 広域避難訓練は11月に田村市で、災害対策本部運営訓練等を含めた原子力防災訓練は1月の実施に向けて準備を進めていく。 関係13市町村を訪問し、訓練への協力依頼の他、独自訓練の実施を要請することも訓練実施に必要な費用については国の交付金(県の補助金)で措置できる旨を伝達する。	原子力防災体制整備事業	関係13市町村を対象として、原子力災害を想定した広域避難訓練等を実施する。また、通信訓練や災害対策本部運営訓練等を通じて災害発生時の迅速的確な対応に備える。	毎年度、県主催・関係市町村共催で訓練を実施している。 災害対策本部運営訓練等ではオフサイトセンターに参集いただき図上演習を実施し、田村市(都路)では住民参加の避難訓練を実施した。 また、独自に広報訓練等を実施している市町村もある。 その他、住民を対象に災害図上訓練(DIG)等を実施した。	関係13市町村では原子力防災を担当する職員が他の業務を兼務するなど、訓練の実施体制が不十分な状況であり、訓練の企画・運営等を行うためのノウハウが蓄積されていないことなどが課題である。 また、能登半島地震を踏まえ、本県の原子力防災に反映する課題について整理していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 福島第一、第二原子力発電所においては、廃炉作業や使用済燃料の冷却が進んでおり、大規模な原子力災害の発生リスクは相応に下がりつつあるものの、災害発生のリスクは存在していることから、各種訓練等を実施し原子力防災体制の整備を図っていく。	原子力防災体制整備事業	2-2	市町村における原子力防災訓練実施回数	10回	6回	危機管理部	原子力防災課
	2-3-2 原子力防災資機材の更新													
7	サーバイメーターや保護具など緊急的に必要な原子力防災活動資機材を計画的に整備するとともに、適切に管理を行います。	内閣府から交付を受ける原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を財源として、R6年度についても福島県原子力防災活動資機材整備計画に基づき原子力防災活動資機材を整備していく。 原子力防災資機材管理システムを活用して適切な在庫管理を行う。	原子力防災体制整備事業(再掲)	関係市町村や防災関係機関等に対して、緊急時に住民の安全を確保するための施設や防災業務に從事する者の安全を確保するための資機材を整備する。	資機材整備計画(現計画; R4～R8)に基づき、計画的に整備・更新を実施している。	緊急時の対応に支障がないよう、引き続き、計画的に整備・更新をしていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 資機材整備計画(現計画; R4～R8)に基づき、計画的に整備・更新を実施していく。 R8年度に次期計画(R9～R13)を策定する。	原子力防災体制整備事業	-				危機管理部	原子力防災課
	2-3-3 原子力防災研修会の開催													
8	原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応力の向上を図るために、県や市町村、防災関係機関等の職員を対象に、基礎的又は専門的な知識と技術を習得するための研修会を開催します。	原子力防災業務に係る職員に対して計画的に研修会を開催し、また、国若しくは原子力関係機関が開催する研修会への参加を促すほか、必要に応じて県でも研修会を開催し、原子力防災に関する知識の習得及び原子力災害への対応能力向上を図る。	原子力防災体制整備事業(再掲)	原子力防災業務に係る職員に対して、内閣府、県及び原子力関係機関が主催する研修への参加を促している。 【R6受講者数実績】 ・内閣府主催 157人 ・県主催 177人 ・関係機関主催 18人	関係職員に対して、内閣府、県及び原子力関係機関が主催する研修への参加を促している。 原子力防災に係る専門的な知識を習得するためには、複数の研修を段階的に受講する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 年間の研修スケジュールを提示しながら、関係職員が継続的に研修を受講する必要があることを認識させ、研修の受講を促していく。	原子力防災体制整備事業	-				危機管理部	原子力防災課	
		緊急時モニタリングの構成機関の職員が、緊急時に使用するモニタリング資機材の使用方法を確認し、緊急時の対応に必要な技術を習得することを目的に、緊急時モニタリングプレ訓練を実施する。	緊急時・広域環境放射能監視事業(再掲)	放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に緊急時の環境放射線モニタリングを実施する。また、緊急時の対応に必要な技術を習得することを目的に緊急時モニタリング要員を対象とした各種訓練を実施する。	緊急時モニタリング要員を対象として緊急時モニタリングプレ訓練を実施した。	緊急時の対応に必要な技術を習得するため、今後も継続して研修会を開催する必要がある。	-	緊急時・広域環境放射能監視事業	2-1	日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合	20.1%	29.0% 以下	危機管理部	原子力防災課

3 防犯の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課									
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値											
(1) 防犯意識の向上																							
3-1-1 防犯に関する情報提供、指導を通じた取組																							
1	交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に取り組むとともに、交番・駐在所速報やミニ広報紙による情報提供を行います。	各交番・駐在所の警察官により、各家庭を訪問し、安全で平穏な生活を確保するため必要と認められる事項について指導連絡等を行う巡回連絡を恒定期に実施する。各交番・駐在所等においてミニ広報紙については概ね四半期に1回、交番・駐在所速報については注意喚起すべき事案が発生した都度、それぞれ発行し、管内で発生した事件・事故等に関する広報及び防犯指導等情報提供を実施する。	—	交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組むとともに、交番・駐在所速報による情報提供を行います。	県内各交番・駐在所等の警察官が巡回連絡を実施し、防犯に関する情報提供等を行つた。 県内各交番・駐在所等においてミニ広報紙を1,394回、交番・駐在所速報を391回発行し、事件・事故等に関する広報及び防犯指導等情報提供を実施した。	ミニ広報紙の発行は前年比増加したが、交番・駐在所速報の発行は前年比減少している。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> ミニ広報紙等の発行を促進するなどし、取組を継続する。	—	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	地域企画課									
3-1-2 地域安全情報の発信																							
2	メールやSNSを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信するとともに、なりすまし詐欺、声掛け事案、強盗、その他必要と認めた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼び掛ける地域安全情報を発信します。	福島県警察メール配信システム「POLICEメールふくしま」の運用をR3年4月1日から開始し、現在も継続して活用している。同システムでは、なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報、地域防犯情報、交通安全情報、防災情報、お知らせなどの情報を、県警本部及び各警察署から随時配信する。また、県警公式X(旧Twitter)のアカウントも活用し、地域の安全・安心に関わる情報を幅広く提供する。	地域安全情報の発信	メールやSNSを活用し、犯罪情報や防犯情報、なりすまし詐欺情報、犯罪発生情報、不審者情報等を各警察署や警察本部からタイムリーに配信している。 情報発信により、なりすまし詐欺の未然防止、行方不明者早期発見等に効果をあげている。	メールやSNSを利用者の登録拡大を推進する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> POLICEアプリふくしまを普及させ、地域安全情報の配信を強化していくとともに、県警公式X、インスタ等でも地域安全情報を幅広く配信する。	地域安全情報の発信	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	生活安全企画課										
3-1-3 子どもの安全教育の充実																							
3	子ども自身が犯罪から身を守るために、子どもの防犯意識の向上を図る必要がありますから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。	各学校において、警察等と連携し、防犯教室等を開催するなど安全教育の充実を促す。学校安全指導者養成研修会を実施する。(3地区)	学校安全教室推進事業(健康)	県内学校の安全教育担当者を対象に効果的な安全対策の在り方について研修を行う。(健康)	福島県学校安全指導者養成研修会を実施した。(10/3相双地区、10/8県北地区、10/10県南地区)(健康)	—	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> R6年度は中央研修の内容の伝達講習により、防災意識を高める教育の充実を図った。R7年度も同様に行う。(健康) 各学校において、警察等と連携し、防犯教室等を開催するなど安全教育の充実を促す。「ふくしま情報モラル診断」を各校へ周知し、生徒の情報モラル意識の向上に努める支援を行う。(高校)	学校安全教室推進事業(健康)	—				教育庁	高校教育課特別支援教育課健康教育課									
		子ども自身が犯罪から身を守るために、防犯意識の向上が不可欠であることから、警察が各学校で開催する防犯教室において、危険を感じた際の大人的知らせ方や逃げ方など具体的な体験を通じた対策を学習させるなど、安全教育の充実に努める。	防犯教室	子ども自身が犯罪から身を守るために防犯意識の向上が不可欠であることから、警察が各学校で開催する防犯教室において、危険を感じた際の大人的知らせ方や逃げ方など具体的な体験を通じた対策を学習させるなど、安全教育の充実に努める。	県内各学校において総計684回の不審者対応訓練を実施した。(内訳:小学校340回、中学校125回、高校19回、その他200回)	依然として、県内においては子どもへの声掛け事案等が発生していることから、子ども自身が犯罪から身を守れるよう、事例を踏まえたより具体的な内容の防犯教室を実施する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 各学校と連携し継続実施する。	防犯教室	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	少年女性安全対策課									
3-1-4 サイバー犯罪被害防止																							
4	サイバー犯罪被害に遭わないため、全ての年齢層を対象とした被害防止講座等の実施やホームページ、SNS等、多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推進します。	サイバー防犯ボランティア等と連携した各学校での情報モラル教室、大学や民間企業等と連携した企業向け情報セキュリティセミナー等を実施するほか、多発するサイバー犯罪の手口及び対策について、県警ホームページ、「POLICEメールふくしま」、Twitter、ラジオ広報等の手段を活用し、積極的な情報発信に努める。	サイバー犯罪対策事業	サイバー犯罪被害に遭わないため、全ての年齢層を対象とした被害防止講座等の実施やホームページ、SNS等、多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推進していく。	サイバー防犯ボランティアと連携した広報啓発活動5件、情報セキュリティセミナー等31件、広報媒体を活用した情報発信48件(R6年度中)	スマートフォンの普及により全世代がインターネットを介した犯罪被害に遭う可能性があることから、全世代へ向けた被害防止対策の発信活動と浸透の推進	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	サイバー犯罪対策事業	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	サイバー犯罪対策課									
(2) 防犯活動の充実																							
3-2-1 防犯ボランティア活動支援																							
5	防犯ボランティア団体において、効率的で効率的な自主防犯活動が展開できるよう、関係機関が連携して、有用な情報を提供するなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。 また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	地域における自主防犯活動の推進を図るために、一般県民、市町村、防犯ボランティア団体を対象に、令和6年度防犯力向上セミナーを実施しました。	防犯ボランティア活動支援事業	防犯力向上セミナー等を実施し、一般県民や地域の防犯ボランティア団体等の活動の活性化を図り、地域の防犯力の底上げにつなげる。	令和6年度防犯力向上セミナー 日程: R7.2.6 形式:会場とオンラインの併用 人数:116名参加	人口減少・高齢化の進展等を背景に、地域における防犯活動に担い手が減少しつつあることから、防犯ボランティア団体等の活動を活性化し、地域の防犯力の底上げが必要。	防犯力向上セミナーの開催等により、関係機関と連携しながら防犯に関する取組を一層推進していく。	防犯ボランティア活動支援事業	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	生活環境部	生活環境総務課									
		地域の自主防犯力の向上に向けて、防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、犯罪情勢や防犯に関する情報を随時提供するとともに、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対し、積極的に支援を行う。	防犯ボランティア活動支援事業(再掲)	防犯ボランティア団体が、効率的で効率的な自主防犯活動が展開できるよう、関係機関と連携し、防犯ボランティア活動を支援する。 防犯ボランティア団体等に対する装備資機材の支援を図るなど、防犯ボランティア活動を支援する。	地域の防犯力向上に向けて、防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、犯罪情勢や防犯に関する情報を随時提供した。 防犯ボランティア団体への支援については、R6年度、11団体に対して資材購入費用を支援した。	防犯ボランティアの若返りを図る必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、犯罪情勢や防犯に関する情報を随時提供するとともに、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対し、積極的に支援を行う。	防犯ボランティア活動支援事業	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	生活安全企画課									

3 防犯の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
3-2-2 各主体が連携した地域安全活動の推進														
6	防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して助言や指導を行うとともに、連携して活動を行なうなど、地域安全活動を積極的に推進します。	住民等の意見・要望等を聴取りし、検討・協議することにより、安全で平穏な地域社会を実現することを目的とした「交番・駐在所連絡協議会」及び各種防犯ボランティア団体との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して助言や指導を行うとともに、各交番・駐在所等の警察官が各種団体と合同で防犯診断や子ども見守り活動を行うなど、連携した地域安全活動を実施する。	各主体が連携した地域安全活動の推進	交番・駐在所連絡協議会及び各種防犯ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して助言や指導を行うとともに、各交番・駐在所等の警察官が各種団体と合同で防犯診断や子ども見守り活動を行うなど、連携した地域安全活動を実施する。	各種防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況等の提供や、会議等において指導助言を行った。また、合同で防犯パトロールや少年の街頭補導等、地域安全活動を実施した。	地域安全活動等が低調な地区も見受けられる。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 各種防犯ボランティア団体等との連携を深め、取組を継続する。	各主体が連携した地域安全活動の推進	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	生活安全企画課
3-2-3 被災者等による自主防犯組織への支援														
7	災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保するため、自治会等と連携した治安対策や被災者や事業者等による自主防犯組織の活動支援に努めるとともに、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援に努めます。	防犯ボランティアや民間パトロール隊と連携し、被災地のパトロール活動を実施するとともに、復興公営住宅や仮設住宅への戸別訪問活動により各種犯罪被害防止を呼び掛ける。 避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援を推進する。	被災者等による自主防犯組織への支援	自治会等と連携した治安対策や事業者等による自主防犯組織の活動支援に努めるとともに、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援を行い、災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保する。	公営住宅等への立寄りによる防犯指導や集会所等における防犯教室の開催など被災者に各種犯罪被害防止を呼びかけた。 再開した防犯ボランティアと連携した防犯活動を実施した。	未再開の防犯ボランティアに対する活動支援を図る必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 防犯ボランティアや民間パトロール隊と連携し、被災地のパトロール活動を実施するとともに、復興公営住宅や仮設住宅への戸別訪問活動により各種犯罪被害防止を呼び掛けた。 避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援を推進する。	被災者等による自主防犯組織への支援	3-5	現在自分が暮らす地域(仮設住宅・借り上げ住宅も含む)の治安は良いないと回答した県民の割合	70.9%	上昇を目指す	警察本部	生活安全企画課
(3) 防犯環境の整備														
3-3-1 地域社会の連携による子どもの安全確保														
8	子どもへの声掛け事業の情報共有や登下校時間帯を始めとして通学路や公園等において子どもの見守り活動により警戒を行なうとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。	警察、PTA、防犯関係団体等と連携し、子どもの安全確保対策を推進する。 警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事務所を通して、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行う。	-	-	-	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 警察、PTA、防犯関係団体等と連携し、子どもの安全確保対策を推進する。	-	-	-	-	-	教育庁	健康教育課 義務教育課 特別支援教育課
		毎月、教育機関や関係団体等に対し、ネットワーク通信を配信して性犯罪、声掛け事業等に関する発生状況の提供や、見守り活動についての助言指導を行って、子どもの安全確保対策に努める。 地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、登下校の見守り活動を実施するとともに、通学路の危険場所を点検するなど子どもの犯罪被害防止に努める。	-	毎月、教育機関や関係団体等に対し、ネットワーク通信を配信して性犯罪、声掛け事業等に関する発生状況の提供や、見守り活動についての助言指導を行って、子どもの安全確保対策に努める。 地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、登下校の見守り活動を実施するとともに、通学路の危険場所を点検するなど子どもの犯罪被害防止に努める。	性犯罪・声掛け事業等の認知状況や防犯上の留意点を掲載した資料を教育機関や関係企業、団体等に毎月発出し、子どもや女性の安全対策を図った。 県内各警察署において、学校、保護者、地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、子どもの登下校時の見守り活動を実施するとともに、地域住民や事業者等が日常生活や業務を通じて見守り活動を行う「ながら見守り」を推進し、子どもの安全対策を図った。	防犯情報のタイムリーな発信に努めるなど地域住民の更なる防犯意識の向上を図り、子どもの登下校時の見守り活動を実施するとともに、地域住民や事業者等が日常生活や業務を通じて見守り活動を行う「ながら見守り」を推進し、子どもの安全対策を図った。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	-	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	少年女性安全対策課
3-3-2 学校における安全確保														
9	各学校において整備した危機管理マニュアルがしっかりと機能するよう、随時の見直しと教職員に対する研修等を行なうなど、子どもの安全確保の徹底を指導します。 また、校舎、体育館、プールなどの施設・設備の定期点検及び日常点検の実施を指導し、子どもの安全確保の徹底を図ります。	管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促すとともに、引き続き「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の活用を図る。	-	-	-	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促すとともに、引き続き「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の活用を図る。	-	-	-	-	-	教育庁	高校教育課 特別支援教育課 健康教育課
3-3-3 犯罪が起こりにくい環境整備														
10	道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置等を働き掛け、犯罪の起きにくい環境整備を推進する。	施設管理者等と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置等を働き掛け、犯罪の起きにくい環境整備を推進する。	犯罪が起こりにくい環境整備	道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、防犯灯、防犯カメラの設置などによる犯罪が起こりにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。	重点事業として、街頭防犯カメラ設置補助事業を実施し、県内自治組織の防犯カメラ設置を推進した。	自治体及び管理者等の自主防犯意識向上を図る必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 施設管理者等と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置等を働き掛け、犯罪の起きにくい環境整備を推進する。	犯罪が起こりにくい環境整備	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	生活安全企画課

3 防犯の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標			担当部局	担当課								
									指標番号	指標名	現況値										
(4) 犯罪体制の整備																					
3-4-1 地域に密着した警防活動の推進																					
11	犯罪や事故のない安全と安心を実感できる社会を構築するため、地域の実態に即したパトロールや巡回連絡、立番等の街頭活動を推進し、犯罪の未然防止活動や職務質問による犯罪の検挙に努めるとともに、県民の声に耳を傾け、地域に密着した活動を推進します。	交番における立番や人の往来の多い場所等における駆留警戒、事件・事故の発生が多い場所や時間帯における効果的なパトロール等、地域の実態に即した街頭活動を推進する。犯罪の未然防止と検挙のため、立番やパトロールの際、不審者に対する積極的な職務質問と所持品検査を実施する。巡回連絡や各種会合等を通じて、地域における意見・要望等を把握し、警察として必要な指直を講じるなど問題解決活動を推進する。	-	犯罪や事故のない安全と安心を実感できる社会を構築するため、地域の実態に即したパトロールや巡回連絡、立番等の街頭活動を推進し、犯罪の未然防止活動や職務質問による犯罪の検挙に努めるとともに、県民の声に耳を傾け、地域に密着した活動を推進する。	人の往来が多い時間帯における立番や、繁華街におけるパトロールの強化など、地域の実態に即した街頭活動を推進するとともに、不審者に対する職務質問を実施するなど、犯罪の検挙と事件・事故の未然防止に努めた。各交番・駐在所等において、地域における意見・要望等を把握し、地域住民の犯罪被害等の不安解消、交通の安全確保するなど、11件の問題解決活動を実施した。	問題解決活動が前年比減少した。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 地域における意見・要望等をさらに把握し問題解決活動するなど、取組を継続する。	-	3-5	現在自分が暮らす地域(仮設住宅・借り上げ住宅も含む)の治安は良いと回答した県民の割合	70.9%	上昇を目指す	警察本部	地域企画課							
3-4-2 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止																					
12	金融機関に対する強盗等の未然防止のため、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等により自主防犯体制の整備を行います。 また、なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関始めとする関係機関・団体と警察の緊密な連絡体制の下、各種被害防止対策を推進します。	金融機関に対する強盗等を防ぐため、防犯診断や防犯指導、模擬強盗訓練や窓口対応訓練等を実施し、防犯対策を継続的に推進する。 また、なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携しながら、金融機関窓口等における声掛け訓練や街頭広報キャンペーン等を実施し、なりすまし詐欺被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進する。	金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止	金融機関に対する強盗等の未然防止のため、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等により自主防犯体制の整備を図る。 なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関を始めとする関係機関・団体と警察の緊密な連絡体制の下、各種被害防止対策を推進する。	県内の各警察署において、金融機関に対する防犯診断や強盗訓練等を実施した。 金融機関等と連携し、令和6年中、135件の詐欺被害を未然防止した。	なりすまし詐欺等の手口が日々変化、巧妙化していることから、新たな手口に対する早急な対策を図る必要がある	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 金融機関に対する強盗等を防ぐため、防犯診断や防犯指導、模擬強盗訓練や窓口対応訓練等を実施し、防犯対策を継続的に推進する。 また、なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携しながら、金融機関窓口等における声掛け訓練や街頭広報キャンペーン等を実施し、なりすまし詐欺被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進する。	金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止	3-2	なりすまし詐欺の認知件数	120 件	減少を目指す	警察本部	生活安全企画課							
3-4-3 店舗対象の強盗事件等被害の防止																					
13	コンビニエンスストア等対象の強盗事件等の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進します。	コンビニエンスストア等強盗事件の対象として狙われやすい店舗において、チェックリストに基づく防犯診断を実施し、防犯カメラ設置等のハード面、従業員に対する防犯指導等ソフト面の両面における防犯対策強化を推進する。	店舗対象の強盗事件等被害の防止	コンビニエンスストア等対象の強盗事件等の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進する。	県内の各警察署において、コンビニエンスストア等に対する防犯診断を行っているほか、コンビニエンスストア等を対象とした強盗訓練を実施した。	自主防犯体制を整備するため、各店舗の従業員一人一人に行き渡る防犯指導等に努める必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 強盗事件の対象として狙われやすい店舗において、チェックリストに基づく防犯診断を実施し、防犯カメラ設置等のハード面、従業員に対する防犯指導等ソフト面の両面における防犯対策強化を推進する。	店舗対象の強盗事件等被害の防止	3-1	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	8,844 件	減少を目指す	警察本部	生活安全企画課							

4 虐待等対策の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(1) 虐待等防止のための意識の向上	事業名												
	4-1-1 暴力、虐待防止の周知啓発													
1	DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、大人から子どもまでを対象とした人権教育や各種広報媒体を活用した虐待防止に関する制度の周知、関係機関への啓発等により社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るために、研修の充実等に取り組みます。						<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直しして継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は、計画の基本指標にプラスの影響を与えた。市町村等への支援の実施により指標に寄与することができた。市町村からの電話相談や専門職派遣の依頼は多いものの、一方で対応に苦慮している状況が見られるところから、専門職派遣による支援可能回数を増加しつつ、各種研修内容の強化(研修内容の見直し)を行うことで、成年後見制度の利用が必要な方を制度利用につなぐことや、施設での高齢者虐待の発生を防止することに寄与していく。	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	4-2	児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと回答した県民の割合	70.8%	上昇を目指す	保健福祉部	高齢福祉課
4-1-2 障がい者の権利擁護の推進							<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 当該事業は総合計画の基本指標にプラスの影響を与えた。厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に、市町村職員及び障がい福祉サービス事業所等職員を参加させることで、虐待防止に関する指導者を養成する。	障がい者虐待防止対策支援事業	4-2	児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと回答した県民の割合	70.8%	上昇を目指す	保健福祉部	障がい福祉課
4-1-3 施設等における虐待防止対策							<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は総合計画の基本指標にプラスの影響を与えた。厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に、市町村職員及び障がい福祉サービス事業所等職員を参加させることで、虐待防止に関する指導者を養成する。	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	4-2	児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと回答した県民の割合	70.8%	上昇を目指す	こども未来局	児童家庭課
2	障がい者の権利擁護について、障がいの有無にかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への心配りと理解が促進されるよう意識啓発を図ります。						<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直しして継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は総合計画の基本指標にプラスの影響を与えた。多様性を理解した社会づくりの促進に寄与しており、今後も障がいや障がい者についての理解を促進するためには、継続して事業を実施していく必要があるため、芸術作品展のサテライト展示、センター事業にアドバイザー派遣を継続していくとともに、合理的な配慮セミナーの周知方法について検討するなど一部見直していく。	障がい者の社会参加促進事業	4-2	児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと回答した県民の割合	70.8%	上昇を目指す	保健福祉部	障がい福祉課
3	児童、高齢者、障がい者等の権利を擁護するため、施設等における虐待の未然防止を図ります。さらに、虐待の早期発見、早期対応を含め、対策の実効性を高めるため、施設等に対して、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制整備について周知徹底を図るとともに、施設職員等に対する研修の充実に努めます。						<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直しして継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は、計画の基本指標にプラスの影響を与えた。市町村等への支援の実施により指標に寄与することができた。市町村からの電話相談や専門職派遣の依頼は多いものの、一方で対応に苦慮している状況が見られるところから、専門職派遣による支援可能回数を増加しつつ、各種研修内容の強化(研修内容の見直し)を行うことで、成年後見制度の利用が必要な方を制度利用につなぐことや、施設での高齢者虐待の発生を防止することに寄与していく。	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	4-2	児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと回答した県民の割合	70.8%	上昇を目指す	保健福祉部	高齢福祉課 障がい福祉課 児童家庭課

4 虐待等対策の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課									
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値											
(2) 虐待等の防止体制の強化																							
4-2-1 関係機関連携によるDV防止対策																							
4	「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DVの防止と被害者の保護・自立支援に当ります。	福島県困難な問題を抱える女性への支援調整会議を開催し「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」の第5次改定を実施する。	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業(再掲)	困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図る。また、保健福祉事務所を配偶者暴力相談センターに指定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を行う。	福島県困難な問題を抱える女性への支援調整会議を開催し、「福島県困難な問題を抱える女性への支援並びにDVの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」を改定した。(R6年11月、R7年1月)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	4-1	配偶者暴力防止法に基づく基本計画策定市町村数	44 市町村	上昇を目指す	こども未来局	児童家庭課									
4-2-2 児童相談所による総合的な支援の強化																							
5	児童相談所は、中核的専門機関として関係機関と連携を図りながら、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行います。また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る上で、地域の事情を最も把握している市町村が中心となつて関係機関が連携・協力する「要保護児童対策地域協議会」の役割が重要であるため、有機的に機能するよう支援に努めます。	虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修、保育者向け研修、市町村を要保護児童対策地域協議会支援講習会の開催や広報媒体の活用による啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性の向上を図るために、各種研修を実施する。	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応に向けて、関係機関の連携強化、児童相談所職員の専門性向上、市町村における相談体制強化への支援などを行う。 児童相談所において、児童及び保護者に対する相談対応を行うほか、職員の資質向上に向けた研修受講などを実施する。	虐待から子どもを守る連絡会議開催した。(R6年11月) 要保護児童対策地域協議会支援講習会を開催した。(R6年10月) 学校教職員や保育者向け研修、児童相談所や関係機関の専門性の向上を図るために各種研修を実施した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	4-3	児童虐待相談対応件数	1908 件 (R5)	適切に対応する	こども未来局	児童家庭課									
4-2-3 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援																							
6	各市町村においては高齢者虐待防止ネットワークが構築されており、同ネットワークが十分に機能するよう支援します。	市町村が対応する高齢者虐待事業について、円滑な対応と適切な判断により被虐待者の命と権利を守るため、市町村が行うケータイ検討会等に社会福祉士や弁護士などの専門職を派遣し、助言等を行つ。	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業(再掲)	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町村の高齢者虐待や成年後見制度利用促進などの権利擁護支援の取組を支援する。	権利擁護推進会議体の見直しを行い、協議会を2回開催した。また、成年後見制度利用促進体制整備及び高齢者虐待対応に係る市町村からの電話相談及び専門職派遣、権利擁護に係る関係者への各種研修(8つ)を実施した。	市町村での権利擁護に係る知識や経験不足、人員不足により十分な対応に手が回らない等の状況により取組が進まないため、引き続き専門職派遣を行うとともに、各保健福祉事務所による地域支援を行う。	<R7年度の状況> <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は、計画の基本指標にプラスの影響を与えた。市町村等への支援の実施により指標に寄与することができた。市町村からの電話相談や専門職派遣の依頼は多いものの、一方で対応に苦慮している状況が見られるところから、専門職派遣による支援可能回数を増加しつつ、各種研修内容の強化(研修内容の見直し)を行うことで、成年後見制度の利用が必要な方を制度利用につなぐことや、施設での高齢者虐待の発生を防止することに寄与していく。	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	4-5	高齢者虐待相談・通報件数 ・養護者による高齢者虐待 ・養介施設従事者等による高齢者虐待	・555件 ・54件	適切に対応する	保健福祉部	高齢福祉課									
4-2-4 障がい者虐待防止ネットワーク構築																							
7	障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となつた地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。	厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に、市町村職員1名、障がい福祉サービス事業所等職員2名を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成する。	障がい者虐待防止対策支援事業(再掲)	厚生労働省が主催する虐待防止の研修に職員及び関係機関等を参加させ、虐待防止に関する指導者を養成する。	厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」(R6年10月2日～4日)に、県(1名)や事業所の職員(1名)を参加させる等により、虐待防止に関する指導者を養成した。 R7年1月21日に令和6年度福島県障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催した(市町村及び事業所職員約77名参加)。	今後も事業を継続し、虐待防止の推進を図る。	<R7年度の状況> <今後の方向性> 当該事業は総合計画の基本指標にプラスの影響を与えた。厚生労働省主催の「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」に、市町村職員及び障がい福祉サービス事業所等職員を参加させることで、虐待防止に関する指導者を養成する。	障がい者虐待防止対策支援事業	4-6	障がい者虐待相談・通報件数 ・養護者による障がい者虐待 ・障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待	・93件(R5) ・48件(R5)	適切に対応する	保健福祉部	障がい福祉課									

4 虐待等対策の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援													
	4-3-1 関係機関連携によるDV被害者支援													
8	DV被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者暴力相談支援センターとの連携を深めるために、福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換を行う(1回)。	自立に向けた支援では、経済的な支援、法的な手続き、子どもの養育への支援等、様々な機関の協力が必要となるため、関係機関との連携を深めるために、福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換を行う(1回)。	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業(再掲)	困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図る。また、保健福祉事務所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための業務を行う。	福島県困難な問題を抱える女性への支援調整会議を開催し、情報交換を行った。(R6年11月、R7年1月)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	4-4	配偶者暴力相談支援センターでの相談件数	1930 件 (R5)	適切に対応する	こども未来局	児童家庭課
	4-3-2 虐待を受けた児童への保護・支援													
9	虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもつて養育する里親制度や、心理療法によるケア及び小規模なグループによりケアを行う児童養護施設における養育により、手厚い保護・支援を取り組みます。	児童養護施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待を受けた子ども達の心のケアを行う。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図るとともに、意見表明等支援員を配置し、こどもが意見表明する機会を確保する。	児童入所施設(県立施設を除く)措置費	家庭において適切な養育を受けることができない子どもを児童福祉施設に入所させ、又は、里親に委託することにより、すべての子どもの心身の健やかな育ちを支援する。	児童養護施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待を受けた子ども達の心のケアを行った。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図った。 県内児童養護施設8箇所に意見表明等支援員を配置した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続	児童入所施設(県立施設を除く)措置費	4-3	児童虐待相談対応件数	1908 件 (R5)	適切に対応する	こども未来局	児童家庭課
	4-3-3 高齢者虐待の被害者等への支援													
10	虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行なう市町村や地域包括支援センターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施するとともに、必要な助言を行います。また、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段の一つであり、その利用促進に向けた各市町村が取り組む地域連携ネットワークの構築など体制整備を支援します。	市町村職員の高齢者虐待案件への対応力向上を図るために、「高齢者虐待対応基礎研修」を実施する。 ・成年後見制度に関する理解促進及び地域連携ネットワークづくりの必要性に対する理解を促進するため成年後見制度市町村等担当職員研修」を実施する。 市町村に社会福祉士や弁護士、司法書士などの成年後見制度に係る専門職を派遣し、権利擁護支援の体制整備の推進を図る。	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業(再掲)	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市町村の高齢者虐待や成年後見制度利用促進などの権利擁護支援の取組を支援する。	権利擁護推進会議体の見直しを行い、協議会を2回開催した。また、成年後見制度利用促進体制整備及び高齢者虐待対応に係る市町村からの電話相談や専門職派遣の依頼は多いものの、一方で対応に苦慮している状況が見られるところから、専門職派遣による支援可能回数を増加しつつ、各種研修内容の強化(研修内容の見直し)を行うことで、成年後見制度の利用が必要な方を制度利用につなぐことや、施設での高齢者虐待の発生を防止することに寄与していく。	市町村での権利擁護に係る知識や経験不足、人員不足により十分な対応に手が回らない等の状況により取組が進まないため、引き続き専門職派遣、権利擁護に係る関係者への各種研修(8つ)を実施した。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は、計画の基本指標にプラスの影響を与えた。市町村等への支援の実施により指標に寄与することができた。市町村からの電話相談や専門職派遣の依頼は多いものの、一方で対応に苦慮している状況が見られるところから、専門職派遣による支援可能回数を増加しつつ、各種研修内容の強化(研修内容の見直し)を行うことで、成年後見制度の利用が必要な方を制度利用につなぐことや、施設での高齢者虐待の発生を防止することに寄与していく。	高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業	4-5	高齢者虐待相談・通報件数 ・養護者による高齢者虐待 ・養介施設従事者等による高齢者虐待	・555件 ・54件	適切に対応する	保健福祉部	高齢福祉課

5 交通安全の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課	
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値			
	(1) 交通安全意識の向上														
	5-1-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進														
1	交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けていたくため、児童から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど、高齢者が関与する事故防止対策を強化します。	関係機関と連携し、各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等を適宜行う。 交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高い状況が続いているなど、高齢歩行者及び高齢運転者の交通事故対策が課題となっているため、引き続き県民に注意喚起を行っていく。 発達段階に併せた交通安全への啓発資料(小・中学生向け安全ガイドブック)の普及を図り、交通安全意識を向上させる。 子供の交通安全教育として、児童や小学生には「横断の仕方や歩行者のルール」、「自転車利用時の交通ルール」を中心とした交通安全教室を、中学生や高校生には「自転車シミュレータ」や、スタッフマンが交通事故を再現する「スケアード・ストレイト教育技法」を活用した交通教室を実施する。 高齢者の交通事故防止対策として、各種シミュレータを活用した交通安全教室や、自動車販売店協会等と連携した安全運転サポート車の体験乗車講習会のほか、ドライブレコーダーに記録された本人の運転映像を活用した運転指導などを実施する。	-	-	文部科学省や県警本部から交通安全に係る周知依頼を受け、随時、各私立学校に周知した。 ※以下は参考 ・文部科学省依頼「通学路における交通安全の確保の徹底について」を周知(4/9) ・県生活交通課依頼「自転車安全利用強化月間」の実施について」を周知(4/25) ・文部科学省依頼秋及び春の「全国交通安全運動の実施について」を周知(8/29、3/11)など	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 前年度と同様に、文部科学省や県警本部からの周知依頼を受け、各私立学校に周知対応する。	-	-	-	-	-	-	総務部	私学・法人課

5 交通安全の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	5-1-2 住民参加と協働の推進													
2	交通安全意識の向上を図るために、行政・関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となって身近なところから交通安全活動に取り組むなど、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進します。	地域の実情に応じ、地域住民と連携した交通安全活動を推進する。 各季の交通安全運動期間中における広報啓発、CM事業等を活用し、効果的な交通安全啓発活動を行ってまいります。	福島県交通安全母の会連絡協議会補助金 福島県交通対策協議会への補助金(再掲)	福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動に係る経費の一部について補助する。 福島県交通対策協議会の行う各季の交通事故防止活動等にかかる経費について補助する。	福島県交通安全母の会連絡協議会が行う活動に補助を行うことを通じて、各市町村交通安全母の会が行う啓発活動に対して支援等を行った。 県交通対策協議会が主体となり、実施する各季の運動において、交通事故防止について啓発活動を行った。 県交通対策協議会が主体となり、①自転車ヘルメットの着用・自動車損害賠償責任保険等への加入②横断歩道での歩行者の保護③飲酒運転の禁止にかかるCMを作成し、Youtube等で放映した。	R5年から交通事故が増加傾向にあり、引き続き、交通事故の減少に向け、県民の交通安全意識の向上を図る必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 福島県交通安全母の会連絡協議会が行う活動に補助を行うことを通じて、各市町村交通安全母の会が行う啓発活動に対して支援等を行つ。	交通安全母の会連絡協議会補助金 福島県交通対策協議会への補助金	5-1	交通事故死者数	51人	50人 以下	生活環境部	生活交通課
	(2) 交通安全活動の充実													
	5-2-1 民間団体等の主体的活動の推進													
3	交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供を充実するなど、その主体的な活動を促進するとともに、地域団体・自動車製造・販売団体・自動車利用者団体等に対して、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、季節ごとの交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。	交通白書、交対協だより等を各種団体に送り、県内の交通情勢等について情報提供を行う。また、各季の交通安全運動を行う際、要綱やチラシを配布して運動に対する理解・協力を求めていく。	福島県交通対策協議会への補助金(再掲)	福島県交通対策協議会の行う各季の交通事故防止活動等にかかる経費について補助する。	交通白書、交対協だより等を各種団体に送り、県内の交通情勢等について、情報提供を行つた。 各季の交通安全運動を行う際、要綱やチラシを配布して運動に対する理解・協力を求めた。	R5年から交通事故が増加傾向にあり、引き続き、交通事故の減少に向け、県民の交通安全意識の向上を図る必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 交通白書、交対協だより等を各種団体に送り、県内の交通情勢等について、情報提供を行つ。 各季の交通安全運動を行う際、要綱やチラシを配布して運動に対する理解・協力を求める。	福島県交通対策協議会への補助金	5-2	交通事故傷者数	3,738人	3,200人 以下	生活環境部	生活交通課
	5-2-2 交通ボランティア活動支援													
4	地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化するとともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動・保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指導者の育成に努めます。	交通安全母の会では、高齢者世帯への訪問活動や街頭啓発活動等により、直接高齢者に交通事故防止を呼びかけており、関係機関と連携しながら活動を推進する。	交通安全母の会連絡協議会補助金(再掲)	福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動に係る経費の一部について補助する。	福島県交通安全母の会連絡協議会が行う活動に補助を行うことを通じて、各市町村交通安全母の会が行う啓発活動に対して支援等を行つた。	R5年から交通事故が増加傾向にあり、引き続き、交通事故の減少に向け、交通ボランティア団体との連携・協力を強化する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 福島県交通安全母の会連絡協議会が行う活動に補助を行うことを通じて、各市町村交通安全母の会が行う啓発活動に対して支援等を行つ。	交通安全母の会連絡協議会補助金	5-2	交通事故傷者数	3,738人	3,200人 以下	生活環境部	生活交通課
	5-2-3 交通規則遵守の推進													
5	R2(2020)年6月の道路交通法改正により施行された、妨害運転(「あおり運転」)、著しい速度超過などの差点関連違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や県民から取締りを望むが多い違反に重点を指向した交通指導取締りを強化します。	県内における交通事故分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、妨害運転、著しい速度違反、横断歩行者妨害違反、信号無視などの交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質・危険性の高い違反や県民から取締りを望むが多い違反に重点を指向した交通指導取締りを強化する。	－	交通指導取締り	R6年度中は、飲酒運転260件、無免許運転169件、速度違反22,193件、横断歩行者妨害2,957件、信号無視6,065件の検挙・告知があった。	取締り資機材の保守点検、更新の予算措置	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 継続し、悪質・危険性の高い違反や県民から取締りを望む多い違反に重点を指向した交通指導取締りを強化する。	－	5-1	交通事故死者数	51人	50人 以下	警察本部	交通企画課

5 交通安全の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(3) 道路交通環境に配慮した交通安全対策の推進													
	5-3-1 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策													
6	各市町村が策定する通学路交通安全プログラムに基づき、学校関係者や警察と連携して合同点検を実施するとともに、同プログラムに位置づけられた要対策箇所について、対策事業を推進する。	「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校関係者や警察と連携して合同点検を実施するとともに、同プログラムに位置づけられた要対策箇所について、対策事業を推進する。	補助事業(道路) 交付金事業(道路) 道路橋りょう改良事業(県単)	通学路の安全な歩行空間を確保することで、児童等が巻き込まれる交通事故を未然に防止する。	用地取得及び設計、工事の進捗を図った。	要対策箇所が非常に多いため、事業に必要な予算を確保するとともに、計画的に用地取得していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標に十分な影響を与える。アウトプット指標は達成する見込みであるが、基本指標である橋梁・トンネルの修繕は通学路交通安全プログラムの要対策箇所に含まれていないため、プラスの影響を与えない。現時点でのアウトプット指標を十分達成しているが、用地取得が必要となる箇所もあるため、引き続き計画的に事業を進めていく。	交通安全事業	5-3	通学路における安全対策の完了率	66%	62%	土木部	道路整備課
	5-3-2 事故分析による事故削減対策													
7	交通事故が多発している箇所について、道路環境を踏まえた事故分析を行い、国や市町村、関係機関と連携しながら効果的な事故削減対策を講じます。	福島県道路環境整備技術調査委員会において、調査各市町村から報告のあった調査候補箇所38か所の中から緊急性、重要性の高い6か所について実施する。	交通事故多発地点緊急対策事業	県民が安全で安心して暮らせる交通環境の実現を目指して、交通事故多発地点等について道路環境を中心とした詳細な事故分析を行い、事故削減に向けた効果的かつ適切な施策の展開を図る。	R6年度は県内6箇所の交差点の現地調査を実施し、委員会で取りまとめた対策を道路管理者等が推進する。2年後に対策の効果を検証予定。	過去10年間、61箇所で実施した交通事故対策の結果、約4割の交通事故の削減効果が認められるが、一部対策効果が低い箇所については、引き続き注視・追加対策が必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 6箇所程度の交通事故多発地点現地調査を実施するほか、対策効果を検証する。	交通事故多発地点緊急対策事業	5-3	通学路における安全対策の完了率	66%	62%	生活環境部	生活交通課
		福島県道路環境整備技術調査委員会により、事故多発地点の調査及び、対策検討を行う。	交付金事業(道路) 道路橋りょう改良事業(県単)	事故多発地点の調査により、対策が必要とされた箇所について、区画線やカラー舗装等の整備を実施する。	調査で対策が必要とされた箇所について、対策を実施した。	調査から2年内に対策を実施する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 福島県道路環境整備技術調査委員会により、事故多発地点の調査及び、対策検討を行う。	交付金事業(道路) 道路橋りょう改良事業(県単)	5-3	通学路における安全対策の完了率	66%	62%	土木部	道路計画課 道路整備課
		交通事故発生状況の分析結果を踏まえて、各警察署や関係機関・団体と緊密に連携しながら効果的な事故防止対策を推進する。 福島県道路環境整備技術調査委員会において、R6年度の県内における事故多発地点緊急対策事業箇所を選定予定であることから、県、関係自治体及び管轄警察署と連携を図りながら事故削減対策の検討を行う。 R6、7年の2か年を対策期間として、各警察署ごとの交通事故防止対策が必要な重点対策交差点を選定したことから、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。 R5年1月2日、郡山市大平町地内で発生した4名死亡の交通事故を受け、管轄警察署ごとに安全対策が必要な交差点を抽出したことから、県、関係自治体等と連携を図りながら安全対策を推進する。	【交通企画課】 交通事故分析・事故削減事業	県内の交通事故発生状況を分析し、関係機関団体と連携を図りながら安全対策を実施し交通事故を削減する。	交通事故発生状況を分析し、福島県道路環境整備技術調査委員会において緊急性、重要性の高い6箇所について現地調査を実施した。	事故削減は下げ止まりの傾向も見られるため、更なる事故削減のためには、事故分析手法の多角化・高度化が求められる。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 当該事業は交通事故削減に大きく貢献しているため、交通事故の特徴や傾向について、今まで以上に要因を分析しながら継続して実施していく必要がある。	交通事故分析・事故削減業務	5-1	交通事故死者数	51人	50人以下	警察本部	交通企画課 交通規制課
		【交通規制課】 ・重点対策交差点 ・安全対策が必要な交差点	・選定した重点対策交差点において、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。 ・抽出した2030箇所の安全対策が必要な交差点において、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。	31交差点中11交差点の対策が完了した。 2030交差点中1917交差点の対策が完了した。	警察と道路管理者双方の対策が完了することが求められる。	【交通規制課】 <R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続き、道路管理者と緊密に連携を図りながら、規制標識・規制標示の更新、一時停止、横断歩道等の交通規制の実施等を検討していく必要がある。	【交通規制課】 ・重点対策交差点 ・安全対策が必要な交差点							

5 交通安全の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
5-3-3 地域の特性に応じた交通規制														
8	警察による面的低速度規制(ゾーン30)と道路管理者による凸型路面や狭さく、シェインなどの物理的デバイスを適切に組み合わせて実施する「ゾーン30プラス」の取組を推進します。	生活道路における交通安全対策として、道路管理者と連携した「ゾーン30プラス」による実効性のある道路交通環境の整備を推進する。	ゾーン30プラスの整備推進	ゾーン30プラス(警察による最高速度30km/hの区域規制と道路管理者による物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図る区域)の整備推進	関係警察署との連携、道路管理者との調整を図り、ゾーン30プラスの整備計画5区域を策定した。	道路管理者によるハンプや狭さくといった物理的デバイスの設置が要件であることに加え、警察と道路管理者の双方が整備計画を策定することが必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 関係警察署との連携、道路管理者との調整を図りながら、ゾーン30プラスの整備推進を図る。	ゾーン30プラスの整備推進	5-3	通学路における安全対策の完了率	66%	62%	警察本部	交通規制課
5-3-4 地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備														
9	交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえるとともに、高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方に基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。	歩行者の安全な通行に支障がある箇所では歩道整備事業を、また、安全かつ円滑な交通の確保に課題がある箇所では交差点改良事業を実施します。 あわせて、公共施設、福祉施設、駅などを結ぶ歩道については、段差の解消や拡幅、障害物の除去などにより、歩道ネットワークの整備を推進します。	補助事業(道路) 交付金事業(道路) 道路橋りょう改良事業(県単)	通学路の安全な歩行空間を確保することで、児童等が巻き込まれる交通事故を未然に防止する。	用地取得及び設計、工事の進捗を図った。	要対策箇所が非常に多いため、事業に必要な予算を確保するとともに、計画的に用地取得していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標に十分な影響を与えない。アウトプット指標は達成する見込みであるが、基本指標である橋梁・トンネルの修繕は通学路交通安全対策プログラムの要対策箇所に含まれていないため、プラスの影響を与えない。現時点でアウトプット指標を十分達成しているが、用地取得が必要となる箇所もあるため、引き続き計画的に事業を進めていく。	交通安全事業	5-3	通学路における安全対策の完了率	66%	62%	土木部	道路整備課
		通学路等における関係機関との合同点検等を踏まえた交通規制の実施と交通安全施設等の整備を推進する。 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯・特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可規制の見直し、自転車に係るその他の交通規制の見直し等を推進する。	通学路における合同点検等を踏まえた交通規制の実施と交通安全施設等の整備推進 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の整備等を推進	通学路における関係機関との合同点検等を踏まえた交通規制の検討や交通安全施設等の整備推進 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の新設等を実施した。	通学路における関係機関との合同点検等を踏まえた交通規制の検討や交通安全施設等の整備推進 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の整備等を推進	通学路における合同点検についても、良好な自転車交通秩序の実現についても、道路管理者をはじめとする関係機関との調整及び連携が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 通学路における関係機関との合同点検等を踏まえた交通規制の検討や交通安全施設等の整備推進 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の整備等を推進	通学路における合同点検等を踏まえた交通規制の検討や交通安全施設等の整備推進 良好な自転車交通秩序の実現のための対策として、普通自転車専用通行帯の整備等を推進	5-3	通学路における安全対策の完了率	66%	62%	警察本部	交通規制課

6 医療に関する県民参画等の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発	6-1-1 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発												
1	がんや心疾患等の生活习惯病を予防し、一人一人が健康な生活习惯を形成できるよう、運動、食生活、喫煙、各種健康診断などの情報提供や普及啓発、環境整備を図ることで、がん検診等の受診勧奨や、がんを含む生活习惯病の予防に関する啓発資料等を活用し、関係機関と連携して県民への啓発を推進します。	ふくしまメタボ改善チャレンジ事業	市町村や事業所と連携しながら、働き盛り・子育て世代の県民を対象に健康行動の実践を促す参加・体験型のチャレンジ事業を実施することで、メタボ・肥満該当者の割合改善を図る。	<p>・測って目指そう適正体重キャンペーン 10月1日にスタートし、12月1日～31日、2月1日～28日開催し、最終実績は10,515人が参加。</p> <p>・バーチャルウォーキング大会 11月1日にスタートし、グループ単位で歩数を競い、1396人が参加した。企業対抗も設け、働き盛り世代をターゲットとした取組を強化し、55企業の参加を得た。</p> <p>・大規模事業所と連携したメタボ改善モデル事業 3事業所で実施</p> <p>・市町村先駆的民間プログラム活用事業 26市町村活用</p>	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (その他) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。 ふくしま健民アプリの活用により、1万人を超える県民が参加し、身近な健康づくりに多くの県民が取り組むきっかけができる。しかし、一人一人の生活習慣の改善が、健康指標の改善に現れるまでは一定の期間を要するため、取組の継続により健康づくりの大切さを浸透させていくことが重要である。 引き続き、関係機関と連携した取組の展開や県民参加型のキャンペーンに加え、健康づくりの機運を高めるための口コ等を活用し県内に幅広く情報発信することにより、県民の健康づくりの意識を高め、一人一人の行動変容につなげ、指標の改善の加速化を図る。	ふくしま脱メタボプロジェクト事業	6-1 メタボリックシンдром該当者及び予備群の割合(特定健康診査受診者)	32.2% (R5)	25.6% 以下				
									6-6 脳血管疾患年齢調整死亡率(人口10万対) ・男性 ・女性	・109.6%(R2) ・75.2%(R2)	・101.70% ・65.80%			
									6-7 心疾患年齢調整死亡率(人口10万対) ・男性 ・女性	・212.9%(R2) ・118.9%(R2)	・201.50% ・114.05%			
		子どものむし歯対策事業	子どものむし歯予防のため、市町村が保育所・幼稚園・小学校において集団でのフッ化物洗口事業を実施できるよう体制整備を図ることにより、口腔衛生の切り口から子どもたちの健康を促し、県民の健康回復を図る。	<p>・フッ化物洗口実施にかかる経費の補助 1市</p> <p>・フッ化物配合歯磨き剤、フッ化物洗口に関する普及啓発資料の配布、7,170部</p> <p>・県庁及び保健福祉事務所において未実施市町村へ個別支援や情報提供を実施。</p>	未実施市町村へは丁寧な説明が必要であり、個別支援の継続が重要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (その他) 6歳で永久歯むし歯のない者の割合は指標達成することことができた。今後は、フッ化物洗口事業が未実施市町村の課題の一つである糞便管理等の負担やマンパワー不足に対して、各施設に応じた効果的な実施方法等の情報提供やフッ化物洗口のマニュアルを見直すことで、集団における洗口を推進していく必要がある。	歯科保健総合対策事業	6-2 歯の健康 ・80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合 ・6歳で永久歯むし歯のない者の割合 ・12歳でむし歯のない者の割合	・60.4%(R5) ・98.0% ・66.9%	・60.0%以上 ・97.0%以上 ・65.0%以上			保健福祉部	健康づくり推進課
									6-3 がん検診受診率 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮頸がん	・32.7%(R5) ・32.2%(R5) ・30.0%(R5) ・47.9%(R5) ・46.0%(R5)	60.0% 以上			
		がん対策推進事業	県民に対し、関係機関と連携した検診受診促進のための啓発活動を展開することで検診受診率の増加を図るとともに、適切な精度管理の下、検診を実施することで早期発見・早期治療につなげ、がんによる死者数の減少を図る。	がん検診キャンペーン参加者数:3,604人	アウトカム指標は翌年度(R6年度)に確定するため、課題分析は次年度以降となるが、長年の課題として、受診率が計画上の目標値から大きく乖離した状況が続いている。 また、実施主体となる市町村ごで検診体制や取組姿勢等に温度差がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (その他) 当該事業は、計画の基本指標に十分な影響を与えていた。これまでの取組により、キャンペーンやイベント等への参加者数が増加するとともに、市町村や連携企業との受診率向上に向けた取組が拡大し、がん検診受診率はコロナ禍前まで回復傾向となる等、一定の成果が得られた。しかしながら、県が目標としている受診率60%には至っておらず、直近の令和4年度と5年度の受診率を比較すると、横ばいの傾向に受診率が伸び悩んでる状況にあり、取組の更なる強化が必要である。 これまでは県民個人への働きかけを中心としたが、受診率の更なる向上を図るために、普及啓発と併せて、がん検診の必要性を理解した県民を実際の検診受診につなげることができるように受診しやすい体制づくりを進めていく。 具体的には、無関心層(低関心層)を中心とした県民のがんへの理解を促進するため、ますがんに興味を持つもらうことが不可欠であり、そのきっかけづくりとして、引き続き、関係機関と連携した取組の展開や県民参加型のイベント等を展開していく。 併せて、医療機関に偏りがある県北をモデル地域とし、商業施設で接診バスによる休日の乳がん検診を実施するなど、検診受診の意欲を示した県民が検診を受けやすい体制を整備することにより、実際の検診受診につなげるために施設を継続していく。さらに、受診率向上を図るため、これまでアプローチすることでできていなかった職域に対して、がんやがん検診についての正しい知識の普及啓発がん検診を受けやすい環境整備費用の補助を行なうことにより、事業所単位でのがん検診に対する意識の向上や職域における受診率向上につなげる。	がん対策推進事業	6-4 がんの年齢調整死亡率(全がん・男女計・75歳未満・人口10万対)	69.40% (R5)	65.62%			保健福祉部	健康づくり推進課
									6-5 喫煙率	21.4% (R4)	12.0%			

6 医療に関する県民参画等の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
1			国保健康づくり推進事業	市町村と連携し、特定健診の効果的な受診勧奨のモデル事業や、市町村専門職を対象とした特定健診・保健指導に関する研修会を実施することで、受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防や健康寿命の延伸、医療費の適正化を推進する。	特定健診の受診率向上を目指し、WEBページやSMSを活用した受診勧奨をモデル事業として20市町村で実施した。また特定検査の実務担当者向けに面研修1回、WEB研修3回の計4回の研修会を開催した。	特定健診の受診率向上には被保険者の受診行動の定着が重要であり、今後も引き続き市町村と連携しながら、継続的な普及啓発が必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 特定健診の重要性について県民や関係職員の理解をさらに深めるため、周知・啓発を強化するとともに、市町村職員向けの研修内容も充実させ、現場での実践力向上を図っていく。	国保健康づくり推進事業	6-16	特定健康診査実施率	58.3% (R5)	70.0% 以上	保健福祉部	国民健康保険課
			健康長寿ふくしま推進事業	県民に対して、「食」「運動」「社会参加」の3本柱に沿った、健康づくり事業を実施し健康長寿県の実現を目指すため、ふくしま健康アドバイザーを活用したバーチャルサイクリングやバーチャルウォーキングコース等を追加、ふくしま健康経営優良事業所の認定、健康づくりのための健活フェスタの開催等を行う。	第三次健康ふくしま21計画をスタートし、重点ストローガン「みんなでチャレンジ!減塩・禁煙・脱肥満」のロゴマークを作成し、課内外のイベントや広報媒体により周知・啓発を図った。 ふくしま健康経営優良事業所2024認定数: 260事業所・長期優良事業所認定を新設し、うち77事業所が長期認定となつた。 県民の健康意識の向上を図り、健康づくりの定着による健康指標の改善を図るために、ふくしま推しの健活フェスタを開催(来場者数合計: 1,069名)	第三次健康ふくしま21計画の推進における、重点課題である「食塩・喫煙・肥満」の改善へ向けた事業をより推進していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (その他) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。 ふくしま健活アドバイザーの活用により、身近な健康づくりに多くの県民が取り組むきっかけができた。しかしながら、一人一人の生活習慣を改善し、健康づくりの成果が指標の改善として現れるまでには一定の期間を要するため、短期間での見通しを立てることは困難であるものの、福島県版健康データベースにて分析した地域ごとの健康課題に対して、各保健福利事務所が主体となり市町村と連携し、健康づくりの一層の推進を図る。	健康長寿ふくしま推進事業	6-20	生活習慣病などの対策のため、健康診断を受診していると回答した県民の割合	77.0%	79.9% 以上	保健福祉部	健康づくり推進課
6-1-2 感染症に対する正しい知識等の普及啓発														
2	新型コロナウイルスを含め、結核、エイズ、麻疹などの感染症の発生予防、早期発見及び拡大防止のため、各年齢層や学校や施設等のニーズに応じた保健所による出前講座等の実施により、感染症の正しい知識の普及を行います。	肝炎普及啓発事業 エイズ普及啓発事業 HPVワクチン啓発事業 結核普及啓発事業	肝炎普及啓発事業 エイズ普及啓発事業 HPVワクチン啓発事業 結核普及啓発事業	・街頭キャンペーン 肝炎 7か所 エイズ 7か所 ・タウン情報誌 5件 ・県政広報番組 デジタル広告、タウン情報誌等を活用し、予防啓発を実施する。	高齢者や外国人等にも適切な情報が提供できるよう、効果的な啓発方法を検討する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> HPVワクチンや麻疹・風疹など定期接種対象者やその保護者に届くよう啓発を実施する。 引き続き、各種広報媒体の活用や市町村との連携により、効果的な啓発を図る。	肝炎普及啓発事業 エイズ普及啓発事業 HPVワクチン啓発事業 結核普及啓発事業	6-17	麻疹・風疹予防接種率 [1期] 麻疹・風疹予防接種率 [2期]	93.4% 93.0% (R5)	98%	保健福祉部	感染症対策課	
6-1-3 心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援														
3	心の健康や自殺予防に関して、研修会の開催やパンフレット、インターネットなどによる知識の普及啓発に努めるとともに、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行っています。	自殺対策緊急強化事業	自殺対策緊急強化事業	追い込まれた人に対する相談支援体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間団体の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげる。	自殺防止にかかる普及啓発・人材育成・民間団体補助・市町村事業支援・対面相談・自殺対策推進センター運営・SNS等活用相談を実施した。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成績が十分に確保できる見通し) 当該事業は総合計画の基本指標(自殺死亡率17.3以下、自殺者数301人以下)に十分な影響を与えるなかった。R5実績ベースでそれぞれ20,2,354人と達成できていない状況にある。自殺の要因である失業や倒産に加え、震災や原発事故などの影響もあると考えられる。自殺死亡率は長期的に見れば減少傾向にあり、一定の成績は上がっているものの、全国の状況と比較すると高い状況が続いていることから対策を継続して行う必要がある。 今年度は子ども・若者の自殺防止のため、自殺危機対応チームを設置するとともに、こどものメンタル支援アドバイザーを配置するなど生きづらさを抱える若年層とその家族への支援を強化し、全世界及び将来に向けた自殺減少を目指す。	自殺対策緊急強化事業	6-9	自殺死亡率(人口10万対)	19.5%	17.3% 以下	保健福祉部	障がい福祉課	
6-10	自殺者数	337 人	301人 以下											
6-1-4 認知症に関する理解促進														
4	認知症普及啓発キャンペーンや認知症サポートー養成講座等を通して、広く県民に認知症についての正しい知識の啓発と幅広い世代の認知症サポートーの養成を行い、地域全体で認知症の人や家族を支援する体制構築を推進します。	認知症サポートー養成講座の講師役を務めることができ、自ら認知症サポートーとして活動する「認知症キャラバン・メイト」を養成し、県内各市町村において認知症パリアフリーの推進を図る。	福島県認知症サポートーパワーアップ事業	チームオレンジを全市町村で整備するにあたり、市町村に対する支援内容や課題について関係者と具体的な検討を行い、各種研修会を実施する。	市町村に対して、研修会(3回)及び今年度新たに市町村間の情報交換会(2回)を開催し、その研修内容を企画検討するための関係者との検討会議を4回開催した。	チームオレンジの整備を進めるためには、市町村の資源や人材不足、知識やノウハウ不足等の課題が挙げられているため、事例や事業間連携による効率的な立ち上げ、運営等について市町村に示す必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (成績が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与える。 関係者への研修の実施等により指標に寄与し、次年度は引き続き、市町村向けの研修会・情報交換会を開催するとともに、チームオレンジ整備に向け、より効果的な開催方法や実施内容を検討し、市町村支援を行っていく。	福島県認知症サポートーパワーアップ事業	6-12	認知症サポートー数	252,913 人	250,000人	保健福祉部	高齢福祉課
(2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進														
6-2-1 献血運動の普及啓発														
5	献血者の安定的な確保に向けて、県民に対する献血運動の普及啓発を継続して実施します。 特に、複数回献血者の確保や減少が著しい若年層を対象とした施策を重点的に展開します。	献血推進事業	献血推進事業	7月に「愛の血液助け合い運動」期間中、6,144人(前年比102.7%)の献血協力があった。また、県内13市では、街頭献血キャンペーンを実施した結果、1,220人(前年比98.6%)の献血協力があった。 1~2月に「はたちの献血キャンペーン」では、市町村及び高等学校等ハボスターを配布するとともに、ラジオの県政広報番組や新聞を活用して広報を行った。「献血出前講座」を県中地域4件、相双地域1件(計1,356名)開催し、献血の意義や血液製剤等の知識について普及啓発を図ることができた。	献血者を安定的に確保するため、啓発運動の継続等により、献血に対する理解と協力を引き続き得ていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 7月に「愛の血液助け合い運動」として県内全域で献血推進運動を展開するとともに、13市において街頭献血を実施する。 1~2月に「はたちの献血キャンペーン」を実施する。 県民を対象とした「献血出前講座」を実施する。	献血推進事業	6-11	献血目標達成率	105.5%	100%	保健福祉部	薬務課	

6 医療に関する県民参画等の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課	
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値			
6-2-2 骨髓バンクやアイバンク登録の促進															
6	広く県民に対して、白血病などの血液難病患者を教う骨髓バンク事業への理解を促し、骨髓バンク登録の促進を図ります。また、角膜などの臓器移植の大さを啓発し、アイバンク登録の促進を図ります。	各保健福祉事務所、県庁において、骨髓バンク登録会を実施する。その際に、福島県骨髓バンク推進連絡協議会に委託し、説明員を配置することで、骨髓バンク登録の推進を図る。また、日本赤十字センターが設置されていない地域(県内、県南、会津、相双)において、集団登録会を実施する。 「10月を「骨髓バンク推進月間」と定め、ポスター等の配布・テレビ・ラジオ・SNSを活用した広報を行う。 アイバンク登録に向け、市町村への周知やイベントを通してリーフレットを配布し、アイバンク登録の促進を図る。	-	イベント等の様々な機会を捉え普及啓発に努めるとともに、関係する機関・団体と連携し、普及啓発を一層推進する。	県内各地で骨髓バンク登録会を実施し、新規登録者の確保に取り組んだ。 推進月間の機会に、県内各所にポスター・リーフレット等を配布したほか、福島県公式Xや県政ラジオ放送等を活用し、幅広い世代への普及啓発を行った。 目の愛護デー講演会の実施やアイバンクポスター掲示を通じて、アイバンクの普及啓発と登録促進を行った。	幅広い世代の方が正確な情報を得られるような普及啓発活動が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 幅広い世代への普及啓発を行うために、様々な機会を捉え継続的な取り組みを行っていく。	-	-	-	-	保健福祉部	地域医療課		
(3) 行政と医療関係団体との連携の強化															
6-3-1 医療提供体制の構築															
7	地域住民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実や医療の質の向上を図っています。	避難地域等医療復興事業	避難地域の医療提供体制の再構築を図るために、双葉地域の中核的役割を担う新病院の整備を進めるとともに、「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療機関の再開・継続の支援等を行う。	補助件数 施設・設備整備費 1件 (機能強化 1件) 運営費 15件 (うち医療需要に応じた支援 1件)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。 引き続き、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて、ハード・ソフト両面での支援を継続していく。	避難地域等医療復興事業	6-15	避難地域12市町村における医療機関の再開状況(病院、診療所、歯科診療所)	42 機関	43機関				
			(小児救急電話) 夜間に急変した小児を持つ保護者に対し、必要な相談及び医療機関の情報提供が可能な民間企業と契約を締結し、#8000を利用した電話相談業務を行なう。	(小児救急電話) R6年4月～R7年3月末まで、電話相談業務を実施した。(相談対応件数:12,889件)	(小児救急電話) 県内各地で医療資源が異なるため、各地域の医療体制を理解したうえでの適切なアドバイスが求められる。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (小児救急電話) 令和6年度までは、対応開始時刻(午後7時)に架電が集中し、オペレーターが対応しきれいことが多い、応答率の増加は見られなかった。 そのため、令和7年度からは、対応開始時刻を1時間早めて午後6時からとし、架電を分散させて1件でも多くの相談に対応できるようにする。 引き続き、県内の適切な小児医療及び救急医療の提供に寄与するよう実施する。	-	6-18	小児救急電話相談件数(#8000の件数)	12,889 件	12,000件 以上	保健福祉部	地域医療課		
			(12誘導) 急性心筋梗塞を発症した疑いのある患者の搬送から医療機関での治療までの時間を短縮することができる12誘導心電図伝送システムを整備する。	(12誘導) 各地域の医療機関等に伝送システムを整備した。(補助件数:4件)	(12誘導) 地域によって医療体制や導入規模が異なるので、関係機関との十分な調整が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (12誘導) 地域の実情に合わせた整備を継続していく。	-	6-22	暮らしている地域の夜間や休日の救急診療に不安を感じていると回答した県民の割合	44.15%	減少を目指す				
6-3-2 関係機関連携による献血の促進															
8	目標献血量を確保するため、市町村や血液センター、県が連携して事業所等を訪問して、献血に関する理解と協力を依頼します。特に顕著な協力のあった事業所等に対しては、感謝の意を表明するとともに継続要請を行ないます。	献血推進事業(再掲)	県内の事業所を訪問し、献血への協力を依頼する。特に顕著な協力のあった団体に対し、知事感謝状を贈呈する。	目標献血量を確保するため、市町村や血液センター、県が連携して事業所等を訪問して、献血に関する理解と協力を依頼する。	7月の「愛の血液助け合い運動」期間中、献血協力事業所へ知事メッセージを伝達し、献血への協力を依頼を行なう。 献血事業に功労のあった6団体に対し、R6年度健康ふくしま21推進県民表彰式(R6年10月8日開催)において、知事感謝状を贈呈した。	目標献血量を確保するため、事業所訪問の継続等により、献血に対する理解と協力を引き続き得ていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 県内の事業所を訪問し、献血への協力を依頼する。特に顕著な協力のあった団体に対し、知事感謝状を贈呈する。	献血推進事業	6-11	献血目標達成率	105.5%	100%	保健福祉部	業務課	
6-3-3 市町村との連携強化															
9	心の病気の早期対応を図るために、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて精神科医による相談を実施するとともに、市町村における心の健康づくり推進の健康づくり推進のため、研修による人材育成や事業への協力支援を行い、連携を強化します。	精神訪問指導事業 保健所・市町村等支援事業	心の不調の早期対応を図るために、保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施する。 また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて研修等を実施する。	心の不調の早期対応を図るために、各保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施する。 また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて研修等を実施する。	市町村における相談対応力の向上のため、人材育成を強化していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 心の不調の早期対応を図るために、保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施する。 また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて担当者会議や研修を実施する。	精神訪問指導事業 保健所・市町村等支援事業	6-9	自殺死亡率(人口10万対)	19.5%	17.3% 以下	保健福祉部	障がい福祉課		
(4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理															
6-4-1 放射線の影響に対する健康管理															
10	検査を希望する県民が、県民健康調査における甲状腺検査や健康診査などのほか、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などを受けられるよう、長期にわたり県民の健康を見守ります。	県民健康調査事業	継続して県民健康調査を実施する。	県民の健康状態を把握し、疾病的予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的に県民健康調査等を実施する。	希望する県民に対し、県民健康調査やホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施した。 〔R6年度実績〕 甲状腺検査(本格検査6回目) 対象者90,000人に対し、検査案内を通知。ホールボディカウンター(県内4会場(福島市、郡山市、浪江町、楢葉町))にて週1回検査を実施。	甲状腺検査については、早期発見等による利益の一方、将来的に症状やがんによる死を引き起こさないかんを診察し、治療してしまう可能性などの不利益も考えられることから、対象者が検査の利益や不利益を理解した上で受診することが重要である。引き続き、丁寧に説明を行い、検査の利益・不利益に関する理解の促進に努めていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続き県民の健康増進及び不安解消を図るために、有識者により構成される検討委員会の議論を踏まえて、事業を実施していく。	県民健康調査事業	-				保健福祉部	県民健康調査課	

6 医療に関する県民参画等の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課		
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値				
	6-4-2 被災者の心のケア															
11	ふくしま心のケアセンター等による相談支援及び民間ボランティアとの協働などにより、被災者の心的ストレスの解消を図ります。また、市町村等と連携したきめ細かな支援などにより、被災者の心のケアの推進を図ります。	東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、私立学校へスクールカウンセラーの派遣を行う。	緊急スクールカウンセラー派遣事業	私立学校に対し、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして派遣し、被災した児童生徒等の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助を行う。	派遣回数 延べ570回	R8年度以降の事業の実施予定について国からヒアリングを受けており、事業継続の必要性を国に十分に説明していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	緊急スクールカウンセラー派遣事業	-				総務部	私学・法人課		
			福祉ボランティア活動強化支援事業 被災者の心のケア事業	地域住民等によるセーフティネット力の強化するためボランティア及び福祉教育の普及促進に伴う人材育成を行い、また地域における福祉教育推進事業を実施する。 ふくしま心のケアセンターを県内4カ所に設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施する。また、県外避難者に対しては、5都県の団体に引き続き委託するとともに、全国規模の専門職員を有する団体に委託し、戸別訪問による心のケアを実施する。	ボランティア活動への参加機会の醸成、活動の普及を図るとともに、平時、災害時を問わずボランティア活動が円滑に行われるよう体制の整備及び強化を図る。 東日本大震災及び原発事故により高いストレス状態にある県民に対して専門職による心のケアを実施するため、県内各4カ所に心のケアセンターを設置し、被災者に対する訪問活動や健康教育等を行うとともに、県外避難者に対しては、避難者の多い県を中心に心のケアが実施できる団体へ委託し、相談窓口の開設や戸別訪問等、地域のニーズに合った事業を展開することで県外の心のケアの充実を図る。	ボランティア活動普及・促進のための研修・セミナー等を開催(延べ13回) 災害ボランティアに関する連絡会、担当者会議、研修会の開催(延べ4回)	災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、平時からの備えや体制整備、連携強化を図る必要がある。 心のケアセンターにおける相談内容は、避難生活の長期化により一層多様化、複雑化するとともに深刻化しており、対象者への専門的な支援及び支援者支援のニーズが高まっている。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続きボランティア活動への参加機会の醸成、活動の普及を図るとともに、平時、災害時を問わずボランティア活動が円滑に行われるよう体制の整備及び強化を図る。 心のケアセンターにおいては、引き続き専門性の高い個別支援に取り組む。	福祉ボランティア活動強化支援事業 被災者の心のケア事業	6-13	市町村地域福祉計画策定率	83%	100%	保健福祉部	社会福祉課 障がい福祉課	
		震災による生活環境の変化や避難生活の長期化などにより様々なストレスを受けた子どもたちや保護者の不安を解消するため、R3年度に設置した「ふくしま子どもの心のケアセンター」による「乳幼児の発達支援」、「家族支援」、「学校支援」、「地域支援」、「支援者支援」を行い、直接の相談対応及び地域における支援体制の強化に取り組む。	子どもの心のケア事業	乳幼児健診等にて発達の偏りや遅れが心配される子どもについて、母親等へ開かれた助言を行う「相談会」、学校訪問により児童生徒全員との個別面談を行う「心の健康相談会」、児童生徒や保護者との面談等を行う「学校巡回相談」等を実施。	乳幼児に係る「相談会」は14回行い、82名の子どもについて母親や支援者への助言を行った。 児童生徒の「心の健康相談会」は3校に訪問し、36名の子どもを対象に面談を実施した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	子どもの心のケア事業	-					こども未来局	児童家庭課	
	6-4-3 児童生徒の望ましい運動習慣や食習慣の確立															
12	「自分手帳」の活用により自己マネジメント能力を育成し、一人一人の健康課題の解決に取り組めるよう、自分手帳の活用を図る。 食習慣、肥満等の健康課題への対応や食育の観点から地場産物活用を促進するため、次の事業を実施する。 ・食育指導者研修会(対象:栄養教諭、食育担当者等 県内1会場) ・ふくしまっ子栄養教室(幼小中特別支援学校:約280回、高校:約90回) ・ふくしまっ子ごはんコンテスト(対象:小中学校 表彰式:1月)	児童生徒一人一人が自らの健康課題の解決に取り組めるよう、自分手帳の活用を図る。 食習慣、肥満等の健康課題への対応や食育の観点から地場産物活用を促進するため、次の事業を実施する。 ・食育指導者研修会(対象:栄養教諭、食育担当者等 県内1会場) ・ふくしまっ子栄養教室(幼小中特別支援学校:約280回、高校:約90回) ・ふくしまっ子ごはんコンテスト(対象:小中学校 表彰式:1月)	自分手帳活用事業 自分手帳DX化事業 自分手帳活用講習会 元気大賞ブック配付:県内全ての小・中・義務教育学校、特別支援学校、県立高校にデジタル版を配布 自分手帳DX化事業:小学校1校、高等学校1校において心の健康に関する項目のデジタル化に向けた実証研究を実施 公立幼稚園の園児と保護者、公立小・中・義務教育学校、特別支援学校の児童生徒等を対象に栄養教諭による食育授業、講演会、肥満指導等を実践 県立高等学校的生徒を対象に栄養教諭による食に関する講話等を実践 小学生は「朝ご飯」、中学生は「お弁当」の食作りを通して、生活習慣の改善や望ましい食習慣の形成を図るとともに、米を中心とした日本型食生活や地場産物について関心を高め、未来を担う健康でたくましいふくしまっ子を育むことを目的とする。	自己マネジメントサイクルを確立させ、一人一人の健康課題を解決するとともに、課題解決のプロセスを通して、「自己管理能力」「課題解決力」「情報分析能力」等の資質、能力を育む。 ICT環境や先端技術を効果的に活用することで、個別最適化されたデジタル版「自分手帳」の実装がなされるような仕組みを構築するため、文部科学省の事業を活用し、実証実験を進める。 市町村食育担当者・栄養教諭を対象に、食育推進や、地場産物活用について研修を行う 公立幼稚園の園児と保護者、公立小・中・義務教育学校、特別支援学校の児童生徒等を対象に栄養教諭による食育授業、講演会、肥満指導等を実践 県立高等学校的生徒を対象に栄養教諭による食に関する講話等を実践 小学生は「朝ご飯」、中学生は「お弁当」の食作りを通して、生活習慣の改善や望ましい食習慣の形成を図るとともに、米を中心とした日本型食生活や地場産物について関心を高め、未来を担う健康でたくましいふくしまっ子を育むことを目的とする。	自分手帳配付:14,162冊 自分手帳活用講習会:6回 元気大賞ブック配付:県内全ての小・中・義務教育学校、特別支援学校、県立高校にデジタル版を配布 自分手帳DX化事業:小学校1校、高等学校1校において心の健康に関する項目のデジタル化に向けた実証研究を実施 公立幼稚園の園児と保護者、公立小・中・義務教育学校、特別支援学校の児童生徒等を対象に栄養教諭による食育授業、講演会、肥満指導等を実践 食育指導者研修会:130名 ふくしまっ子栄養教室:1,043回 高校生のための栄養教室:22回 ふくしまっ子ごはんコンテスト:応募数17,401名 実証研究の成果を踏まえ、自分手帳全体のデジタル化を進める。	<R7年度の状況> 令和8年度より「自分手帳(オンライン版)」を県内全域(小1~高3)で本格稼働するにあたり、実証研究協力校で実際に活用し、「自分手帳(オンライン版)」の改善や不具合等の修正を行う。 食育指導者研修会、ふくしまっ子栄養教室、高校生のための栄養教室、ふくしまっ子ごはんコンテストについては、規模・内容・手法を維持して継続。	自分手帳活用事業 自分手帳DX化事業 (※教育総務課事業と連携して実施) 学校給食担当者会議 及び食育担当者研修会 ふくしまっ子栄養教室 高校生のための栄養教室 ふくしまっ子ごはんコンテスト	6-19	小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合	5.3%					教育庁	健康教育課

7 食品の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課	
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値			
(1) 県民の食品安全確保に関する意識の向上															
7-1-1 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進															
1	食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果などの情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者を対象に講習会等を実施し、「食」の安全確保について普及啓発を推進します。	食と放射能に関する説明会を60回以上開催する。	食の安全・安心推進事業	県内の消費者に対し、原子力発電所事故を踏まえ、放射能や食の安全性をテーマとした説明会を実施することで、食と放射能に関する消費者の理解促進を図る。	食と放射能に関する説明会を年61回実施した。	原発事故から14年以上経過し、関心が低下するなど風化の問題がある。放射線に対する理解を深めるため、実演または実習を重視しており、1回あたりは少人数での実施が望ましい。一方で県民に広く知識を普及するという目的もあり、参加人数のバランスを考えながら目標達成に努める必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 1年間で方向性を見極め(検証)	食の安全・安心推進事業	7-4	食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	61件	60件	生活環境部	消費生活課	
		食品等事業者にとって役立つ情報の収集や、消費者の求める情報の把握に努め、引き続き、各種広報媒体による啓発、講習会の開催を行う。	-	食品等事業者や消費者向け情報発信(広報媒体による啓発、講習会の開催)を行う。	食中毒発生状況等をHPで公開するとともに、食品等事業者等に対する講習会を開催した(213回)。	一部の保健所では、多岐にわたる相談対応や営業許可事務等に追われ、講習会の開催が困難な状況にある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続き、食品等事業者や消費者に向けた情報発信に努める。	-	7-5	食の安全に関する講習会の実施回数	308回	適切に対応する	保健福祉部	食品生活衛生課	
2	食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るために、情報や意見の交換(リスクコミュニケーション)を行います。	過去12年に県が実施した食品の放射性物質検査結果の解析結果を消費者に分かりやすく伝え、意見交換を行うためのリスクコミュニケーションを開催する。	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	過去12年に県が実施した食品の放射性物質検査結果の解析結果を伝えるチラシ等を作成し、県内外で消費者に発信する場を設けるとともに、意見交換を行うためのリスクコミュニケーションを開催する。	9,542点の検査を実施した。	県産農林水産物の安全性確保と情報発信のため、事業継続が必要である。 常農再開、海面漁業操業の進捗を踏まえ、適確な検査の実施が求められる。 野生山菜・きのこ等の出荷制限の解除が課題である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (1年間で方向性を見極め(検証)) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。アウトプット指標には満たなかったものの、事業で解決すべき目標を達成した。今後も継続して国のガイドラインや県の実施方針に基づき、必要な検査を実施する。 出荷確認検査は、前年度の検査結果や出荷制限情報等の解除、常農再開の状況を踏まえ、検査規模や検査対象品目等を一部見直して実施する。また、出荷制限されている品目について、引き続き解除に向けた検査を実施する。	農林水産物等緊急時モニタリング事業	-				環境保全農業課	農林水産部	林業振興課
		県内7地区において農林水産業関係団体及び生産者等との意見交換会を開催する。(農林企画課)	農林水産業振興計画推進事業	福島県農林水産業振興計画の推進に向け、農林漁業者や消費者との意見交換等を通じて課題等を的確に把握し、推進会議やセミナー等により翌年度の具体的な施策を構築し、計画の実現を目指す。	県内7地区において意見交換会を実施した。 農業振興審議会を実施(9月)した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	農林水産業振興計画推進事業	-				保健福祉部	食品生活衛生課	

7 食品の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	7-1-3 食育の推進													
3	県民一人一人が、自らの「食」を見直して望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、地域等が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、「食」の環境整備を推進します。 特に、学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育実践センターの派遣等により、子どもたちが「食」について学ぶ機会の創出を図ります。	ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	健康長寿県の実現に向け、働き盛り世代の県民の食塩摂取量の実態を把握するとともに、県民の食塩の過剰摂取につながる食生活の改善に向けた普及啓発や減塩・適量教育を行うなど、誰もがおいしく減塩できる食環境づくりを推進する。	減塩推進ネットワーク会議開催 市町村・食品関連企業・関係団体等と推進体制の強化を図った。 出席者:第1回127名 第2回 76名 ※厚生労働省が進める食環境アライアンスに国内初正式参画登録自治体となった。 働き盛り世代の尿中推定塩分量測定及び減塩・適量教育実施(16企業) スーパーにおける減塩・ベジファースト推進惣菜販売(1社)、普及啓発(2社)、減塩+ベジ・ファースト啓発イベント(4社)実施	市町村や福島県食育応援企業団、関係機関・団体等とネットワーク強化を図るとともに、より一的な食環境整備の取組等を検討する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。 基本指標に資する食環境整備を推進するため、スーパー・食品関連企業等、市町村・関係団体等と自然に健康になれる食環境整備を目指した会議を開催し、さらにネットワークを強化する。 併せて住民と身近なスーパーと連携し減塩惣菜の開発・販売及び啓発イベント等を実施することにより、より健康的な食環境整備の取組を広げる。 生活習慣病の発症リスクが高まる働き盛り世代の実態調査(尿中推定塩分量測定)及び減塩・適量教育を実施する。	ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	6-1	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(特定健康診査受診者)	32.2% (R5)	25.6% 以下	保健福祉部	健康づくり推進課	
	(2) 食品の安全対策の強化	7-2-1 ふくしまHACCPの導入普及に関する取組	ふくしま' 食の基本' 推進事業(再掲)	東日本大震災と原子力災害の影響により、県内の子どもが地域の食に関する体験や知識を得る機会が減少しているため、食に関する体験活動を推進するとともに、地域における食育推進活動を支援する。	農林漁業体験支援事業 16事業支援 食育実践センター派遣実績 122名	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	ふくしま' 食の基本' 推進事業	-				農林水産部	農産物流通課
4	全ての食品事業者に対し、放射性物質の情報管理を含む本県独自の衛生管理手法「ふくしまHACCP(ハサップ)」の導入を促すため、専用アプリや導入手引書を用いた指導助言を行います。	保健所毎に定期的な導入研修会を開催するとともに、業界団体と連携した業種別の講習会により、導入指導を図る。	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業(再掲)	保健所毎の定期的な導入研修会や業界団体と連携した業種別講習会の開催により、ふくしまHACCPの導入推進を図る。	107回の研修会又は講習会を開催し、535事業者がふくしまHACCPを導入した。	R12年度100%の目標実現に向けて、導入推進を加速させるとともに、中核市での導入率向上を支援する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> R7は、県保健所において導入研修会の開催を増やすとともに、中核市においても導入研修会開催等の動きがでていることから、目標を達成できるものと考えている。	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	7-1	ふくしまHACCPの導入状況	52.5%	62.2%	保健福祉部	食品生活衛生課

7 食品の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	7-2-2 流通・販売段階における監視・指導の強化													
5	卸売市場に対する検査を通じて指導を行うとともに、大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、適正な食品の衛生管理の徹底を図ります。	R6年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施していく。	-	保健所毎に、卸売市場や大規模小売店等の重点監視対象施設を選定し、監視指導計画に基づいた監視指導を実施する。	と畜場・大規模食鳥処理場では目標を上回る監視指導を実施できたが、大規模小売店・大規模製造施設等では目標の監視指導回数を達成できなかった。	多岐にわたる相談対応や営業許可事務等に追われ、計画的な監視指導の実施が困難となっている。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 重点監視対象施設の中でも、より影響の大きい施設に優先順位をつけて監視指導を実施するなど、工夫をしながら食の安全確保を図る。	-	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	保健福祉部	食品生活衛生課
			卸売市場対策事業	卸売市場法に基づき、卸売市場の業務状況等を把握し、業務運営の適正化を図るために、県内の地方卸売市場に対し、検査を実施。	県内の地方卸売市場5カ所で検査を実施した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 県内の地方卸売市場5カ所に対し検査を行う予定。	卸売市場対策事業	-				農産物流通課	
			食品の正しい表示推進事業	卸売市場法に基づき、卸売市場の業務状況等を把握し、業務運営の適正化を図るために、県内の地方卸売市場に対し、検査を実施する(実施予定 6カ所)。	事業者に対し適正表示に向けた監視・指導・啓発を実施することにより、消費者の食品表示に対する信頼を高める。	3市場の調査を実施した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	食品の正しい表示推進事業	7-2	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示率	88.9%	100%	農林水産部
	7-2-3 食の安全を確保するための検査体制の充実・強化													
6	食品の安全性確保のため、食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産・製造・加工・流通・販売及び学校や社会福祉施設における消費の各段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除に取り組みます。	R6年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施していく。 衛生研究所における食品検査の精度維持・向上を図るため、(一財)食品薬品安全センターが主催する外部精度管理調査に参加する予定。	食品安全対策の強化事業	監視指導計画等に基づき、計画的に食品の検査を実施する。 衛生研究所における食品検査の精度維持・向上を図るため、外部精度管理調査に参加する。	概ね計画どおり検査を実施できた。 (一財)食品薬品安全センターが主催する外部精度管理調査に参加し、良好な結果を得た。	食品の安全確保のため、引き続き検査を実施していく必要がある。 食品検査の精度維持・向上を図るために、外部精度管理調査に継続して参加していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続き、監視指導計画に基づき検査を実施する。 (一財)食品薬品安全センターが主催する外部精度管理調査に参加する。	食品安全対策の強化事業	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	保健福祉部	食品生活衛生課 業務課
			学校給食施設訪問実施状況点検事業	県立の中学校、特別支援学校、定時制高等学校及び新採用学校栄養職員が配属された市町村立学校給食施設を訪問し、実施状況を点検する。	県立学校給食施設等:27施設	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	学校給食施設訪問実施状況点検事業	-				教育庁	健康教育課
	7-2-4 関係機関との連携強化													
7	県内の関係自治体相互との連携の下、「ふくしま食の安全・安心推進会議」を設置し、食の安全・安心に関する施策の策定や進行管理及び普及啓発などを実施します。また、食品に関する苦情や相談等を受け付け、迅速な対応と正確な情報の提供に努めます。	食品安全相談員を配置し、食の安全に関する苦情や相談等を受け付ける。	消費者行政機能強化事業	食品安全相談員を配置し、食の安全に関する苦情や相談等を受け付ける。	食品安全相談員1名を中心に食品に関する相談を329件受け付け、迅速な対応と正確な情報提供に努めた。	健康食品や紅麹等に関する相談など食品の安全性に関する新たな相談に対応するため相談員の専門的知識の向上が課題である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政機能強化事業	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	生活環境部	消費生活課
		「ふくしま食の安全・安心推進会議」において、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第4期)」の進行管理を図る。また、府内関係課及び出先機関との連携を図り、食品に関する苦情等に対して迅速に対応する。	-	「ふくしま食の安全・安心推進会議」において、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第4期)」の進行管理を行う。食品に関する苦情等については、関係課等で連携し迅速・適切に対応する。	「ふくしま食の安全・安心推進会議」を書面開催し、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第4期)」の進行管理を行った。食品に関する苦情等については、関係課等で連携し迅速・適切に対応する。	「ふくしま食の安全・安心推進会議」の開催方針をR6の会議で決定した。今後は、当該方針に基づき開催していく。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進行管理等を引き続き審議する。	-	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	保健福祉部	食品生活衛生課
		食品表示に関する苦情・相談への丁寧な対応を行う。	食品の正しい表示推進事業(再掲)	事業者に対し適正表示に向けた監視・指導・啓発を実施することにより、消費者の食品表示に対する信頼を高める。	消費者及び事業者からの相談に対して適切に対応した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	食品の正しい表示推進事業	7-2	食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示率	88.9%	100%	農林水産部	環境保全農業課

7 食品の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
(3) 食品中の放射性物質対策への取組	7-3-1 放射性物質測定の実施と測定結果の発信													
		県や市町村において、放射性物質測定検査機器により自家消費野菜等の検査を行い、その結果を公表する。	自家消費野菜等放射能検査事業	県や市町村において、放射性物質測定検査機器により自家消費野菜等の検査を行い、その結果を公表する。	県及び市町村において、住民の身近な場所に設置した放射性物質測定検査機器により自家消費野菜等の検査を行い、その結果をホームページで公表した。(実施件数12,239件)	検査件数が減少している実態に合わせて、検査体制を見直す必要がある。	<R7年度の状況> 規模を縮小して継続	自家消費野菜等放射能検査事業	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	生活環境部	消費生活課
		加工食品の放射性物質検査結果をホームページに公開するとともに、食品事業者及び消費者に対する衛生講習会を実施し、分かりやすい情報提供に努める。	-	加工食品の放射性物質検査を実施し結果をホームページに公開する。また、出荷制限等の措置が講じられている農林水産物等の情報をHPに効果とともに、適宜更新する。	検査の都度、ホームページに結果を公開するとともに、報道機関に情報を提供した。	加工食品の放射性物質検査については、ほとんどの食品が基準値未満という状況であり、今後の検査の在り方にについて整理する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 引き続き、加工食品の放射性物質検査結果を、逐次HP等で公表していく。	-	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	保健福祉部	食品生活衛生課
		県内の食品加工業者が製造する加工食品を対象に、ハイテクプラザにおいて放射能測定を行うことで、企業の負担軽減や検査の迅速化など、風評への対策を図る。	放射能測定事業	県内企業が製造する工業製品及び加工食品を対象に、ハイテクプラザにおいて放射能測定を行うことで、企業の負担軽減や検査の迅速化など、風評への対策を図る。	今年度の工業製品の放射線量及び加工食品の放射性物質において、基準値を超えたものはない。	検査体制の維持には、職員の技能維持及び検査機器の維持管理が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。新規の利用企業(輸出関連企業含)もあり、事業継続を望んでいる。要望があることから、職員の研修や検査機器の点検保守を含め、測定事業を継続する。	放射能測定事業	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていると回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	商工労働部	産業振興課
		県内商工会議所や商工会に対し、加工食品を対象とした放射能測定検査の実施を支援することにより、県内商工業者の風評被害払拭及び消費者への安全・安心の提供を図る。	商工業者のための放射能検査支援事業	県内商工会議所や商工会に対し、加工食品を対象とした放射能測定検査の実施を支援することにより、県内商工业者の風評被害払拭及び消費者への安全・安心の提供を図る。	商工会議所(7ヶ所)の放射能測定事業を支援している。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (1年間で方向性を見極め(検証)) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。 商工会議所の意向も踏まえながら、測定実績の無い商工会議所等は順次終了していく、県内全域を対象としたハイテクプラザの放射能測定に集約していく。	商工業者のための放射能検査支援事業						
8	食品安全・安心を確保するため、生産・製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の測定を積極的に行い、安全な食品の出荷・流通等を実現するとともに、正確な測定結果を消費者へ迅速に発信します。農林水産物については、生産段階における放射性物質対策の徹底と併せ、出荷段階におけるモニタリング検査を適切に実施するとともに、こうした取組を可視化するふくしま県GAP(FGAP)等の面的拡大を進めます。	市場等へ出荷される前の農林水産物の放射性物質検査を実施し、その結果を生産者・消費者及び流通業者等に対して速やかに周知する。FGAP等の面的拡大のため、認証取得や、指導員の資格取得に係る経費を支援するとともに、各種媒体を通じた情報発信により実需者や消費者の理解を促進する。	農林水産物等緊急時モニタリング事業(再掲)	農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を生産者や消費者、流通業者に迅速に公表する。	9,542点の検査を実施した。	県産農林水産物の安全性確保と情報発信のため、事業継続が必要である。 ・宮農再開、海面漁業操業の進捗歩を踏まえ、適確な検査の実施が求められる。 ・野生山菜・きのこ等の出荷制限の解除が課題である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> (1年間で方向性を見極め(検証)) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。アウトプット指標には満たなかったものの、事業で解決すべき目標を達成した。今後も継続して、国のガイドラインや県の実施方針に基づき、必要な検査を実施する。 出荷確認検査は、前年度の検査結果や出荷制限等の解除、宮農再開の状況を踏まえ、検査規模や検査対象品目等を一部見直して実施する。また、出荷制限されている品目について、引き続き解除に向けた検査を実施する。	農林水産物等緊急時モニタリング事業	-					環境保全農業課
		第三者認証GAP等取得促進事業	产地における安全性確保の取組を客観的に説明できる第三者認証GAP等の導入を拡大するとともに、その取組を消費者等に効果的に情報発信する。	補助事業で新規・継続、合わせて530経営体を支援した。192人のGAP指導員研修受講を支援した。	GAPについては消費・小売段階での理解度の低さに加え、店頭に並ぶGAP認証農産物が限定的であり、量販店等の棚を通常で満たすだけの量が確保できること等が課題となっている。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	第三者認証GAP等取得促進事業	7-3	第三者認証GAP(農業生産工程管理)を取得した経営体数	811 経営体	1,250経営体	環境保全農業課		
	「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通じ、モニタリング検査結果の情報提供を行う。	食品モニタリング検査情報発信事業	放射性物質モニタリング検査情報検索サイトの運営を通じ、科学的根拠に基づく本県農林水産物と加工食品の安全性を多言語で分かりやすく発信することで安心につなげる。	「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通じ、モニタリング検査結果の情報提供を行った。(更新回数:245回)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 今後も本県農林水産物及び加工食品の安全・安心を分かりやすく発信していく。	食品モニタリング検査情報発信事業	-				農林水産部	農産物流通課	
	食肉(牛肉・豚肉・鶏肉・馬肉)・鶏卵・原乳・はちみつ・飼料作物については、品目別試料採取基準等に定める方法により、放射性物質の検査を実施し、基準値(もしくは、暫定許容値)以下であることを確認。分析結果は迅速に公表する。	肉用牛全頭安全対策推進事業	本県産牛肉の安全性を確保し、ブランドの再生及び肉用牛農家の経営安定を図るために、県外でと畜される肉用牛の放射性物質検査等を実施する。	令和6年8月22日に検査した牛肉1点で、食品衛生法における基準値100Bq/kgを超過する120Bq/kgの放射性セシウムが検出されたため、直ちに当該牛由来の牛肉及び内臓を隔離し、流通を防止した。原因究明と併せ、再発防止に向けた調査と畜産農家への周知、検査体制の強化などを行った。 ・県外出荷頭数 211,854頭(R7.3.31) ・放射性物質検査頭数 156,634頭(R7.3.31) ・牛生体検査頭数 8,643頭(R7.3.31) ※R2年4月から牛肉の放射性物質検査は抽出検査に移行している。	肥育牛については全戸検査(年1回以上の牛の検査)、廃用牛については全頭検査を実施しているのは、本県のみ(近隣3県は肥育牛は検査必要なじで対応しているため、検査体制を継続して安全性を確保していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	肉用牛全頭安全対策推進事業	-					畜産課	
	栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実類等のモニタリング検査を行い、検査結果について消費者へ情報発信する。	-	-	栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実類等1,029件のモニタリング検査を実施した。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	-	-				林業振興課		
	県立学校及び希望する市町村を対象に、提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質を検査する。(市町村18、県立学校20)	学校給食モニタリング事業	提供した給食1食分に含まれる放射性物質検査を民間の検査機関に委託。	17市町村及び県立学校19校で実施	現在まで、厚生労働省が示す一般食品中の放射性セシウムの基準値を超えたことはないことから、現在の検査体制の見直しを検討する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	学校給食モニタリング事業	-				教育庁	健康教育課	

7 食品の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
		7-3-2 放射性物質対策の情報共有とリスクコミュニケーションの促進												
9	放射性物質対策に関する最新情報に加え、放射性物質についての正確な情報や知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めます。さらに、正確な情報や知識を踏まえながら、県民自らがリスクについて正しく評価し判断されるよう、リスクコミュニケーションの機会の創出に努めます。	食と放射能に関する説明会を60回以上開催する。	食の安全・安心推進事業(再掲)	県内の消費者に対し、原子力発電所事故を踏まえ、放射能や食の安全性をテーマとした説明会を実施することで、食と放射能に関する消費者の理解促進を図る。	食と放射能に関する説明会を年61回実施した。	原発事故から14年以上経過し、関心が低下するなど風化の問題がある。 放射線に対する理解を深めるため、実演または実習を重視しており、1回あたりは少人数での実施が望ましい。一方で県民に広く知識を普及するという目的もあり、参加人数のバランスを考えながら目標達成に努める必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 1年間で方向性を見極め(検証)	食の安全・安心推進事業	7-4	食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	61件	60件	生活環境部	消費生活課
		過去12年間に県が実施した食品の放射性物質検査結果の解析結果を消費者に分かりやすく伝え、意見交換を行うためのリスクコミュニケーションを開催する。	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業(再掲)	過去12年間に県が実施した食品の放射性物質検査結果の解析結果を伝えるナフン等を作成し、県内外で消費者に発信する場を設けるとともに、意見交換を行うためのリスクコミュニケーションを開催する。	チラシ等による情報発信を県内外で4回実施し、リスクコミュニケーションを県内外で3回実施した。	県内では、放射性物質に関し一定の理解が得られている一方で、県外では、そもそも県が検査を実施していることが知られていないなどの実態が確認できた。	<R7年度の状況> 事業終了(廃止) <今後の方向性> 一定の成果が得られたため、令和6年度で終了する。	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	7-6	毎日の食生活において食品の安全に不安を感じることなく安心して暮らしていくと回答した県民の割合	72.9%	上昇を目指す	保健福祉部	食品生活衛生課
		「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。	食品モニタリング検査情報発信事業(再掲)	放射性物質モニタリング検査情報検索サイトの運営を通じ、科学的根拠に基づく本県農林水産物と加工食品の安全性を多言語で分かりやすく発信することで安心につなげる。	「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通して、モニタリング検査結果の情報提供を行った。(更新回数:245回)	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 今後も本県農林水産物及び加工食品の安全・安心を分かりやすく発信していく。	食品モニタリング検査情報発信事業	-				農産物流通課	
		県内の直売所等に対し、野生きのこ・山菜に関する出荷制限の情報提供を行う。また、ラジオ等による広報及びホームページに掲載し県民に対する周知を行った。	-	-	県内の直売所等に対し、野生きのこ・山菜に関する出荷制限の情報提供を行った。 ラジオ等による広報(5回)及びホームページに掲載し県民に対する周知を行った。	-	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	-	-				農林水産部	林業振興課

8 生活環境の保全

No.	施策推進に向けた具体的な取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	(1) 生活環境保全に関する意識の向上													
	8-1-1 水・大気環境に関する普及啓発													
1	県民に対する生活排水の適正処理や低公害車の普及など環境に配慮した取組、及び事業者に対する環境負荷低減の取組の周知啓発を進めることともに、大気環境や水環境等の監視結果などを公表し、環境保全への自主的かつ積極的な取組を促進します。また、事業者等を対象としたセミナーや事例発表会を開催すること等により、工場・事業場による排出削減や化学物質のリスクコミュニケーションの取組の普及啓発、促進を図ります。	R5年度の環境等測定調査結果の公表を実施する。 事業者等を対象にして、リスクコミュニケーションに関する研修会や事例発表会・交流会を開催する。 企業訪問やアンケート調査の実施により、現在の状況を把握し、データの蓄積と情報網の再構築を図る。 事業者を対象としたフロン排出抑制法に関する説明会を開催する。	大気環境保全運営事業 大気環境常時監視事業 水環境調査指導費 化学物質のリスクコミュニケーションに関する知識の普及	大気汚染、水質汚濁の監視及び調査結果の公表 化学物質のリスクコミュニケーションに関する知識の普及	R5年度の環境等測定調査結果は、10月にホームページに掲載した。 リスクコミュニケーションに関する研修会や事例発表会・交流会を、R6年12月とR7年2月に1回ずつ開催した。 事業者に対するアンケート調査を実施し、現状の把握やデータの蓄積を行った。 フロン排出抑制法に関する講習会を、R7年1月に2回、2月に1回の計3回開催した。	フロン排出抑制法に係る講習会の出席者数が減少した。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	大気環境保全運営事業 大気環境常時監視事業 水環境調査指導費 化学物質安全・安心社会づくり促進事業	8-8	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	68 事業場	適切に対応する	生活環境部	水・大気環境課
	8-1-2 廃棄物等の適正処理推進に向けた普及啓発													
2	排出抑制、再使用、再生利用による廃棄物の減量化の更なる推進に向けて、市町村と連携しながら、県民・事業者の自主的な取組の推進につながるよう普及啓発に取り組みます。また、産業廃棄物の適正処理推進のため、県民や排出事業者等に対して、正しい知識の普及啓発に取り組みます。	生ごみが生活系の可燃ごみの中で最も多いことから、生ごみを削減するモデル事業等の実施や県民が考えたごみ減量に関する優秀なアイデアや取組を環境アプリ等を通して周知する普及啓発活動を行う。	わたしから始めるごみ減量事業	燃えるごみの組成調査結果を踏まえたモデル事業等による排出量削減の実践や環境アプリ等を活用した普及啓発活動を行う。	・生ごみ削減(家庭系) 3市町村と連携し、81名がダンボールコンポストによる生ごみ削減。 ・生ごみ削減(事業系) 福島市東部学校給食センターに業務用生ごみ処理機を1基販売。 ・環境アプリ ダウソード件数 24,163件(R7.3.31) 県内イベントにおいて、対面PRを12回実施。新聞広告(紙各12回)やラジオ放送(11回)でも周知。 ・リサイクルボックス活用促進 市町村ごとにリサイクルボックスが設置された店舗や施設を公表。 ・食品ロス削減 食べ残しそロ協力店新規認定件数 205件 ・ごみ減量市町村連携推進会議 2回開催(R6年6月、R7年1月)	生ごみが約35%を占め、リサイクル可能物が約14%占めていたことから、生ごみの削減と分別の徹底が必要。 市町村によって取組に差がある。	<R7年度の状況> ごみ減量及びリサイクルについての情報発信、事業系ごみのリサイクル推進及び市町村の取組を支援する事業を強化。 <今後の方向性> 主に4点、「生ごみの削減」、「リサイクルの促進」、「市町村との連携」「ごみ減量等の意識醸成」についての取組を進める。	わたしから始めるごみ減量事業	8-3	一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)	968 g/日 (R5)	939g/日		
	8-1-3 地球温暖化対策等に向けた意識啓発													
3	「地球上にやさしい“ふくしま”県民会議等と連携しながら、県民・事業者・行政等のあらゆる主体による省資源・省エネルギー・資源循環に向けた取組が積極的に展開されるよう、意識醸成に向けた普及啓発に取り組みます。	「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、オール福島での気候変動対策の更なる推進のため、福島県カーボンニュートラル条例を制定する。 また、ふくしまゼロカーボン宣言事業や環境イベントの開催のほか、県内企業の脱炭素化の支援体制の構築やカーボン・オフセットの取組、ZEHやEVの導入支援を行うなど、ふくしまカーボンニュートラル実現会議を中心として、オール福島による機運醸成と実践拡大の取組を推進する。	カーボンニュートラル推進事業	「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県民・民間団体・事業者・行政等あらゆる主体が一歩となった気候変動対策を推進する。	・ZEH導入推進事業補助金 6件(R7.3未時点) ・EV導入推進事業補助金 302件(R7.3未時点) ・ふくしまゼロカーボン宣言事業 4,609事業者、946園・校(R7.3未時点) ・ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会(R6.12.20開催) ・福島県カーボンニュートラル条例の制定(R6.10.8)	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては更なる温室効果ガスの排出削減が必要であり、新たな条例のもと、市町村や企業、関係団体との連携を強化し、より実践的な取組につなげていくことが必要。	<R7年度の状況> 規模・手法を維持して継続 内容を一部見直す <今後の方向性> 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては更なる削減努力が必要であることから、県民や事業者の意識向上や行動変容を後押しするなど、脱炭素社会の実現に向けた歩みをこれまで以上に力強く進めていくことが重要であり、県内企業の脱炭素化やカーボンオフセットの取組、県内外への情報発信の取組を推進していく。	カーボンニュートラル推進事業	8-2	温室内ガス排出量(2013年度比)	78.7% (R4)	76.0%	生活環境部	環境共生課
	8-1-4 環境教育の充実と指導者の育成													
4	県民の環境に対する関心を深めるため、各種団体や市町村等が行う研修会などに環境アドバイザーをして委嘱している環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者等を派遣する。 環境教育に関する副読本を県内の小学生に配布し、授業での活用等を通して、子供たちの環境問題に関する理解の促進を図る。	市町村、各種団体等が開催する環境保全を目的とした講演会や学習会に、環境アドバイザーとして委嘱している環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者等を派遣する。 環境教育に関する副読本を県内の小学生に配布し、授業での活用等を通して、子供たちの環境問題に関する理解の促進を図る。	環境教育等促進事業	環境教育に関する副読本を県内の小学生に配布し、授業での活用等を通して、子供たちの環境問題に関する理解の促進を図る。	令和7年度版環境教育副読本を作成し、県内小学校へ利活用の周知を行い、環境教育の推進を図った。	—	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	環境教育等促進事業	8-13	日頃、省エネルギー・地球温暖化防止を意識した取組を行っていると回答した県民の割合	48.8%	59.1% 以上	生活環境部	生活環境総務課

8 生活環境の保全

No.	施策推進に向けた具体的な取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
(2) 環境保全対策(監視、調査を含む)														
8-2-1 工場・事業場に対する監視の強化														
5	工場や事業場に対する立入検査を継続して行い、水質・大気発生源からの汚染物質等の排出基準等の遵守の徹底を図ります。また、環境モニタリング調査を行い、環境における汚染物質の状況を把握、監視します。排出基準や環境基準の超過が見られた場合は、環境への負荷を極力抑止するため詳細調査を行う。アスベストについて、建築物等の解体等工事現場の立入検査を行うほか、解体等工事現場の周辺環境濃度調査及び一般環境大気中のアスベストモニタリング調査を行います。また、広報媒体の活用や関係団体との連携により、解体業者や施設管理者等に対して適正処理の周知を取り組むとともに、建築物解体現場等への立入検査を強化し、適正処理を推進します。	大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場・事業場に対する指導を行う。ダイオキシン類による環境モニタリング調査を行う。アスベストについて、建築物等の解体等工事現場の立入検査を行うほか、解体等工事現場の周辺環境濃度調査及び一般環境大気中のアスベストモニタリング調査を行います。	大気発生源監視事業 事業場等水質保全対策事業 水環境調査指導費(再掲) ダイオキシン類による環境モニタリングの実施 アスベスト飛散防止による現地調査やモニタリングの実施 アスベスト飛散防止対策事業	工場・事業場への立入調査の実施 地下水調査の実施 ダイオキシン類による環境モニタリングの実施 アスベスト飛散防止による現地調査やモニタリングの実施 アスベスト飛散防止対策事業	大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場・事業場に対し必要な指導を行つた。公用水域及び地下水の監視については、計画に基づき実施した。 ダイオキシン類(年間27検体)その他学物質による環境モニタリング調査を実施した。 アスベストについて、建築物等の解体等工事現場の立入検査や、解体等工事現場の周辺環境濃度調査及び一般環境大気中の(4地点)のアスベストモニタリング調査を実施した。	排出基準を超過する事業場があつた場合に随時対応する。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	8-7	大気発生源監視事業 事業場等水質保全対策事業 水環境調査指導費 ダイオキシン類による環境モニタリング調査事業 アスベスト飛散防止対策事業	工場・事業場の排出・排水基準適合率 ・大気排出基準 ・排水基準(有害物質) ・窒素、りん含有量を除く生活環境項目 ・窒素、りん含有量	・100% ・100% ・96% ・99%	適切に対応する	生活環境部	水・大気環境課
8-2-2 産業廃棄物の適正処理推進や不法投棄対策の実施														
6	事業者や処理業者の立入検査等を実施し、産業廃棄物の処理や施設の維持管理が適正に行われるよう監視・指導を行います。また、産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や休日・夜間の警備会社への監視委託等の対策を実施し、不適正処理事案に対しては、事業関係の把握や原状回復の指導等を行います。	適正処理を徹底させるため、排出事業者や処理業者に対し、立入検査等による監視指導を行う。 不法投棄の未然防止や早期発見のため、各市町村の区域毎に不法投棄監視員を配置するとともに、警備会社による夜間・休日の監視、地域住民による監視体制づくりの支援等を行う。	不法投棄防止総合対策事業	不法投棄の未然防止、早期発見のためのパトロールの実施、不法投棄の原因者への原状回復の指導のほか、県民向けの普及啓発等に取り組む。 不法投棄の未然防止や早期発見のため、各市町村の区域毎に不法投棄監視員を配置するとともに、警備会社による夜間・休日の監視、地域住民による監視体制づくりの支援等を行う。	・不法投棄管理業務委託 延べ266回 ・不法投棄防止監視指導員 延べ3,912日 (88名 月4~5回監視) ・適正処理監視指導員 6名設置	不法投棄の撲滅には至っておらず、その発見件数及び投棄量は年度毎に変動がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 今後も不法投棄の未然防止のため、監視、普及啓発等に取り組む。 ・不法投棄管理業務委託(県南、南会津、相双) ・不法投棄防止監視指導員 88名設置 ・適正処理監視指導員 6名設置	8-11	不法投棄防止総合対策事業	産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量 ・残存量 ・残存量	・125件(R5) ・96,410トン(R5)	減少を目指す	生活環境部	産業廃棄物課
8-2-3 県民総ぐみの地球温暖化対策														
7	「地球上にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携しながら、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となって、省資源・省エネルギー資源循環に向けた取組を進めます。また、県有建築物の再生可能エネルギー導入拡大や省エネルギー対策等に取り組みます。	「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、オール福島での気候変動対策の更なる推進のため、福島県カーボンニュートラル条例を制定する。 また、「ふくしまゼロカーボン宣言事業や環境イベントの開催のほか、県内企業の脱炭素化の支援体制の構築やカーボン・オフセットの取組、ZEHやEVの導入支援を行うなど、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会(R6.12.9開催)・福島県カーボンニュートラル条例の制定(R6.10.8)	カーボンニュートラル推進事業(再掲)	「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等あらゆる主体が一体となった気候変動対策を推進する。	ZEH導入推進事業補助金 6件(R7.3末時点) ・EV導入推進事業補助金 302件(R7.3末時点) ・ふくしまゼロカーボン宣言事業 4,609事業所、946園・校(R7.3末時点) ・ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会(R6.12.9開催) ・福島県カーボンニュートラル条例の制定(R6.10.8)	2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、より実践的な取組につなげていくことが必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、より実践的な取組につなげていくことが必要。 ・新たな条例のもと、市町村や企業、関係団体との連携を強化し、より実践的な取組につなげていくことが必要。 社会の実現に向けた歩みをこれまで以上に力強く進めていくことが重要であり、県内企業の脱炭素化やカーボンオフセットの取組、県内外への情報発信の取組を推進していく。	8-2	カーボンニュートラル推進事業	温室効果ガス排出量(2013年度比)	78.7% (R4) 76.0%	76.0%	生活環境部	環境共生課
(3) 生活環境保全のための体制の整備														
8-3-1 事故発生時の対応														
8	水・大気環境の汚染に係る事故発生時には、事業者に対して、有害物質の流出防止措置を講ずるよう指導するとともに、関係機関と連携し、迅速かつ適確に環境汚染防止措置を講じ、有害物質の流出による環境汚染を抑制、防止します。また、光化学オキシダント、硫黄酸化物等の大気汚染物質の濃度が上昇し、注意報等を発令した場合は、関係機関と連携し、速やかに県民へ情報提供するとともに、工場・事業場への燃料使用量削減等の協力要請を行い、健康被害の発生を未然に防止します。	水質、大気・化学物質関係の事故発生時には、事業所に対して、被害拡大防止、原因究明等の対応を行う。 大気汚染常時監視システムにより、光化学オキシダント、硫黄酸化物等の大気汚染物質の濃度が上昇し、注意報等を発令した場合は、関係機関と連携し、速やかに県民へ情報提供するとともに、工場・事業場への燃料使用量削減等の協力要請を行い、健康被害の発生を未然に防止します。	大気発生源監視事業(再掲) 事業場等水質保全対策事業 大気環境常時監視事業(再掲)	大気、水質事故発生時の対応 大気汚染を常時監視し、大気汚染物質の濃度が上昇した場合に注意報等を発令する	約60件水質関係の事故が発生しており、被害拡大防止、原因究明等の対応を行つて。 大気汚染常時監視システムにより、大気汚染物質による大気の汚染状況を常時監視する。 注意報等発令に係る通報訓練を4月23日に実施した。今年度は注意報等発令の実績無し。	水質事故の発生件数が減少しない	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	大気発生源監視事業 事業場等水質保全対策事業 大気環境常時監視事業	水や大気など生活環境の安全が確保されていると回答した県民の割合	71.1%	上昇を目指す	生活環境部	水・大気環境課	
8-3-2 市町村の取組支援														
9	ごみ減量化やリサイクル促進のモデル事業の実施等を通じた市町村の取組を支援します。	ごみ減量化市町村連絡推進会議を立ち上げ、開催するとともに、引き続きごみ減量化の取組を希望する市町村と連携してモデル事業の実施に取り組む。	わたしから始めるごみ減量事業(再掲)	燃えるごみの組成調査結果を踏まえたモデル事業等による排出量削減の実践や環境アプリ等を活用した普及啓発活動を行う。	・生ごみ削減(家庭系) ・3市町村と連携し、81名がダンボールコンボストによる生ごみ削減。 ・生ごみ削減(事業系) ・福島市東部学校給食センターに業務用生ごみ処理機を1基貸与。 ・環境アブリ ・ダウンロード件数、24,163件(R7.3.31) ・ごみ減量アイデア普及啓発 ・県内イベントにおいて、対面PRを12回実施。新聞広告(2紙各12回)やラジオ放送(11回)でも周知。 ・リサイクルボックス活用促進 ・市町村ごとにリサイクルボックスが設置された店舗や施設を公表。 ・食品口座削減 ・食べ残しゼロ協力店新規認定件数 205件 ・ごみ減量市町村連絡推進会議 2回開催(R6年6月、R7年1月)	生ごみが約35%を占め、リサイクル可能物が約14%占めていたことから、生ごみの削減と分別の徹底が必要。 市町村によって取組に差がある。	<R7年度の状況> ごみ減量及びリサイクルについての情報発信、事業系ごみのリサイクル推進及び市町村の取組を支援する事業を強化。 <今後の方向性> 主に4点、「生ごみの削減」、「リサイクルの促進」、「市町村との連携」、「ごみ減量等の意識醸成」についての取組を進める。	8-3	一般廃棄物の排出量(1人1日当たり)	968 g/日 (R5)	939g/日	生活環境部	一般廃棄物課 産業廃棄物課	

8 生活環境の保全

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	関連指標				担当部局	担当課	
								指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値			
8-3-3 不法投棄広域化への対応														
10	産廃スクラム(関東及びその近県の都県市で構成する協議会)への参加等、広域連携を推進し、構成自治体に日頃から情報を共有することで、産業廃棄物収集運搬車両の一路上査証を連携して実施するなど、産業廃棄物の広域移動に伴う不法投棄の未然防止や発生時の迅速な対応に努めます。	広域・悪質化する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため組織された北海道東北各県、南東北3県、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム37)などの広域連携組織を活用し、情報の共有など、産業廃棄物の広域移動に伴う不法投棄の未然防止や発生時の迅速な対応に努めます。	不法投棄防止総合対策事業(再掲)	不法投棄の未然防止、早期発見のためのバトロールの実施、不法投棄の原因者への原状回復の指導のほか、県民向けの普及啓発を行うとともに、地域住民が行う不法投棄の監視体制づくりを支援する。	・不法投棄管理業務委託 延べ266回 ・不法投棄防止監視指導員 延べ3,912日 (88名 月4~5回監視) ・適正処理監視指導員 6名設置	不法投棄の撲滅には至っておらず、その発見件数及び投棄量は年度毎に変動がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 今後も不法投棄の未然防止のため、監視・普及啓発等に取り組む。 ・不法投棄管理業務委託(県南、南会津、相双) ・不法投棄防止監視指導員 88名設置 ・適正処理監視指導員 6名設置	不法投棄防止総合対策事業	8-11	産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量 ・残存件数 ・残存量	・125件(R5) ・96,410トン(R5)	減少を目指す	生活環境部	産業廃棄物課
8-3-4 参加と連携・協働による環境保全活動の推進														
11	ふくしま環境活動支援ネットワーク等、環境教育のネットワーク体制や地球温暖化対策に県民絆ぐるみで取り組む、地元にやさしい「ふくしま」県民会議の充実を図り、あらゆる主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。	オール福島の推進体制である、「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」市町村部会の開催のほか、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に取り組む市町村への専門家派遣等により、市町村による地域脱炭素の推進を図る。	市町村脱炭素化推進事業	「ふくしまカーボンニュートラル実現会議総会(R6.12.9開催) ・市町村向け計画策定に関する研修会(ふくしまカーボンニュートラル実現会議市町村部会) 3回開催 ・市町村向け計画策定アドバイザー派遣 7市町村 15回派遣	脱炭素社会に向けた取組をこれまで以上に進めるため、市町村や企業、関係団体との連携を進化させ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けてより実践的な取組が必要。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 地域の脱炭素化の進展が温室効果ガス排出量の削減に一定程度寄与しており、当該事業は基本指標にプラスの影響を与えた。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては更なる削減努力が必要であることから、市町村部会ならぬ「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」	市町村脱炭素化推進事業	8-2	温室効果ガス排出量(2013年度比)	78.7% (R4)	76.0%	生活環境部	環境共生課	
8-3-5 事業者等への支援														
12	環境保全活動を促進する取組のほか、産業育成に向けた再生可能エネルギー関連事業者等への融資、省エネエネルギー設備の更新等を行う事業者への補助を行う等、事業者等を支援します。	省エネ設備導入事業により、中小企業等が行う省エネ設備の導入・更新に係る経費の一部を補助するほか、既存の制度資金「ふくしま産業育成資金」の融資枠に「カーボンニュートラル枠」を設け、環境関連産業や再生可能エネルギー関連産業等の事業者、カーボンニュートラル分野の研究開発に取り組む事業者の資金繰りを支援し、産業の育成を図っていく。	1.省エネ設備導入支援事業 2.中小企業制度資金貸付金	1.中小企業等が行う省エネ設備の導入・更新に係る経費の一部を補助する 2.県制度資金「ふくしま産業育成資金」にて「カーボンニュートラル枠」設定。	1.R6年度事業者向け省エネ設備更新事業補助金 採択54件 2.「カーボンニュートラル枠」の利用実績無し。	1.申請書類の不備が非常に多く、審査事務に時間を要している。次年度は募集案内や様式を改正するなど、申請手続きの明瞭化に努め、事務処理が円滑に進むよう検討する必要がある。 2.「カーボンニュートラル枠」の周知不足。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> 1.募集案内や様式を改正するなど、申請手続きの明瞭化に努める。 2.事業者支援機関、連携機関(金融機関や商工会等)が集う会議体での制度周知。	1.省エネ設備導入支援事業 2.中小企業制度資金貸付金	8-13	日頃、省エネギーや地球温暖化防止を意識した取組を行っていると回答した県民の割合	48.8%	59.1% 以上	商工労働部	経営金融課
(4) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復														
8-4-1 環境放射線モニタリングの実施														
13	県、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境(大気、河川、地下水、海域、土壤、野生鳥獣等)の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。また、公表の方法を工夫するほか、県内だけでなく県外へも情報発信していきます。	原発事故により県内全域に放射性物質が拡散し、県内の放射線量が上昇したことから、県民の安全と安心を確保するため、県内全域の約3,500箇所に設置されているモニタリングポスト等や、学校、公園、観光地など人が多く集まる場所など約2万箇所について、サーバイメータにより空間線量率を測定するとともに、河川、湖沼、海岸など公共用水域の水質、地下水、ブル水、海底土等(約500箇所)に含まれる放射性物質を定期的に分析します。結果については、県ホームページに掲載するほか、報道機関に情報提供します。	緊急時・広域環境放射能監視事業	原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境モニタリングを行うとともに、測定結果を分かりやすく公表する。	主に原子力発電所周辺(30km圏内)の環境放射能の監視を継続して実施した。 ・モニタリング結果については、県ホームページ上で、大気、水質等に区分し、検索しやすいよう掲載するとともに、空間線量率については、リアルタイムの数値を地図上で確認できる福島県放射能測定マップを運用する等、県民に分かりやすい情報発信を行った。	原子力発電所周辺における放射性物質の監視体制を維持するとともに、県内全域でのモニタリングを継続し、結果を県ホームページ上で掲載する等、県民に正確な情報を分かりやすく発信していく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続 <今後の方向性> (成果が十分に確保できる見通し) 当該事業は計画の基本指標にプラスの影響を与えた。放射線の影響が気になると回答した県民の割合は20.1%と目標を達成している。 引き続き、県民の安全・安心を確保するためにも、モニタリングを継続する必要がある。	緊急時・広域環境放射能監視事業	日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合	20.1%	29.0% 以下	危機管理部	原子力防災課	
	放射能の影響を受けた野生鳥獣について継続的なモニタリングを実施する。(年間402検体を確保予定)	野生鳥獣放射線モニタリング調査事業	原発事故による野生鳥獣の放射線の影響を継続的に調査していく。	モニタリング件数415件	野生鳥獣の検体を確保できていない地域でばらつきがある。	黒種及び地域ごとの検体数について、計画を一部見直した上で、R6年度の規模・内容・手法を維持し、継続していく。 野生鳥獣の放射線モニタリングについて、正確な情報をきめ細かに発信することで、県民の野生鳥獣の放射線に対する不安の解消に寄与する。	野生鳥獣放射線モニタリング調査事業	8-1	日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合	20.1%	29.0% 以下	生活環境部	自然保護課	

8 生活環境の保全

No.	施策推進に向けた具体的取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	関連指標				担当部局	担当課
								指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
8-4-2 除染等の着実な実施													
14	県、国、市町村等の関係機関の連携の下、一一本となって除染等を推進します。 また、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、搬出困難な現場保管土壌の解消に向けた取組等を進めるとともに、引き続き、長期的目標として追加被ばく線量年間トリニティベルト以下が堅持されるよう、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施することを国に求めています。	市町村の行う汚染状況重点調査地域の除染は平成30年3月までに完了した。 仮置場の原状回復等に向け市町村への支援を行うとともに、除染後のフォローアップ、搬出困難な現場保管土壌の解消に向けた取組等を進める。 また、特定復興再生拠点区域外の除染について、その範囲や手法等が地元自治体の意向が十分反映されたものとなるよう国に求める。	仮置場原状回復等支援事業	除染実施計画に基づき、市町村が実施する仮置場の原状回復等のほか、市町村が実施する線量低減活動を総合的に支援する。	13市町村に除染対策事業交付金を支出した。	-	<R7年度の状況> 11市町村に除染対策事業交付金を支出する。	仮置場原状回復等支援事業	-			生活環境部	中間貯蔵・除染対策課
8-4-3 中間貯蔵施設の安全確保													
15	中間貯蔵施設については、除去土壤等の輸送、施設整備及び施設運営が安全かつ確実に実施されるよう状況確認等を行うとともに、法律に定められた搬入開始後30年以内(R27(2045)年3月まで)の県外最終処分が確実に実施されるよう国に求め、その取組状況を確認していきます。	中間貯蔵施設について、安全に管理・運営されるよう安全協定に基づき、施設の運営状況や仮置場からの輸送状況を確認する。 愛入・分別施設や土壤貯蔵施設等の各施設のほか、施設周辺の河川等において環境モニタリングを実施し、事業による周辺環境への影響を確認する。 国が主催する中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発懇談会等の傍聴や環境安全委員会への参加を通じて県外最終処分の国の取組について確認する。	中間貯蔵施設対策事業	国が実施する中間貯蔵施設事業について、立地二町(大熊町・双葉町)との調整を図りながら、県民の安全・安心を確保するため、除去土壤等の輸送及び施設の管理・運営が安全かつ確実に行われているか状況確認を実施するとともに、その結果を公表する。	施設状況確認 延べ34回 輸送状況確認 延べ7回 環境モニタリング 延べ53回 環境安全委員会 1回	引き続き、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保することが必要。	<R7年度の状況> 施設状況確認 延べ24回 輸送状況確認 延べ6回 環境モニタリング 延べ44回 環境安全委員会 2回	中間貯蔵施設対策事業	-		生活環境部	中間貯蔵・除染対策課	
8-4-4 放射線教育の推進													
16	放射線教育を中心として、防災教育や道徳教育、人権教育、健康教育、キャリア教育、エネルギー教育等との関連を図った「ふくしま」ならではのカリキュラムの構築を実施しています。	各学校の教育課程に放射線教育を位置付け、計画的に実施する。 「放射線教育・防災教育実践事例」のホームページ上での公開を継続することで、各学校の放射線教育にいかすことができるようになります。 理数教育優秀教員活用事業において、各地の理数教育優秀教員に向けた放射線教育、エネルギー教育等に関連した研修を実施し、教員の指導力の向上を図ります。	未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業	各教育事務所において、イノベーション人材育成推進教員を活用した授業研修を行うとともに、所属校の児童生徒を対象に体験型講座を実施する。また、イノベーション人材育成推進教員を対象とした研修を実施する。理数コラボや先端技術体験を開催する。	イノベーション人材育成推進教員の研修により得られた成果や授業研修の成果をより多くの教員が享受できるようにしていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続 <今後の方向性> イノベーション人材育成推進教員の育成と活用を図り、得られた成果をより多くの教員が知ることができるように、各教育事務所で行う研修を充実し、周知方法等を工夫する。	未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業	8-9	放射線教育に係る授業を実施した学校の割合(公立小・中学校)	100%	100%	教育庁	義務教育課

9 消費者の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的な取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課										
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値												
(1) 消費者の安全意識の向上																								
9-1-1 消費者への情報提供																								
1	県消費生活センターの展示機能の充実を図るとともに、広報誌の発行やホームページによる情報発信等を通じ、県民が合理的な消費行動を行うため必要な情報の提供を行います。	随时、県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行うとともに、「ふくしまくらしの情報」を4回作成し、ホームページにも掲載した。	消費者行政体制強化事業	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、広報誌の発行等、各種広報媒体と連携し周知啓発を図る。また、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	・出前講座の実施 76回2,709名参加 ・消費生活情報紙の作成・掲載年4回	消費者被害防止の観点から、対象者や年代に見合った内容や社会情勢を踏まえた内容等を、限られた予算の中で、より効果的な方法での普及・啓発活動に取り組んでいく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-1	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	62.30%	77.90% 以上	生活環境部	消費生活課										
9-1-2 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施																								
2	消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。このため、出前講座の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者教育及び啓発を行います。	各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施する。若牛者の消費者被害防止のため、LINE(公式アカウント)により情報発信し、実際に起きている消費者トラブル等の有益な情報を月2回配信した。 持続可能な社会の形成に向けて、社会情勢の変化に対応した消費者問題や社会課題に係る事案について勉強会をオンライン併用で実施した。	消費者行政体制強化事業(再掲)	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、広報誌の発行等、各種広報媒体と連携し周知啓発を図る。また、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	①出前講座の実施76回 2,709名参加 ②月2回LINEにより実際に起きている消費者トラブル等の情報配信し注意喚起を実施 ③消費者問題勉強会を年5回実施。 ④市町村への巡回訪問指導3市3町1村 37回	消費者被害防止の観点から、対象者や年代に見合った内容や社会情勢を踏まえた内容等を、限られた予算の中で、より効果的な方法での普及・啓発活動に取り組んでいく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-4	消費生活に関する出前講座の実施回数	76回	50回	生活環境部	消費生活課										
9-1-3 情報活用能力の向上																								
3	個人情報の漏えいや各種詐欺等、運営・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。	ICTを活用した地域活性化の促進を図るために、町村や会津大学、関係機関と協力して、高齢者を対象に、情報活用能力の習得・向上を目的とした情報リテラシー向上教室を行った。	デジタルデバイド解消事業	県民の情報リテラシーの向上を図るために、町村及び会津大学と連携し高齢者向けスマホ教室を開催する。	高齢者がスマホの使い方を学ぶことで、情報リテラシーの向上が図られた。	参加者数の増加を図るために、町村とも連携しながら、より一層、事業の普及を図っていく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を一部見直して継続	デジタルデバイド解消事業	-				企画調整部	デジタル変革課										
			こどもを守る情報モラル向上支援事業	家庭や学校での子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を支援するなど、児童生徒の情報活用能力の向上を推進する取組を行つ。 ・「ふくしま情報モラル診断」の周知 ・情報モラル講話 ・情報活用能力の向上をはかる授業	「ふくしま情報モラル診断」は予備知識なしで正答率6割程度の問題を作成しているが、運用2年目となる令和6年度の正答率は7割弱に達しており、児童生徒の情報モラルに関する基礎知識の向上が図られている。	システム活用が低調な方部(いわき、南会津)もあることから、県教育委員会と連携し、市町村教育委員会を通じた各学校に対する周知が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	こどもを守る情報モラル向上支援事業	9-1	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	62.30%	77.90% 以上	こども・青少年政策課											
9-1-4 消費者団体の育成																								
4	消費者団体に対する情報提供や県消費生活センターにおける活動スペースの提供を行うなど、自主的な活動を支援します。	「ふくしまくらしの情報」を掲載するなど情報提供を行うとともに、消費生活センターの研修室等について、消費者団体の活動の用に供するなど支援を行つた。	消費者行政体制強化事業(再掲)	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、広報誌の発行等、各種広報媒体と連携し周知啓発を図る。また、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	・出前講座の実施 76回2,709名参加 ・消費生活情報紙の作成・掲載年4回	消費者被害防止の観点から、対象者や年代に見合った内容や社会情勢を踏まえた内容等を、限られた予算の中で、より効果的な方法での普及・啓発活動に取り組んでいく必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-2	消費生活センター設置市町村の県内人口比率	78.9%	82.0%	生活環境部	消費生活課										
(2) 消費者のための安全対策の強化																								
9-2-1 不当表示・取引に対する事業者への指導																								
5	関係機関との連携により商品・サービス等の適正な表示を確保します。 また、特定商取引法や消費生活条例の適切な執行や不当取引専門指導員の配置により不当な取引を防止します。	隨時、基準や法律等に違反する事業者に関する情報収集や調査を行い、必要に応じて事業者に對し、是正に向けた指導や勧告、業務停止命令等の処分を迅速に行つ。	消費者生活取引適正化事業	消費者利益の保護や、消費者を取り巻く様々な商取引の適正化を図る。	・景品類規制 31件 ・不当表示規制 15件 ・市町村消費生活担当者に対する説明会を実施 ・府内広報・補助金関係担当課に対する景品表示法改正関係の説明会 1回実施	景品類に関する指導については、行政が補助金や委託などで関わる事が多いため、補助金や広報関係の担当者に対する周知が必要である。R5年度はステマ規制に関する法改正があつたため、説明会を実施した。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-1	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	62.30%	77.90% 以上	生活環境部	消費生活課										
9-2-2 安全三法に基づく販売事業者への立入検査の実施																								
6	県及び市において、安全三法に基づき、計画的に販売事業者への立入検査、指導を実施します。	県及び市において計画を策定し、それに基づき販売事業者への立入検査、指導を実施する。	消費者行政事務経費	消費者利益の保護や、消費者を取り巻く様々な商取引の適正化を図る。	・消費生活用製品安全法に基づく検査・指導(特定製品1品目、特定保守製品2品目) ・家庭用品品質表示法に基づく検査・指導(4品目) ・電気用品安全法に基づく検査・指導(3品目)	各市や各振興局を通じて年間計画に基づき立入検査を実施しているが、コロナ禍の影響で数年間実施しなかった地域もあるため、適正な立入検査・指導等を実施する必要がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政事務経費	9-1	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	62.30%	77.90% 以上	生活環境部	消費生活課										

9 消費者の安全確保の推進

No.	施策推進に向けた具体的な取組	令和6年度取組内容	取組に関わる事業名	事業の概要	事業の進捗(令和6年度実績)	事業内容に係る課題	今年度(令和7年度)の対応方針	今年度(令和7年度)取組に関わる事業名	関連指標				担当部局	担当課
									指標番号	指標名	現況値	令和7年度目標値		
	9-2-3 消費者事故等に関する情報の周知													
7	消費者事故に関する情報を収集し、県のホームページで発信するほか、市町村へ情報提供し、消費者への注意喚起を行います。また、県内で消費者事故が発生した場合は、消費者安全法に基づき、速やかに国へ通知し、被害の拡大防止に努めます。	随時、消費者事故に関する情報を周知し、消費者事故が発生した場合は、迅速に対応する。	消費者行政事務経費(再掲)	消費者利益の保護や、消費者を取り巻く様々な商取引の適正化を図る。	消費者安全法に基づく消費者庁への重大事故の報告(2件)	随時、消費者事故に関する情報を周知し、消費者事故が発生した場合は、迅速に対応する。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政事務経費	9-1	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	62.30%	77.90% 以上	生活環境部	消費生活課
	9-2-4 福島県消費者安全確保地域協議会の開催及び情報共有													
8	定期的に協議会を開催し、構成員の間で、見守り等に必要な取組について協議します。また、見守り等に必要なパンフレット等を作成・配布するほか、必要な情報を随時、関係機関・団体に提供します。	随時、構成員へ必要な情報を提供するとともに、定期的に協議会を開催し取組について協議する。	消費者行政体制強化事業(再掲)	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	県消費者安全確保地域協議会の開催 2回	高齢者等が消費者被害に遭った場合は、発見が遅れ、深刻な被害になりやすいことから、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、地域全体で高齢者等を見守る取組が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-3	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	20.8%	50.0%	生活環境部	消費生活課
	9-2-5 市町村における消費者安全確保地域協議会の設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた支援													
9	市町村に対し、消費者安全確保地域協議会設置や消費生活協力員・協力団体の活用に向けた助言、支援を行います。また、協議会設置済み等の市町村に対しては、運営等に関する助言、支援を行います。	設置を検討している市町村へ訪問等を実施し、助言等必要な支援を行つ。設置済み市町村については、協議会の開催状況を確認する。	消費者行政体制強化事業(再掲)	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	市町村への協議会設置の働きかけ 8市町村訪問	高齢者等が消費者被害に遭った場合は、発見が遅れ、深刻な被害になりやすいことから、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、地域全体で高齢者等を見守る取組が必要である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-3	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	20.8%	50.0%	生活環境部	消費生活課
(3) 消費者被害の防止と救済														
	9-3-1 県消費生活センターの相談対応機能強化													
10	県消費生活センターの相談時間を拡大するとともに、第4日曜日に電話相談と無料法律相談を実施し、消費者トラブルを抱える県民の利便性向上を図ります。	相談時間の延長 相談受付時間は平日9:00～17:00から9:00～18:30に延長する。 また、毎月第4日曜日の9:00～16:30に電話相談を実施する。 毎月第4日曜日に司法書士による無料法律相談を実施する。	消費者行政体制強化事業(再掲)	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	①消費生活相談員の配置3名(消費生活相談員計11名) ②食品安全相談員の配置1名 ③消費生活相談窓口機能強化事業 ・消費生活無料法律相談の実施 73回 ・日曜無料法律相談の実施 9回 ④休日相談の実施 12回 ⑤法令の適正執行等 ⑥相談員レベルアップ等研修 国セン研修等への参加 44回 ⑦相談電話機能強化	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、時代の変化に対応した消費者教育の推進や相談対応が必要であり、県・各市町村における消費生活相談員の知識・技術の更新・向上が課題である。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-2	消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率	78.9%	82.0%	生活環境部	消費生活課
	9-3-2 市町村相談窓口の充実等の支援													
11	最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルに関する相談が適切に行われるよう、市町村の消費生活センターの設置や相談窓口の充実強化に向けた取組への支援を行います。 また、既に設置されている市町村の消費生活センターの間で被害情報の共有を行うなど、連携強化に努めます。	・市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を3市3町1村に実施する。 ・市町村における消費生活相談体制強化 消費生活相談体制強化のため、市町村訪問を行い相談窓口開設や相談員配置などの働きかけを行う。 ・財政支援の実施 市町村の消費生活相談員の人事費、消費生活相談業務の委託料、研修参加費用などを交付金として支援する。	消費者行政体制強化事業(再掲)	年々複雑・多様化する消費者被害を防止するため、学校や関係機関と連携して消費者教育を推進するとともに、県及び各市町村における消費生活相談体制の強化を図る。	・市町村への巡回訪問指導 3市3町1村 37回 ・市町村への消費者行政推進交付金等の交付 20市町村	相談員の人事費確保が困難等の理由から、相談窓口未開設、相談員未配置となっている市町村がある。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政体制強化事業	9-2	消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率	78.9%	82.0%	生活環境部	消費生活課
	9-3-3 製品事故の原因調査													
12	消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連携し事故の原因究明に努めます。	消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民生活センターに商品テストを依頼し、原因究明に努める。	消費者行政事務経費(再掲)	消費者利益の保護や、消費者を取り巻く様々な商取引の適正化を図る。	消費者からの依頼により、県消費生活センターから国民生活センターに商品テストを0件依頼した。	消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民生活センターに商品テストを依頼し、原因究明に努める。	<R7年度の状況> 規模・内容・手法を維持して継続	消費者行政事務経費	9-1	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合	62.30%	77.90% 以上	生活環境部	消費生活課